

(仮称)ふじさわ障がい者プラン 2026

(素案)

ふじさわ障がい者計画
第6期 ふじさわ障がい福祉計画
第2期 ふじさわ障がい児福祉計画

2021年(令和3年)●月
藤沢市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画実施期間	5
第2章 ふじさわ障がい者計画	6
1. 計画の考え方	6
(1) 計画の基本的な考え方	6
(2) 基本理念	7
(3) めざす社会像	8
(4) 課題の整理	9
(5) 基本目標	10
(6) 新計画のポイント	12
2. 本市障がい者の現状と今後の動向	13
(1) 本市障がい者手帳所持者数の推移	13
(2) 障がい者数の推計	21
3. 障がい者施策の課題	22
(1) 障がい者施策の課題抽出のプロセス	22
(2) 課題の整理	24
【課題1 個人の尊厳や権利に関すること】	24
【課題2 障がいのある人への支援に関すること】	28
【課題3 地域生活を支えるための支援に関すること】	36
【課題4 療育や教育に関すること】	43
【課題5 社会参加や活躍の支援に関すること】	48
【課題6 安心した日常生活を送るための基盤に関すること】	55
(3) 課題から基本目標へ	60
4. 施策の方向性と展開	61
(1) 施策の設定について	61
(2) 施策の展開	63
基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】	63
基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】	65
基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】	67
基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】	69
基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】	71
基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】	73
第3章 第6期ふじさわ障がい福祉計画	74
1. 第6期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方	74
(1) 位置付け	74
(2) 基本的な考え方	74

2. 地域共生社会づくりの目標値	76
(1) 福祉施設から地域生活に移行する人数.....	76
(2) 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステム	77
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	78
(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行数・定着数	79
(5) 相談支援体制の充実・強化等	82
3. 障がい福祉サービスの見込み量	83
(1) 訪問系サービス.....	83
(2) 日中活動系サービス.....	84
(3) 居住系サービス.....	87
(4) 相談支援.....	88
(5) 障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策	89
4. 地域生活支援事業の見込み量	92
(1) 必須事業.....	92
(2) 任意事業.....	99
(3) 地域生活支援事業の量と質の確保のための方策	101
第4章 第2期ふじさわ障がい児福祉計画	104
1. 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方	104
(1) 位置付け.....	104
(2) 基本的な考え方.....	104
2. 障がい児支援の提供体制整備の目標	106
(1) 児童発達支援センターについて	106
(2) 保育所等訪問支援について.....	106
(3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制について.....	107
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について.....	107
3. 障がい児支援サービスの見込み量（令和3年度～令和5年度）	108
(1) 障がい児通所支援サービス.....	108
(2) 障がい児相談支援	109
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整をするコーディネーターの配置	110
(4) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策.....	110
第5章 計画推進のために	112
資料編	113

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

●「ふじさわ障がい者プラン 2026」の策定の経緯

本市では、2015年（平成27年）3月に「ふじさわ障がい者計画」と「第4期ふじさわ障がい福祉計画」を一体化した「ふじさわ障がい者プラン 2020『きらり ふじさわ』」（以下「当初計画」という。）を策定し、両計画の基本理念である「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の実現に向け、障がいのある人とその支援者等を対象とする施策を総合的に推進してきました。

2018年（平成30年）3月には、中間見直しを行った「ふじさわ障がい者計画」、「第5期ふじさわ障がい福祉計画」、児童福祉法の改正により新たに加えられた「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」の3計画を一体化した「ふじさわ障がい者プラン 2020『きらり ふじさわ』中間見直し」（以下「前計画」という。）を策定し、藤沢型地域包括ケアシステムの構築を視野に入れた取組を進めてまいりました。

この前計画の計画期間が、2021年（令和3年）3月末日をもって、終了することから、今後の障がい福祉施策の動向を見据え、新たに「ふじさわ障がい者プラン 2026」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

●障がい者施策・社会福祉施策の動向

わが国では、2006年（平成18年）12月に国際連合において採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）について、2007年（平成19年）9月に署名しました。その後2011年（平成23年）8月に改正「障害者基本法」を施行した後、2014年（平成26年）1月には権利条約を批准しました。

このような流れを経て、2016年（平成28年）4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）が施行され、教育、医療、福祉、公共交通、雇用等の障がいのある人の自立と社会参加にかかわるあらゆる分野において、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が進められています。

しかしながら、2016年（平成28年）7月、神奈川県立の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」において、障がいのある人に対する偏見や差別的思考を背景とした事件が発生しました。この事件を受け、2016年（平成28年）10月、神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、同様の事件の再発防止や「ともに生きる社会」の実現に向けた施策を進めています。

本市においても、差別解消への取組を進めており、知的障がい、精神障がい、発達障がい等のために、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が、地域等で安心して暮らせるよう、成年後見制度の周知・啓発と、利用促進に向けた取組や藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会等を活用して、障がいのある方の権利擁護のための地域連携

ネットワークづくりを進めてきました。

また「藤沢市障がい者総合支援協議会」（以下「総合支援協議会」という。）では調査活動を実施し、2019年（平成31年）3月には「『本人の意思決定を尊重した支援』に関するアンケート及び実践事例報告書」を公表するなど、本市独自の取組を実施してきました。

●本計画の策定趣旨 ～これまでの足跡を踏まえて新たな時代へ～

本計画は、前計画に引き続き、権利条約の理念・趣旨を踏まえ、同条約に記載されている「コミュニケーション」や「障がいに基づく差別」「合理的配慮」等の概念を継承・発展させ、地域共生社会の実現をめざす「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進と相まって、「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の歩みをより確かなものとしたいと考えています。

更に2021年（令和3年）4月には、社会福祉法が改正され、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組が始まります。

本市においても、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制の整備をすることにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応していきます。

近年は、風水害だけでなく感染症など、様々な災害や危機から命を守るための対策が公共・民間の様々な分野で求められています。

人材不足などにも対応するため、情報通信技術やロボットなど新たな技術の活用も必要となります。

このことを踏まえ、社会情勢の変化に対し、障がい者を取り巻く課題を整理した上で、「人と人」との「つながり」を大切にし、障がい分野における支援や市民生活を創造していくことをめざして本計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

●本計画の構成と法的な位置付け

本計画は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画」と「障害福祉計画」に該当する「第6期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

「ふじさわ障がい者計画」は、障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくことを目的に、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画として、国の「障害者基本計画（第4次）」や県の「かながわ障がい者計画」を踏まえた上で策定します。

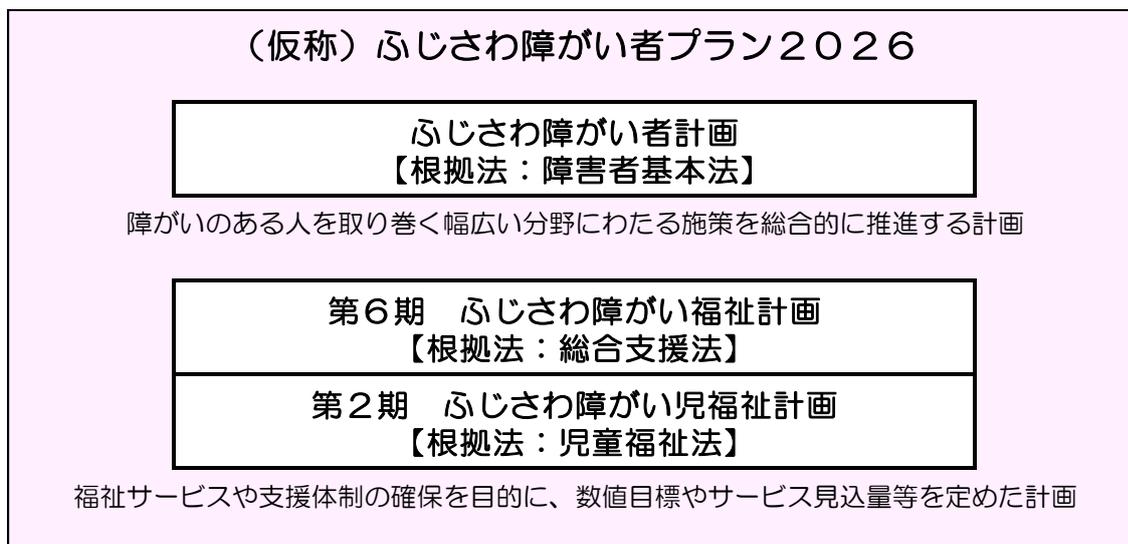
「第6期ふじさわ障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）第88条に基づく市町村障害福祉計画として、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供することを目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

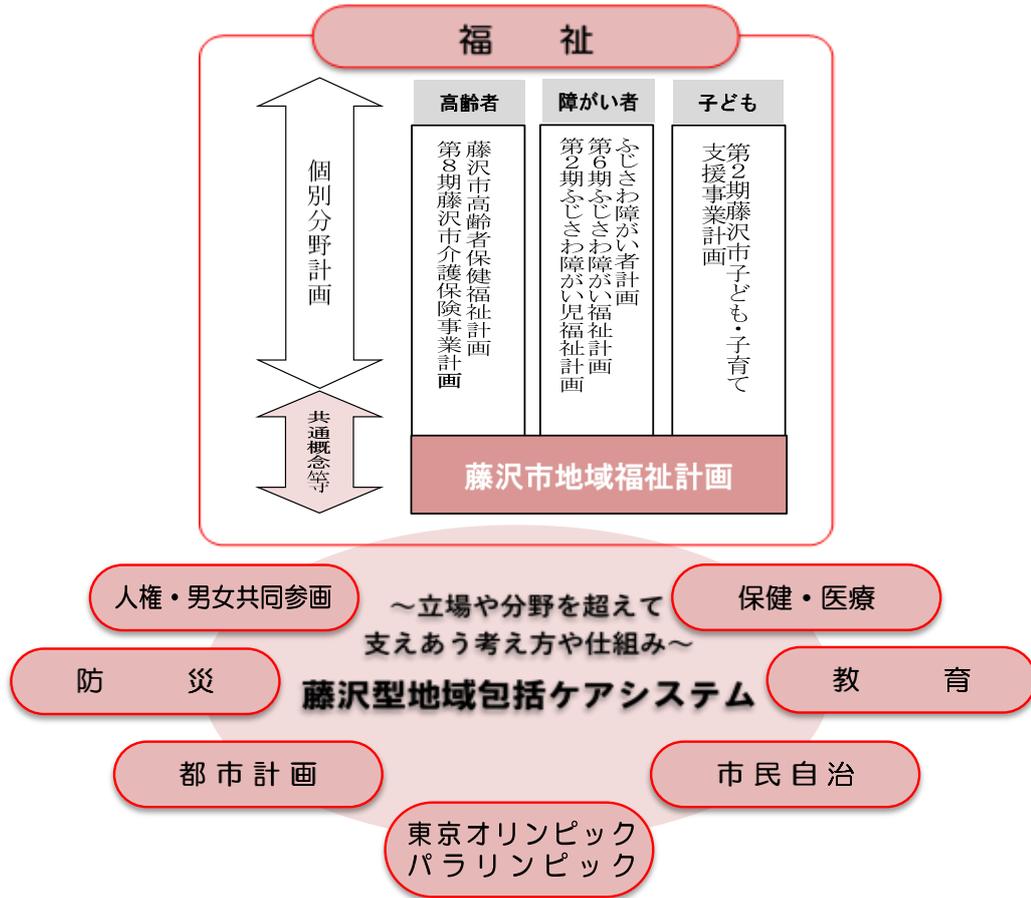
●庁内諸計画との関係

本計画は、福祉分野の総合的な計画である「藤沢市地域福祉計画」に基づく障がい福祉分野の個別計画として、他の個別分野計画との整合性を図りながら策定・推進するものです。

■計画の構成



■庁内諸計画との関係



3. 計画実施期間

各計画期間については、根拠法に基づき「ふじさわ障がい者計画」は6年間、「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は3年間となっています。

このことを踏まえ、本計画の期間は6年間とし、中間年度である令和5年度には、「ふじさわ障がい者計画」の中間見直しと「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」の次期計画策定を行います。

■計画の期間

2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針2024 (令和3年～6年度)					
藤沢市地域福祉計画2026					
		中間見直し			
ふじさわ障がい者プラン2026					
ふじさわ障がい者計画					
		中間見直し			
第6期ふじさわ障がい福祉計画			第7期ふじさわ障がい福祉計画		
第2期ふじさわ障がい児福祉計画			第3期ふじさわ障がい児福祉計画		
藤沢市子ども・子育て支援事業計画					
藤沢市高齢者保健福祉計画 第8期藤沢市介護保険事業計画			藤沢市高齢者保健福祉計画 第9期藤沢市介護保険事業計画		

第2章 ふじさわ障がい者計画

1. 計画の考え方

(1) 計画の基本的な考え方

本市の障がい福祉施策を推進するにあたり^[竹原 ゆかり]基本となるものであり、社会福祉法等との整合性が図られていることから、現計画の「基本理念」を継承します。

「めざす社会像」については、「（仮称）藤沢市地域福祉計画 2026（素案）における～めざすべき将来像～」の「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」に基づき、改定します。

基本目標については、当事者や支援者等のニーズと障がい者施策や社会施策の動向を踏まえ、障がい者を取り巻く課題を6項目に整理するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、発展的に見直し、6本の基本目標を設定しました。

■ ふじさわ障がい者プラン 2026 の基本理念・めざす社会像・基本目標

基本理念	すべての人が、障がいの有無にかかわらず、 お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ
めざす社会像	●一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会 ●一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会 ●一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会
基本目標	1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】 3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】 6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

(2) 基本理念

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の自立した生活と地域社会への包容等について定められています。また 2011 年（平成 23 年）に障害者基本法が改正され、2016 年（平成 28 年）には差別解消法が施行されるなど、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

しかし、障がいのある人は、障がいを理由とする不当な差別や、障がいに関する理解の不足等により、社会の中で様々な制限や制約（以下「社会的障壁」という。）を受けています。この社会的障壁を除去するためには、障がいに関する理解を広め、必要な支援や合理的配慮の提供等により、障がいのある人の本人の心身の状態等に起因する不自由な状況を改善し、一人ひとりの尊厳と自律を保障する必要があります。また、社会生活を行う上での様々な選択の機会において、障がいのある人の意思決定が尊重されるように配慮する必要があります。

本市は、インクルーシブな社会の概念を踏まえ、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

障がいの概念は、本人の医学的な診断や判定によってのみ規定されるものではなく、社会の側に、様々な心身状況の人々と共に過ごすことを前提とする環境や関係づくりが十分でないことから生じる様々な障壁を課題視するものです。

本市では、「障がいは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁により生じている」ということや個人の意思決定を尊重するという考えのもと、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、一人ひとりが自分らしく生活できる社会の実現をめざしていきます。

(3) めざす社会像

●一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会

私たちは、生活の様々な場面において他者との協力やつながりが必要であり、一人の力だけで地域に住み続けることは困難な場合があります。また、障がいのある人やその家族が、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く地域社会に対して参画・協力できることが多くあります。そして、一人ひとりのつながりと地域参加を進めるためには、障がいに関する差別や偏見、生活環境等の社会的障壁の除去を地域において進める必要があります。

本市では、これまで障がいのある人が地域に住み続けるために、地域に密着した相談支援体制や、発達に課題のある方に対する支援の強化・充実とともに障がいに関する理解を広め、社会的障壁を取り除くための取組を進めてきました。

こうした公助と地域の方々が支え合う共助の仕組みづくりを通じて、障がいのある人も市民として地域社会に参加し、一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会をめざします。

●一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会

私たちが、地域で安心して暮らし続けていくためには、本人や家族の状況に応じた保健・医療などの支援が地域において切れ目なく提供される仕組みが必要です。また、風水害や感染症などの災害対策や見守り等の安全対策も重要となります。

本市では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13 地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支え合いの地域づくり」を進めています。更に災害時に支援が必要な方々に対する地域での防災支援や、見守り・パトロールなどの地域での防犯対策を進めています。

今後更に、保健・医療との連携や福祉・医療の緊急時や災害時対策を推進し、一人ひとりを支える仕組みを構築する中で、地域の中で、安全・安心に生活できる社会をめざします。

●一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会

私たちが、生きがいをもって生活するためには、自分自身の意思決定に基づき、自分らしく生活できる地域が必要となります。同時に社会生活での様々な選択の機会において、一人ひとりの意思決定が尊重されるような環境設定が求められます。

本市においては、今後更に就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がいのある人が、積極的に社会や地域にかかわり、様々な活動に取り組んでいけるような環境の整備を推進していきます。

このことを踏まえ、本市では、地域や社会において、一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会をめざします。

(4) 課題の整理

本計画の策定に向け、令和元年度は、「当事者・家族団体及び障がい福祉サービス提供事業者への聞き取り調査」、令和2年度は、「当事者向け・障がい児の保護者向けアンケート調査」を実施しました。

その結果を踏まえ、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会（以下、「計画検討委員会」という。）での協議を重ねた結果、障がい者を取り巻く29の課題を6項目に整理しました。

課題1 個人の尊厳や権利に関すること

1. 障がいへの理解の必要性
2. 合理的配慮・バリアフリー環境の推進の必要性
3. 差別・偏見の解消に関する取組の必要性
4. 虐待防止に関する取組の必要性
5. 権利擁護のための制度利用の推進の必要性

課題2 障がいのある人への支援に関すること

6. 情報入手に関する取組の必要性
7. 相談支援の拡充の必要性
8. 障がいのある人の支援体制に関する取組の必要性
9. 支援者間の連携・協働体制に関する取組の必要性
10. 福祉人材の確保と育成の必要性

課題3 地域生活を支えるための支援に関すること

11. 福祉サービスの充足の必要性
12. 障がいのある人の高齢化及び重度化への対応の必要性
13. 支援者の高齢化等に対応した支援体制の必要性
14. 本人の希望や障がい特性に応じた生活の場の確保に関する取組の必要性

課題4 療育や教育に関すること

15. 障がいの早期発見に関する取組の必要性
16. 障がい児支援のニーズに対応する取組の必要性
17. 障がい児療育・教育の充足に関する取組の必要性
18. 障がい児の成長に対応した切れ目のない支援に関する取組の必要性
19. インクルーシブ教育に関する取組の必要性
20. 放課後等の過ごし方に関する取組の必要性
21. 家族の就労支援に関する取組の必要性

課題5 社会参加や活躍の支援に関すること

22. 就労支援に関する取組の必要性
23. 文化・スポーツに関する取組の必要性
24. 地域への参加に関する取組の必要性
25. 障がい者団体等の活動に関する取組の必要性
26. 外出支援の必要性

課題6 安心した日常生活を送るための基盤に関すること

27. 保健医療との連携に関する取組の必要性
28. 福祉・医療の緊急時や災害時対応に関する取組の必要性
29. 経済的な支援の継続の必要性

(5) 基本目標

障がい者を取り巻く6項目の課題に対応するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と日常生活における支援について着目し、基本目標の柱を現計画の5本から6本としました。

基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

地域における障がいへの理解や心のバリアフリー、一人ひとりの必要に応じた合理的配慮を促進することにより、共生のための環境づくりを推進します。

虐待や差別のない社会づくりに注力し、障がいのある人への日常生活支援において、本人の意思を聞き出し、引き出す支援をめざすことにより、権利擁護を推進します。

基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

福祉情報・相談窓口の利便性の向上や重層的支援を見据えた相談支援体制の拡充、計画相談支援・障がい児相談支援を推進させる中で、相談支援の強化を図ります。

総合支援協議会をはじめとした分野横断的な協議の体制を確保するとともに、地域生活支援拠点の効果的な運用を進め、連携による協議及び地域における支援体制の強化を図ります。

身近な支援事業所を利用することへのニーズに対応し、サービス提供施設・事業所の拡充を進めるとともに、人材不足への補完的対応として、介護ロボットやリモートシステム、先端技術を取り入れた生活環境づくりなどの検討を進めることにより、支援・サービス提供体制の確保を図ります。

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

重度障がいや医療的ケアを含めた様々な障がいの状況に対応した支援体制の充実や本人・家族の高齢化への対応をするための環境づくりを進め、一人ひとりの必要に応じた支援を推進します。

地域のニーズを把握した上で、障がい福祉サービスやその他の福祉サービス、支え合い活動を充実させるとともに、障がいのある人を支える家族等の負担を軽減できるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

多様な障がい特性に応じることができるよう住宅改良の支援や住まい、居住系サービスなど暮らしの場の確保を支援します。

基本目標 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

障がいや発達心配、児童発達支援センターにおける療育、保育園・幼稚園における対応など、一人ひとりの状況に応じた発達支援に取り組み、障がいの早期発見と乳幼児期^[竹原 ゆかり2]における発育・発達支援の充実を図ります。

一人ひとりに対応した学習と、個性を認め合う関係づくりを育む教育環境づくりを進めるとともに、民間の事業所や団体等と連携して、放課後等を過ごす場所、様々な学びや体験の機会を通じて、学齢期^[鎌田 実3]における支援体制の充実を図ります。

成長に応じた発達支援や障がい児支援サービスを充実させ、保護者の支援も推進することにより、乳幼児期から成人期まで、切れ目のない支援の充実を図ります^[鎌田 実4]。

基本目標 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

就労支援の体制や通所施設における生産・創作活動の充実など、障がいのある人が仕事を通じて参加・活躍できる機会の拡充を図ることにより、就労等による自立・活躍支援を推進します。

文化・スポーツ活動や生涯学習などを充実させ、様々な活動へ参加しやすい環境づくりを推進するとともに、当事者・家族団体活動等への支援を推進します。

外出・移動支援の充実や手話や点訳などを含め情報の受発信支援を進め、活動の手段や環境を確保します。

基本目標 6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

障がいのある人の健康づくりや安心して受診ができるようにするための助成を行うなど、保健医療体制の確保を図ります。

けが^[竹原 ゆかり5]や急な体調変化等への緊急対応体制の確保を図るとともに、災害や感染症対策を充実させることにより、緊急時対応・災害対策等の強化を図ります。

年金・手当、給付金、各種減免制度など、生活の安心を支える経済的な支援について継続して取り組みます。

(6) 新計画のポイント

- 本計画は、前計画まで引き継がれてきた本市の障がい福祉の考え方や、これまでの取組を発展的に継承し、制度や社会情勢の変化、ニーズや課題の動向を踏まえて、課題解消に向けた取組をより効果的に展開していけるよう構成しました。
- 「権利条約」や「藤沢型地域包括ケアシステムの理念」に基づき、人のつながりを重視した障がい理解の促進による地域共生社会の実現をめざしていきます。
- 人材不足への対応強化を見据え、ICT やIoT、AI などのシステムの導入を検討し、新たな時代に向けた先端技術の活用を視野に入れた計画としました。
- 障がい者を取り巻く課題 6 項目に対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援と日常生活における支援について着目し、基本目標の柱は、現計画の5本から6本としました。

現計画の基本目標

1. 一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実
2. 障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実
3. 障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進
4. 安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実
5. 一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進



本計画の基本目標

1. 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】
2. 支援体制の強化【支援の基盤づくり】
3. 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】
4. 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】
5. 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】
6. 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

2. 本市障がい者の現状と今後の動向

(1) 本市障がい者手帳所持者数の推移

1) 全体の推移

○2020年（令和2年）4月1日現在の本市における障がい者手帳所持者数（身体、知的、精神各障がい者手帳所持者数の合計、延べ数）は18,268人と、2015年（平成27年）に比べて11.5%増加しました。特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は38.1%、療育手帳所持者数は26.9%と大きく増加しています。

○2020年（令和2年）の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は6,462人と、2015年（平成27年）に比べて25.1%増加しました。

○指定難病医療受給者数は、指定難病への制度変更に伴い、受給対象となる難病の種類の減少等に伴い、2016年（平成28年）の2,663人から2019年（令和元年）には2,430人へと減少しています（各年3月末、神奈川県保健所年報）。

■総人口及び障がい者手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	2015年 （平成27年）	2016年 （平成28年）	2017年 （平成29年）	2018年 （平成30年）	2019年 （令和元年）	2020年 （令和2年）	5年間の 伸び率
総人口	420,619	425,105	427,501	429,317	433,080	435,121	3.4%
身体障がい者手帳	10,910	10,896	10,918	10,939	11,032	11,005	0.9%
療育手帳	2,579	2,679	2,895	3,027	3,143	3,272	26.9%
精神障がい者保健福祉手帳	2,889	3,071	3,275	3,519	3,744	3,991	38.1%
障がい者手帳所持者数 （延べ数）	16,378	16,646	17,088	17,485	17,919	18,268	11.5%

注1. 総人口は、平成27年国勢調査を基準とした推計値。

注2. 障がい者手帳所持者数（延べ数）は、身体障がい者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の合計値。

注3. 5年間の伸び率（%）＝（2020年の数値－2015年の数値）／2015年の数値×100（以下同様）

注4. 難病、発達障がい、高次脳機能障がいを含め、障がい者手帳を所持していない人も一定数いると考えられ、実際に障がいのある人の総数は上記の数値よりも多いと考えられます。

出所：障がい福祉課資料、藤沢市「藤沢市の人口と世帯数」（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）の推移

（単位：人）

区分	2015年 （平成27年）	2016年 （平成28年）	2017年 （平成29年）	2018年 （平成30年）	2019年 （令和元年）	2020年 （令和2年）	5年間の 伸び率
自立支援医療受給者数	5,164	5,435	5,683	5,913	6,170	6,462	25.1%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

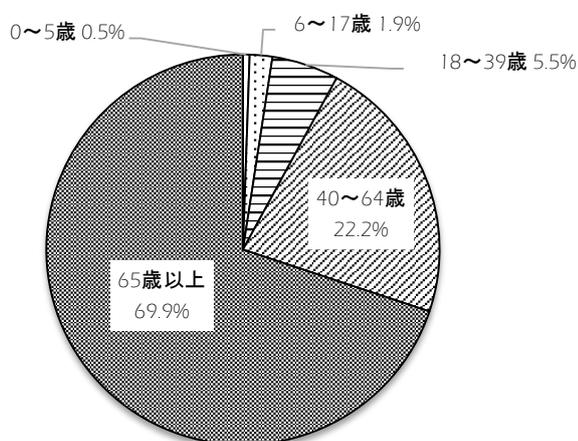
2) 身体障がい者手帳所持者数

○身体障がい者手帳所持者数は、2020年（令和2年）4月1日現在 11,005人で、最近5年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

【年齢別の状況】

○最近5年間の推移を見ると、65歳以上が増加傾向、18～64歳は減少傾向、17歳以下は概ね横ばいの傾向にあります。年齢別に見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、65歳以上が69.9%と約7割に上っています。

■身体障がい者手帳所持者数の年齢別構成比【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■身体障がい者手帳所持者数の年齢別推移

(単位：人)

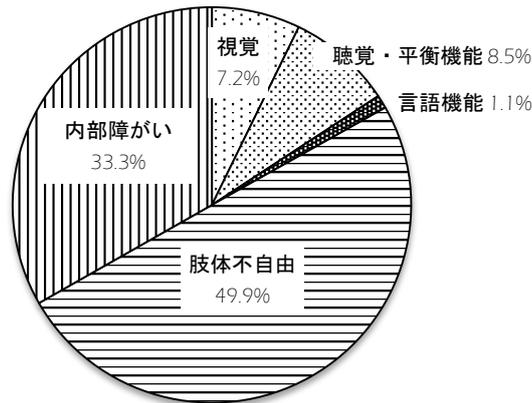
区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	5年間の 伸び率
総数	10,910	10,896	10,918	10,939	11,032	11,005	0.9%
0～5歳	50	44	52	51	54	60	20.0%
6～17歳	202	220	216	209	208	205	1.5%
18～39歳	642	608	628	608	608	605	-5.8%
40～64歳	2,504	2,473	2,450	2,441	2,449	2,446	-2.3%
65歳以上	7,512	7,551	7,572	7,630	7,713	7,689	2.4%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

【障がい種別の状況】

- 身体障がい者手帳所持者について、障がい種別の状況を見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、「肢体不自由」が49.9%と約5割を占め、次いで「内部障がい」が33.3%と多くなっています。「聴覚・平衡機能」は8.5%、「視覚」は7.2%、「言語機能」は1.1%となっています。
- 最近5年間の推移を見ると、「肢体不自由」は減少傾向にあり、「内部障がい」及び「聴覚」が増加してきています。「視覚」は概ね横ばいの傾向にあります。

■身体障がい者手帳所持者数の障がい種別構成比【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■身体障がい者手帳所持者数の障がい種別推移

（単位：人）

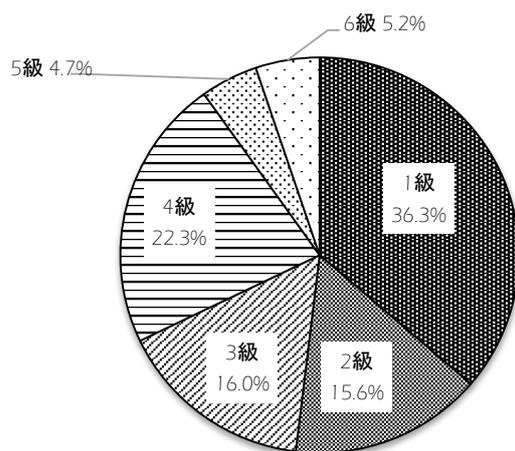
区分	2015年 （平成27年）	2016年 （平成28年）	2017年 （平成29年）	2018年 （平成30年）	2019年 （令和元年）	2020年 （令和2年）	5年間の 伸び率
総数	10,910	10,896	10,918	10,939	11,032	11,005	0.9%
視覚	789	771	777	771	791	791	0.3%
聴覚	849	874	880	891	923	935	10.1%
平衡機能	5	4	3	4	4	4	-20.0%
言語機能	132	134	115	117	126	120	-9.1%
肢体不自由	5,886	5,766	5,732	5,678	5,606	5,494	-6.7%
内部障がい	3,249	3,347	3,411	3,478	3,582	3,661	12.7%
心臓	1,746	1,786	1,847	1,869	1,922	1,941	11.2%
腎臓	754	798	803	839	873	917	21.6%
呼吸器	141	147	149	134	135	133	-5.7%
ぼうこう・直腸	510	510	499	512	530	549	7.6%
小腸	11	12	11	11	10	8	-27.3%
免疫	66	74	80	85	86	86	30.3%
肝臓	21	20	22	28	26	27	28.6%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

【等級別の状況】

- 身体障がい者手帳の等級別に見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、「1級」36.3%、「2級」15.6%と、重度の方が半数以上を占めています。
- 最近5年間の推移を見ると、「2級」が微減傾向にある以外は、各等級で微増又は横ばいの傾向にあります。

■身体障がい者手帳所持者数の等級別構成比【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■身体障がい者手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	5年間の 伸び率
総数	10,910	10,896	10,918	10,939	11,032	11,005	0.9%
1級	3,921	3,944	3,983	3,961	3,975	3,994	1.9%
2級	1,813	1,779	1,759	1,748	1,751	1,719	-5.2%
3級	1,734	1,712	1,706	1,721	1,758	1,756	1.3%
4級	2,447	2,428	2,429	2,439	2,457	2,452	0.2%
5級	502	522	524	532	539	513	2.2%
6級	493	511	517	538	552	571	15.8%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

3) 療育手帳所持者数

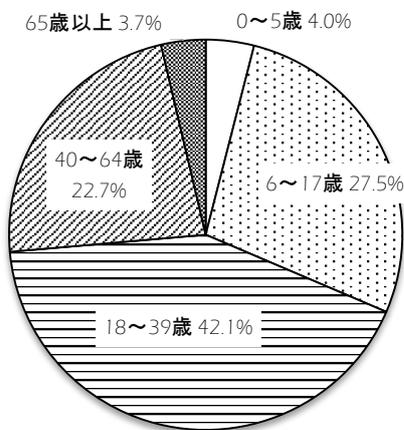
○療育手帳所持者数は、年々増え、2020年（令和2年）4月1日現在 3,272人と、2015年（平成27年）に比べて26.9%増えています。

【年齢別の状況】

○年齢別の人数を見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、18～39歳が42.1%と4割以上を占め、17歳以下が31.5%、40～64歳が22.7%、65歳以上は3.7%となっています。

○最近5年間の推移を見ると、各年齢層共に増加傾向にありますが、特に40歳以上の伸び率が高く、高齢化が進んできている状況にあることがわかります。

■療育手帳所持者数の年齢別構成比【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■療育手帳所持者数の年齢別推移

(単位：人)

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	5年間の 伸び率
総数	2,579	2,679	2,895	3,027	3,143	3,272	26.9%
0～5歳	865	878	927	146	129	129	18.4%
6～17歳				828	859	895	
18～39歳	1,630	1,703	1,868	1,255	1,305	1,371	29.5%
40～64歳				691	721	740	
65歳以上	84	98	100	107	112	119	41.7%

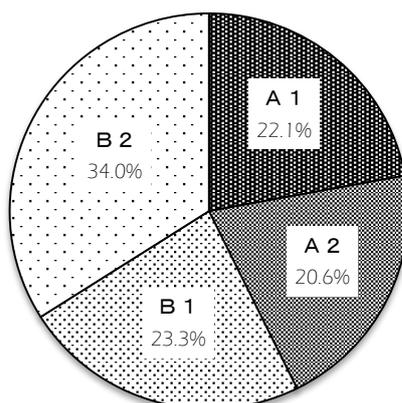
出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

【程度別の状況】

○療育手帳の程度別に見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、「B2」が34.0%と約3分の1を占め、A1～B2が約20%ずつの分布となっています。

○最近5年間の推移を見ると、いずれの程度区分においても増加傾向にあることがわかります。

■療育手帳所持者数の程度別構成比【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■療育手帳所持者数の程度別推移

（単位：人）

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	5年間の 伸び率
総数	2,579	2,679	2,895	3,027	3,143	3,272	26.9%
A1	597	612	687	699	706	720	20.6%
A2	519	530	596	624	646	670	29.1%
B1	602	640	686	713	735	758	25.9%
B2	861	897	926	991	1,056	1,106	28.5%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

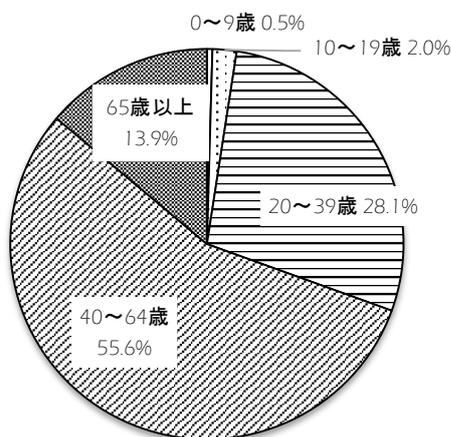
○精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、年々増え、2020年（令和2年）4月1日現在 3,991人と、2015年（平成27年）に比べて38.1%増加しています。

【年齢別の状況】

○年齢別の人数を見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、40～64歳が55.6%と半数以上を占め、次いで20～39歳が28.1%、65歳以上が13.9%となっています。

○最近5年間の推移を見ると、各年齢層共に大きく増加しており、増加者数では40～64歳、増加率の上昇では10～19歳で特に高くなっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別構成比
【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

(単位：人)

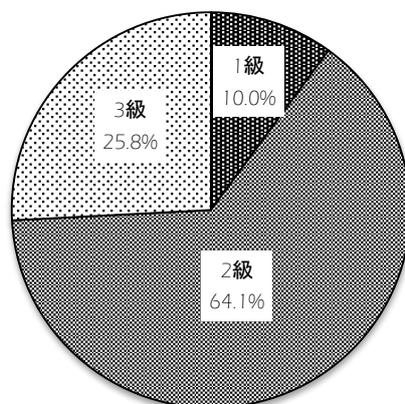
区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	5年間の 伸び率
総数	2,889	3,071	3,275	3,519	3,744	3,991	38.1%
0～9歳	12	8	6	8	13	18	50.0%
10～19歳	39	45	52	66	74	79	102.6%
20～39歳	877	916	937	985	1,045	1,122	27.9%
40～64歳	1,534	1,621	1,759	1,924	2,058	2,219	44.7%
65歳以上	427	481	521	536	554	553	29.5%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

【等級別の状況】

- 精神障がい者保健福祉手帳の等級別に見ると、2020年（令和2年）4月1日現在、「2級」が64.1%と3分の2近くに上り、次いで「3級」が25.8%、「1級」は10.0%となっています。
- 最近5年間の推移を見ると、「2級」「3級」が大きく増加し、「1級」は、概ね横ばいの傾向にあります[鎌田 実6]。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別構成比
【2020年（令和2年）4月1日現在】



出所：障がい福祉課資料

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	5年間の 伸び率(%)
総数	2,889	3,071	3,275	3,519	3,744	3,991	38.1%
1級	408	402	400	412	404	401	-1.7%
2級	1,819	1,943	2,081	2,208	2,359	2,559	40.7%
3級	662	726	794	899	981	1,031	55.7%

出所：障がい福祉課資料（各年4月1日現在）

(2) 障がい者数の推計

1) 障がい者数の推計方法

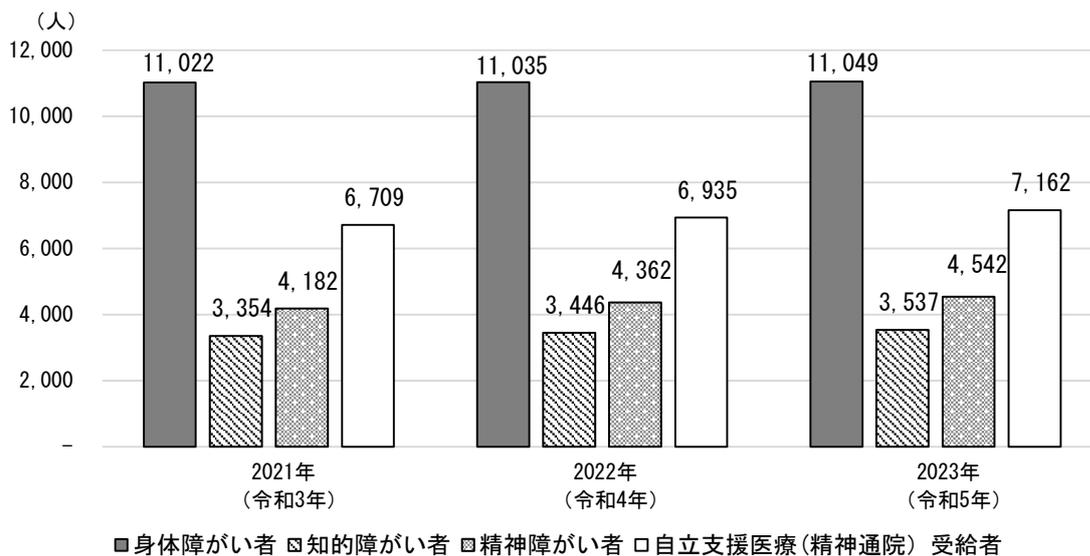
1993年（平成5年）（精神障がいは1996年（平成8年））から2020年（令和2年）までの障がい者手帳所持者と、障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の動向を踏まえた上で、2021年（令和3年）から2023年（令和5年）の障がい者比率を推計しました。それに推計人口を乗じて、各年の障がい種別ごとの障がい者数を見込みました。

推計人口については、本市が2018年（平成30年）に公表した「藤沢市将来人口推計」における2025年の推計人口を基に、2020年（令和2年）からの人口増を勘案し、見込みました。

2) 推計結果

2023年（令和5年）の障がい別障がい者数は、身体障がい者数11,250人、知的障がい者数3,537人、精神障がい者数4,542人と、2020年（令和2年）と比較していずれも増加することが見込まれます。また、自立支援医療受給者数（精神通院）については、2020年（令和2年）の6,462人から、2023年（令和5年）には7,162人に増える見込みです。更に、手帳をお持ちでない方についても、今後、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来障がい者数は推計値よりも多くなる可能性があります。

■障がい者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推計



注：障がい種別の障がい者数（推計値）については、過去の動き等を踏まえた上で、各障がい種別の障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）を推計し、それに、既に予測されている総人口を乗ずることにより推計しました。

出所：障がい福祉課資料、藤沢市「平成30年度藤沢市将来人口推計」

3. 障がい者施策の課題

(1) 障がい者施策の課題抽出のプロセス

本計画における 6 つの基本目標のそれぞれを達成するため、障がい者施策の[鎌田 実7]課題の抽出・整理を、以下の方法で実施しました[鎌田 実8]。

1) 前計画の事業評価

前計画に基づいて庁内の関係各課が展開した事業・取組について、計画と実績の比較を行い、施策の達成状況等を確認しました。このことを踏まえ、[鎌田 実9]今後の障がいサービスの必要量の増加を[鎌田 実10]、本計画における必要な事業・取組を達成するための課題を抽出しました。

2) ニーズ調査の実施

障がいのある人やその保護者等の困りごとや施策へのニーズ等に関する情報を把握するため、市内の当事者・家族団体及び障がい福祉サービス事業者への聞き取り調査（以下、「ヒアリング調査」という。）と、当事者及び障がい児の保護者向けアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

■ヒアリング調査の実施概要

- 実施時期：2020年1月・2月
- 調査対象：藤沢市内で活動する当事者・家族団体等 12 団体
藤沢市内で活動する障がい福祉サービス提供事業者 6 団体

■アンケート調査の実施概要

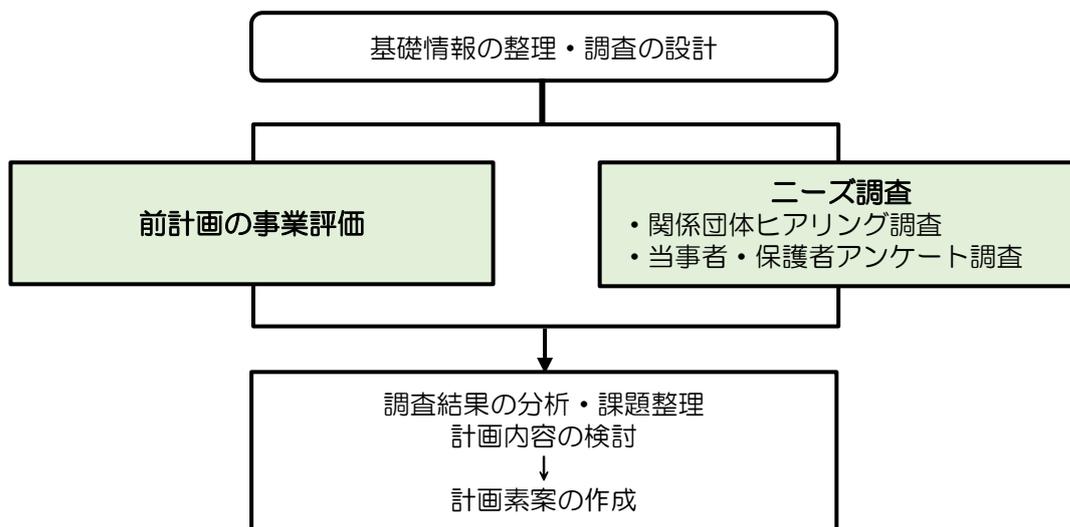
- 実施時期：2020年7月
- 実施方法：郵送法による配布・回収
- 調査対象：市内に住民票がある障がい者手帳所持者及び自立支援医療受給者、発達障がい・高次脳機能障がい・指定難病の方（無作為抽出）
- 配布・回収状況：

【当事者調査】上記に該当する 18 歳以上の方	1,250 名	回収 603 票（回収率 48.2%）
【保護者調査】上記に該当する 18 歳未満の方	250 名	回収 148 票（回収率 59.2%）
【計】	1,500 名	回収 751 票（回収率 50.1%）

3) 計画検討委員会における審議

- 有識者、当事者、支援者及び市民等で構成される計画検討委員会における審議により、調査の設計、調査結果の分析、計画の検討を進めました。

■ 課題抽出プロセスのフロー図



(2) 課題の整理 [竹原 ゆかり 11]

【課題 1 個人の尊厳や権利に関すること】

1. 障がいへの理解の必要性

○ヒアリング調査において、聴覚障がいや行動障がい、自閉症、高次脳機能障がいなど、**周囲からわかりにくい** [鎌田 実12]、様々な障がいへの理解の必要性が指摘されています。

2. 合理的配慮・バリアフリー環境推進の必要性

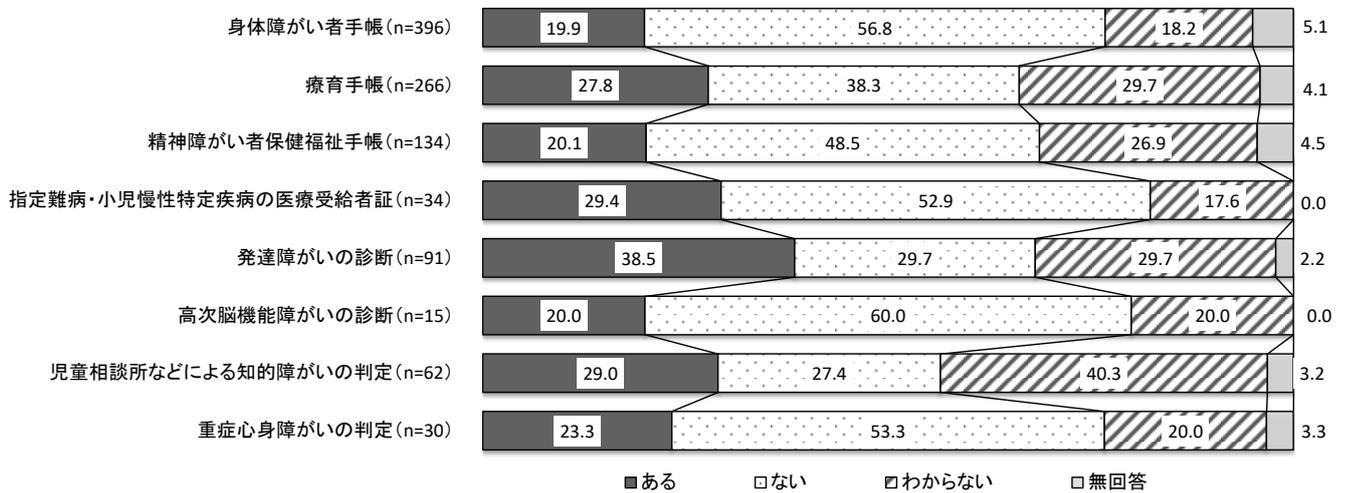
○ヒアリング調査において、公共施設や商業施設、交通機関において、差別解消法により求められている合理的配慮の提供が進んでいないことが指摘されています。

3. 差別・偏見の解消に関する取組の必要性

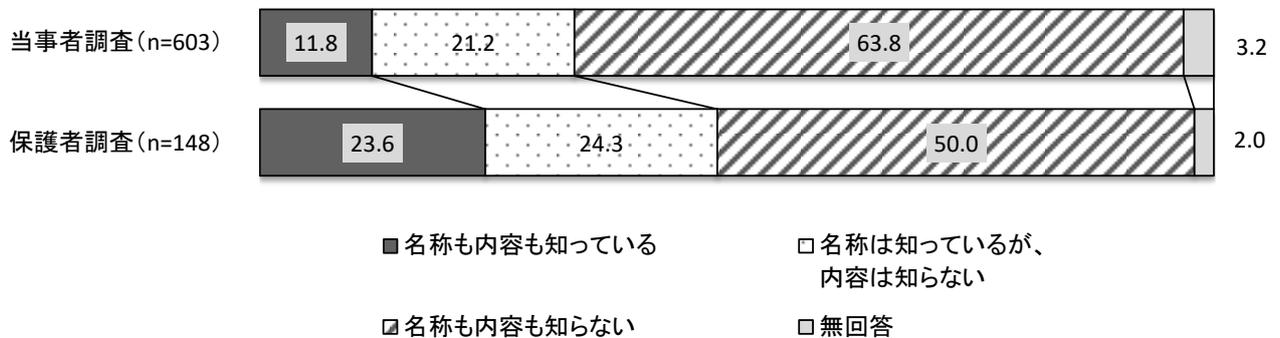
- 「**不当な差別を受けたことがあるか**」 [竹原 ゆかり 13] については、「ある」と回答した方は、当事者・保護者調査全体で21.8%となっています。
特に、発達障がいの診断を受けた人において「ある」の回答割合が高くなっています。
- 差別解消法について、「名称も内容も知っている」と回答した方は、当事者調査で11.8%、保護者調査で23.6%にとどまっています。
- ヒアリング調査において、社会や地域における障がいの理解と受容、障がいの理解と対応のあり方等に関する、より一層の普及・啓発が必要であることが指摘されています。

■ 不当な差別を受けたことがあるか [竹原 ゆかり14] 【当事者・保護者調査：障がい種別】 [堀越15]

	合計	不当な差別を受けたことがあるか			
		ある	ない	わからない	無回答
全体	751	21.8	50.5	22.8	4.9
身体障がい者手帳	396	19.9	56.8	18.2	5.1
療育手帳	266	27.8	38.3	29.7	4.1
精神障がい者保健福祉手帳	134	20.1	48.5	26.9	4.5
指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証	34	29.4	52.9	17.6	0.0
発達障がいの診断	91	38.5	29.7	29.7	2.2
高次脳機能障がいの診断	15	20.0	60.0	20.0	0.0
児童相談所などによる知的障がいの判定	62	29.0	27.4	40.3	3.2
重症心身障がいの判定	30	23.3	53.3	20.0	3.3



■ 差別解消法を知っているか (%)



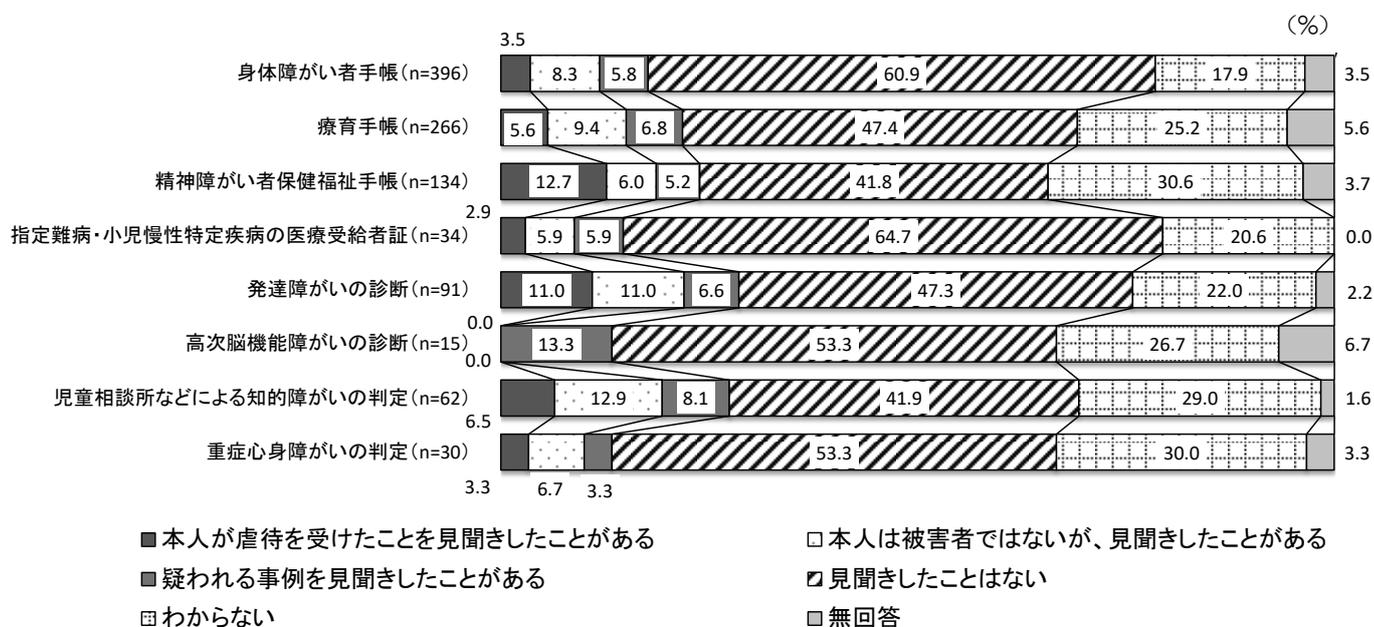
4. 虐待防止に関する取組の必要性

○虐待を受けているのを見聞きしたことがあるかについては、当事者・保護者調査において、本人が虐待を受けた若しくは見聞きした[竹原 ゆかり16]ことがあると回答した方は、回答者全体の14.5%[竹原 ゆかり17]となっています。

○障がい種別に見ると、本人[竹原 ゆかり18]が虐待を受けた若しくは見聞きしたことがあると回答した方は、発達障がいと精神障がいで、他の障がいに比べて高くなっています。

■虐待を見たり聞いたりしたことはあるか【当事者・保護者調査：障がい種別】

	合計 (人)	虐待を見たり聞いたりしたことはあるか (%)					
		見受本 と聞け人が きたが あしたこ をを	見で本 と聞は がき ないは あしが 被るこ 者	を疑 を見 聞か し た こ と が あ る	を 疑 わ れ る 事 例 を 見 聞 き し た こ と が あ る	見 と 聞 き し た こ と は な い	わ か ら な い
全体	751	5.6	8.9	6.7	53.3	21.6	4.0
身体障がい者手帳	396	3.5	8.3	5.8	60.9	17.9	3.5
療育手帳	266	5.6	9.4	6.8	47.4	25.2	5.6
精神障がい者保健福祉手帳	134	12.7	6.0	5.2	41.8	30.6	3.7
指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証	34	2.9	5.9	5.9	64.7	20.6	0.0
発達障がいの診断	91	11.0	11.0	6.6	47.3	22.0	2.2
高次脳機能障がいの診断	15	0.0	0.0	13.3	53.3	26.7	6.7
児童相談所などによる知的障がいの判定	62	6.5	12.9	8.1	41.9	29.0	1.6
重症心身障がいの判定	30	3.3	6.7	3.3	53.3	30.0	3.3

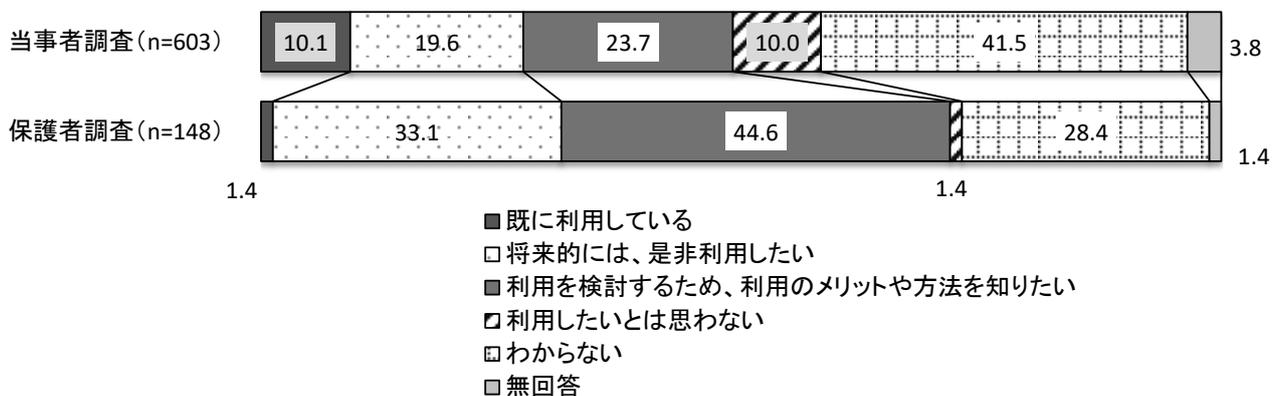


5. 権利擁護のための制度利用の推進の必要性

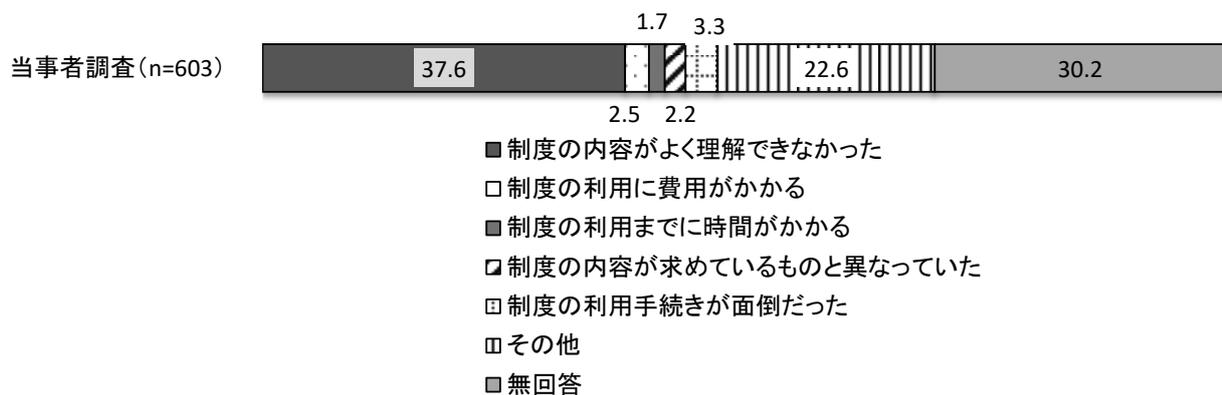
○「障がいのある人の権利を守るための制度の利用意向」については、「利用を検討するため、利用の[竹原 ゆかり 19]メリットや方法を知りたい」と回答した方が、当事者調査では23.7%、保護者調査では44.6%となっています。また、「わからない」と回答した方は、当事者調査では41.5%、保護者調査では28.4%となっています。

○権利を守るための制度を利用していない理由として、当事者調査において「制度の内容がよく理解できていなかった」という回答が37.6%で最も高い結果となっています。

■ 障がいのある人の権利を守るための制度の利用意向 (％)



■ 権利を守るための制度を利用していない理由 (％)

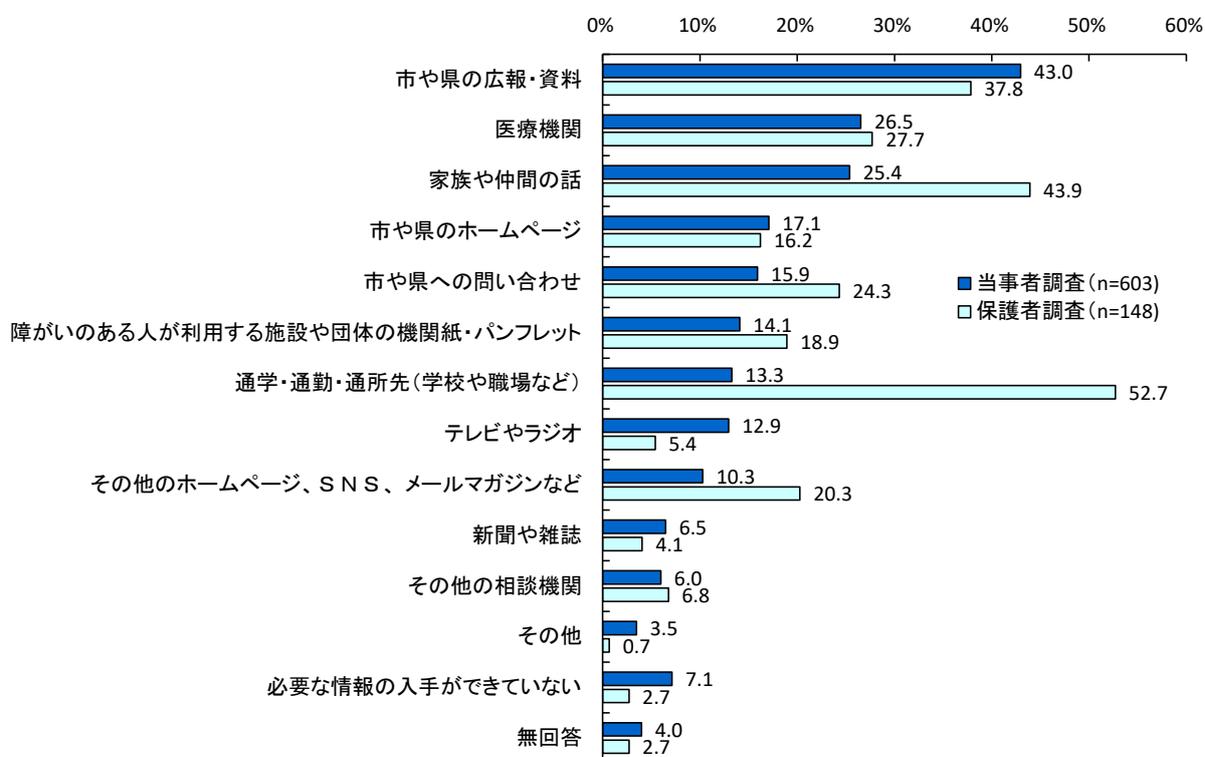


【課題2 障がいのある人への支援に関すること】

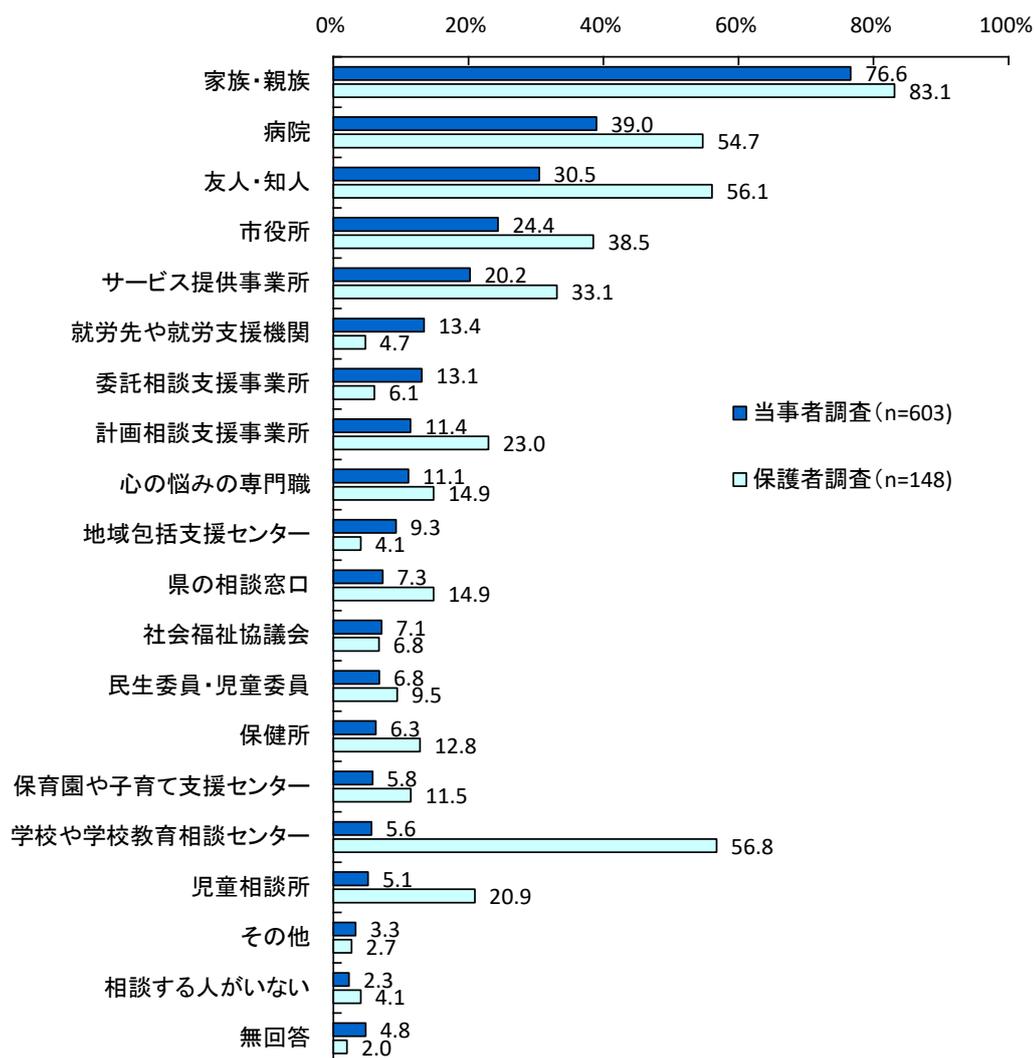
6. 情報入手に関する取組の必要性

- 「支援に関する情報の入手先」について、当事者調査では、「市や県の広報・資料」「医療機関」「家族や仲間の話」の順に多くなっています。保護者調査では「通学・通勤・通所先（学校や職場など）」[竹原 ゆかり20]「家族や仲間の話」「市や県の広報・資料」の順に多くなっています。
- 「困りごとの相談先」については、当事者調査、保護者調査共に、「家族・親族」が最も多くなっています。更に当事者調査では「病院」「友人・知人」が多く、保護者調査では「学校や学校教育相談センター」が多くなっています。

■支援に関する情報の入手先（複数回答）



■ 困りごとの相談先（複数回答）



注1. 委託相談支援事業所：「ふらっと」「おあしす」「かわうそ」「マロニエ」「リート」「チャレンジⅡ」「えぼめいく」

注2. 社会福[竹原 ゆかり21]祉協議会：あんしんセンター、ボランティアセンター、バックアップふじさわ社協、コミュニティソーシャルワーカーなど

7. 相談支援の拡充の必要性

○相談支援については、ヒアリング調査において、当事者等から「どこに相談したらよいのかわからない」「計画相談支援において日常生活における困りごとを相談することが困難」との意見がありました。

事業所からは、計画相談支援の業務量の多さや報酬体系の複雑さに加え、人材確保や人材育成の難しさ、情報収集のための環境づくりなどが課題として挙げられました。また、家族の困りごとに対する支援の難しさに関する意見がありました。

[竹原 ゆかり22]

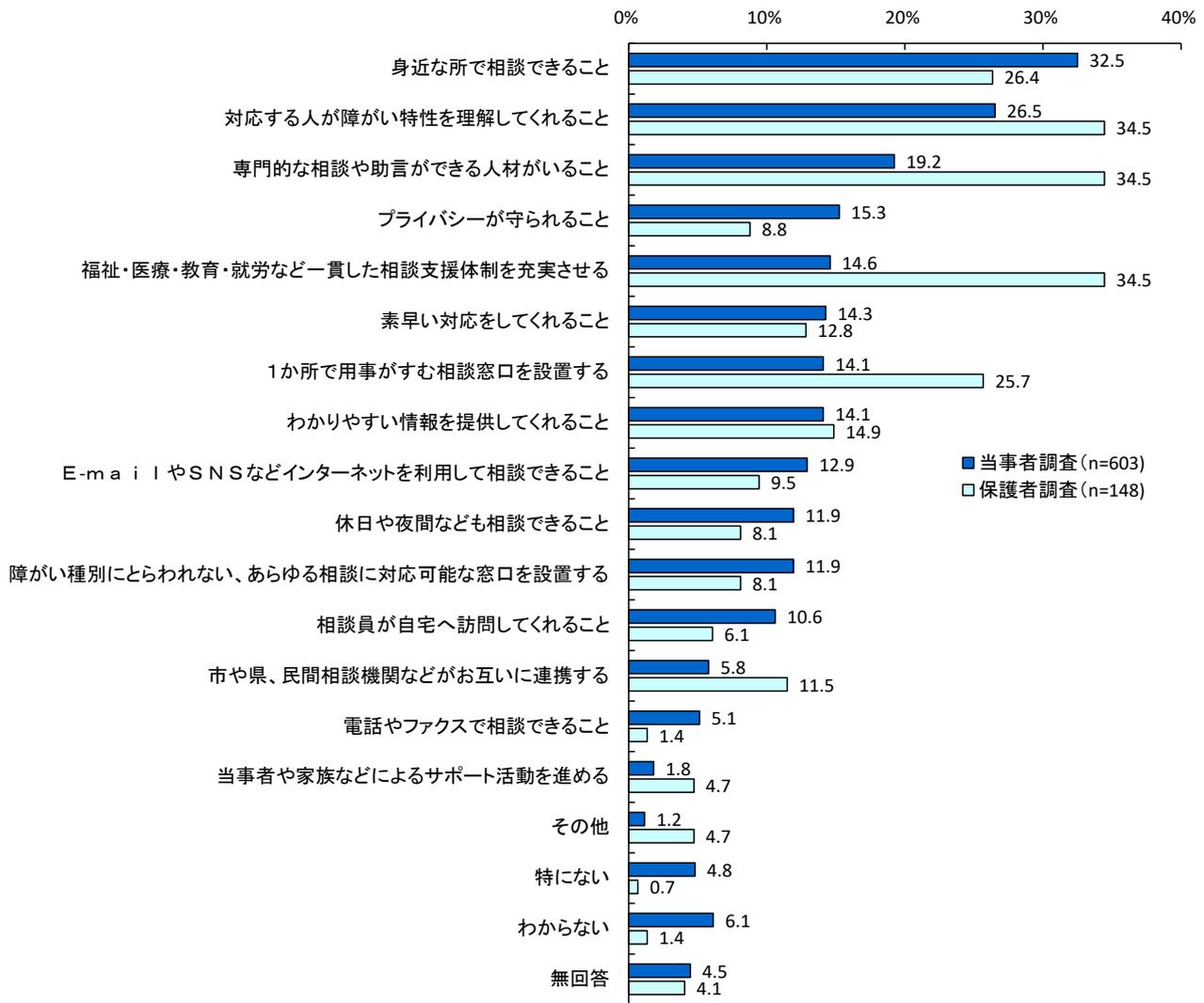
○相談支援を充実させるために必要なことについて、当事者調査では「身近な所で相談できること」「対応する人が障がい特性を理解してくれること」の順に多くなっています。

保護者調査では「対応する人が障がい特性を理解してくれること」「専門的な相談や助言ができる人材がいること」「福祉・医療・教育・就労など一貫した相談支援体制を充実させる」が最も多くなっています。

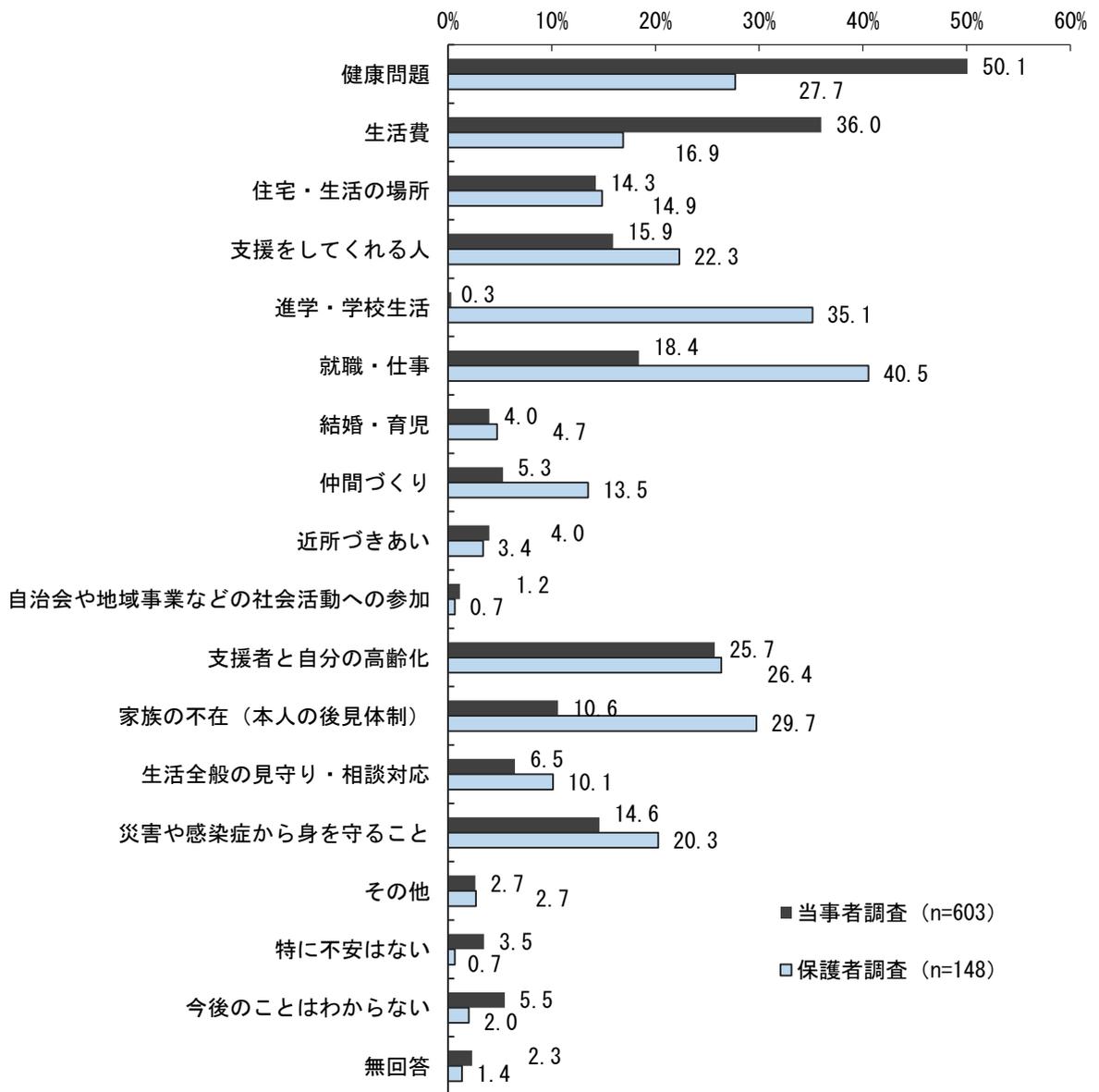
○「今後の生活で不安に感じていること」について、当事者調査では「健康問題」「生活費」「支援者と自分の高齢化」[鎌田 実23]の順に多くなっています。

保護者調査では「就職・仕事」「進学・学校生活」「家族の不在（本人の後見体制）」[竹原 ゆかり24] [鎌田 実25]の順に多くなっています。

■相談支援を充実させるために必要なこと（複数回答）



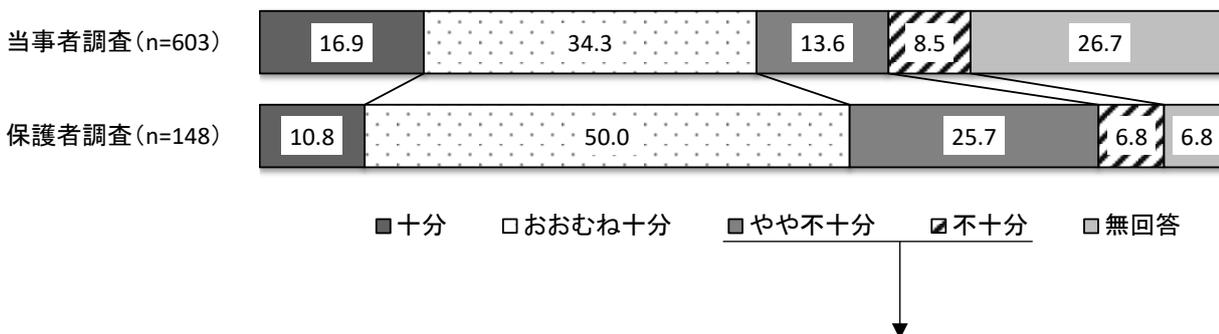
■今後の生活で不安に感じていること（複数回答）【鎌田 実26】



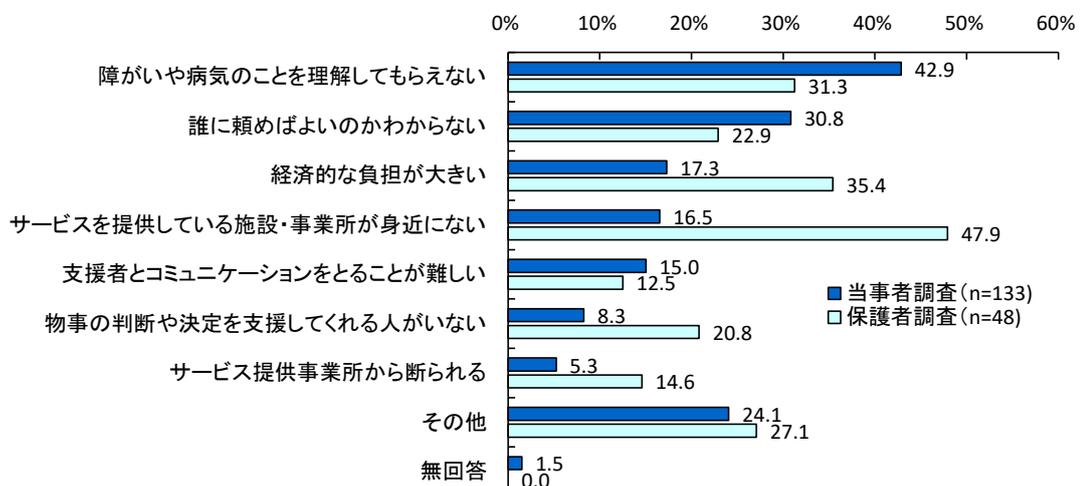
8. 障がいのある人の支援体制に関する取組の必要性

- 「十分な支援が受けられているか」について、当事者調査では「やや不十分」「不十分」の割合が合計で22.1%となっています。手帳や診断等の状況別に見ますと、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいにおいて「やや不十分」「不十分」の割合が高くなっています。
- 「支援体制が十分でないと思う理由」について、当事者調査では「障がいや病気のことを理解してもらえない」「誰に頼めばよいかわからない」の順に多くなっています。
- 保護者調査では「やや不十分」「不十分」との回答が合計で32.5%見られました。手帳や診断等の状況別に見ますと、精神障がい、発達障がいにおいて「やや不十分」「不十分」との割合が高くなっています。
「支援体制が十分でないと思う理由」については「サービスを提供している施設・事業所が身近でない」「経済的な負担が大きい」の順〔鎌田 実27〕に多くなっています。

■十分な支援が受けられているか



■支援体制が十分でない理由（複数回答：あてはまるものすべてを選択）



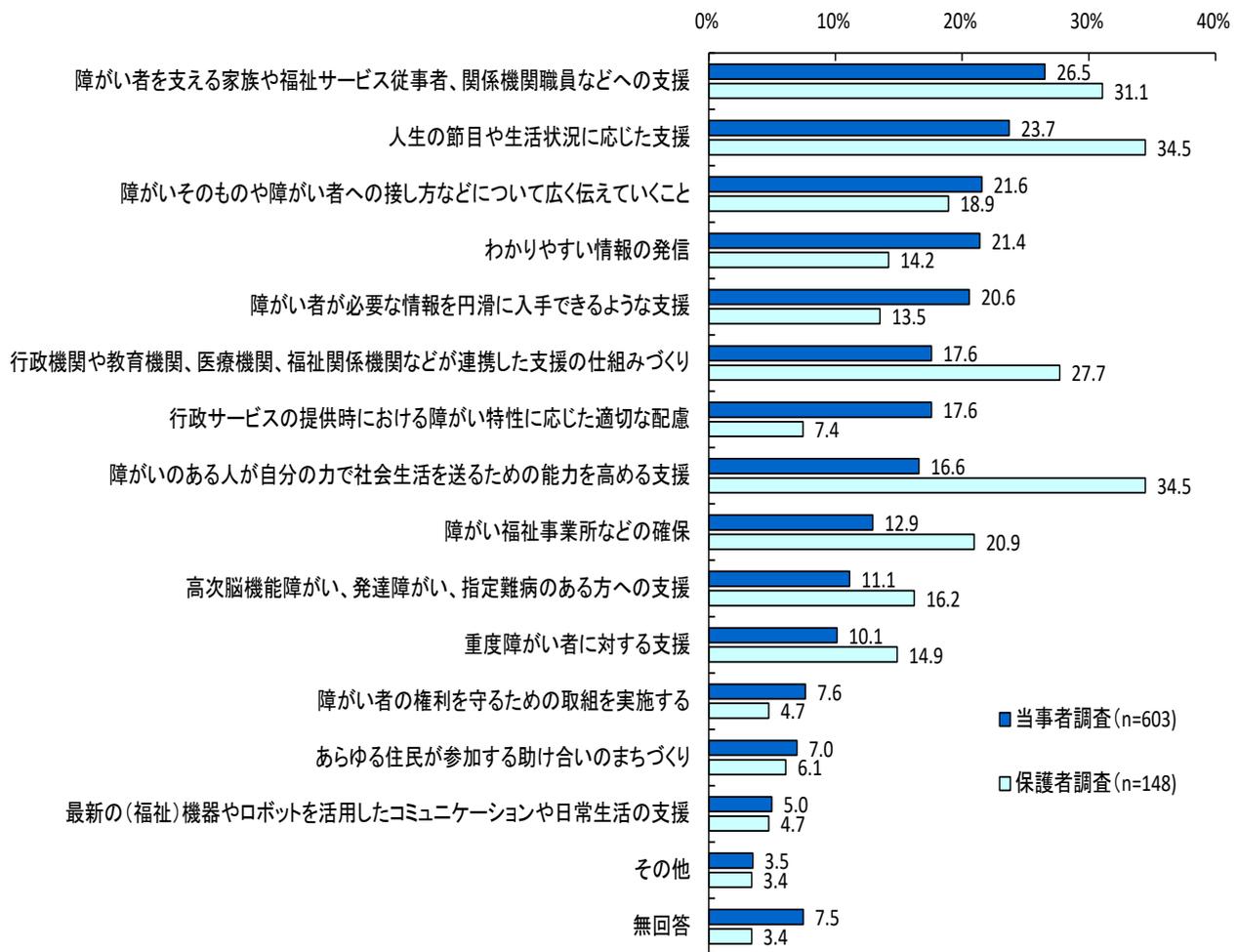
9. 支援者間の連携・協働体制に関する取組の必要性

- 「本市が力を入れる必要があること」について、当事者調査では「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」「人生の節目や生活状況に応じた支援」[鎌田 実28]の順に多くなっています。
保護者調査では「人生の節目や生活状況に応じた支援」「障がいのある人が自分の力で社会生活を送るための能力を高める支援」[鎌田 実29]が最も多くなっています。
- ヒアリング調査において、事業所では、情報共有や、支援困難な利用者に対して事業者同士で支える視点が必要との意見が聞かれました。

10. 福祉人材の確保と育成の必要性

- 「本市が力を入れる必要があること」について、当事者調査では「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」が最も多くなっています。
保護者調査では「障がいのある人が自分の力で社会生活を送るための能力を高める支援」[鎌田 実30]「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」などが多くなっています。
- ヒアリング調査において、当事者等では「ヘルパーの絶対的な不足」や「障がいの状況によってサービスを受けることが困難なケース」があり、障がい特性を理解した専門性のある人材が必要であるとの意見が聞かれました。
事業所では、人材の確保と育成の方策として、「アドバイザーとなる人の確保」「やりがいのアピール」や「グループ支援」などの意見が聞かれました。

■本市が力を入れる必要があること（複数回答）



【課題3 地域生活を支えるための支援に関すること】

11. 福祉サービスの充足の必要性

○当事者調査では、福祉サービス利用における、昨年度利用したサービスよりも、今後の利用希望の回答数のほうが多く、その差が大きいサービスは短期入所、相談支援事業^[竹原 ゆかり31]、共同生活援助などであり、これらの更なる充足が必要と考えられます。

保護者調査では「児童発達支援」以外は、昨年度利用したものよりも、今後の利用希望の回答が多くなっています。中でも差が大きい短期入所、移動支援^[竹原 ゆかり32]事業について、更なる充足が必要と考えられます。

○福祉サービスによる十分な支援を受けられたかについて、当事者調査では、「やや不十分」「不十分」^[竹原 ゆかり33]との回答が合計14.3%でした。

支援が十分でないと思う理由については、当事者調査では「自分（本人）^[竹原 ゆかり34]の特性に応じた支援が得られない」「利用したいサービスがない・近くにない」「曜日や時間帯が希望と^[竹原 ゆかり35]合わない・必要なときに利用できない」の順に多く^[鎌田 実36]なっています。

保護者調査では、「やや不十分」、「不十分」との回答が合計33.1%でした。

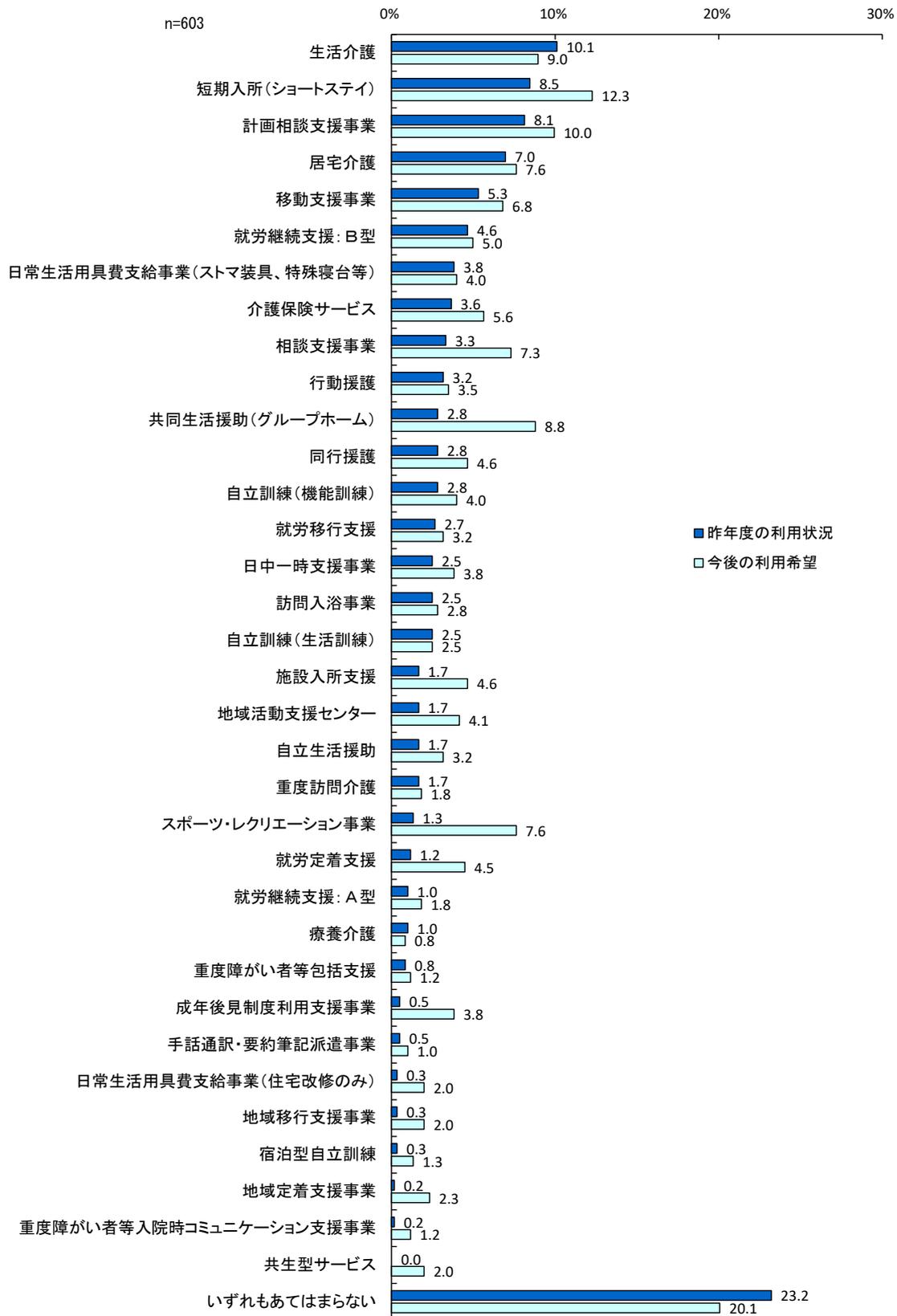
支援が十分でないと思う理由については、「曜日や時間帯が希望と^[竹原 ゆかり37]合わない・必要なときに利用できない」「希望に合う施設・事業所が近くにない」「利用したいサービスがない・近くにない」の順に多く^[鎌田 実38]なっています。

○福祉サービスを利用するために必要なことについては、当事者調査では「緊急時など必要なときにサービスを利用できるようにする」「サービス利用に必要な手続きをわかりやすくする」「サービスを提供する事業所や職員の数を増やし、利用しやすくする」の順に多くなっています。

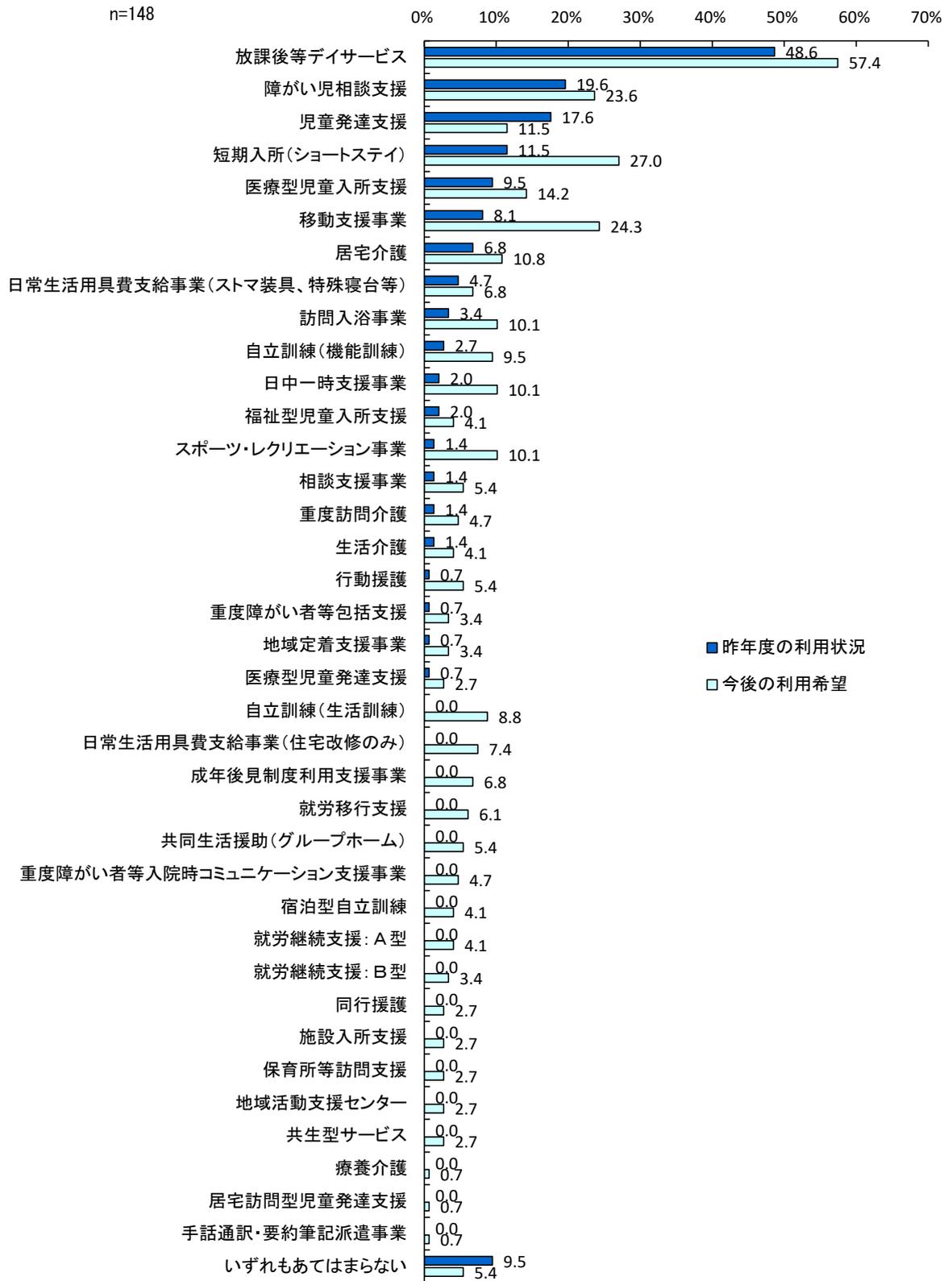
保護者調査では「緊急時など必要なときにサービスを利用できるようにする」「年齢の切れ目なく、自分に合ったサービスを利用し続けられるようにする」「サービスを提供する事業所や職員の数を増やし、利用しやすくする」の順に多くなっています。^[鎌田 実39]

○ヒアリング調査において、生活介護・短期入所の不足が指摘されています。また通所系・訪問系サービスなどにおいて、障がい特性に応じた対応が可能となるように支援者側の障がい特性の理解や技術向上が求められています。

■福祉サービスの利用状況と利用希望（複数回答）

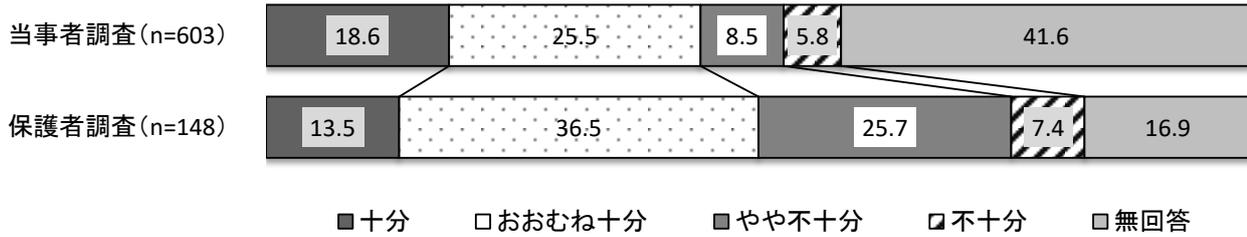


■障がい児福祉サービスの利用状況と利用希望（複数回答）

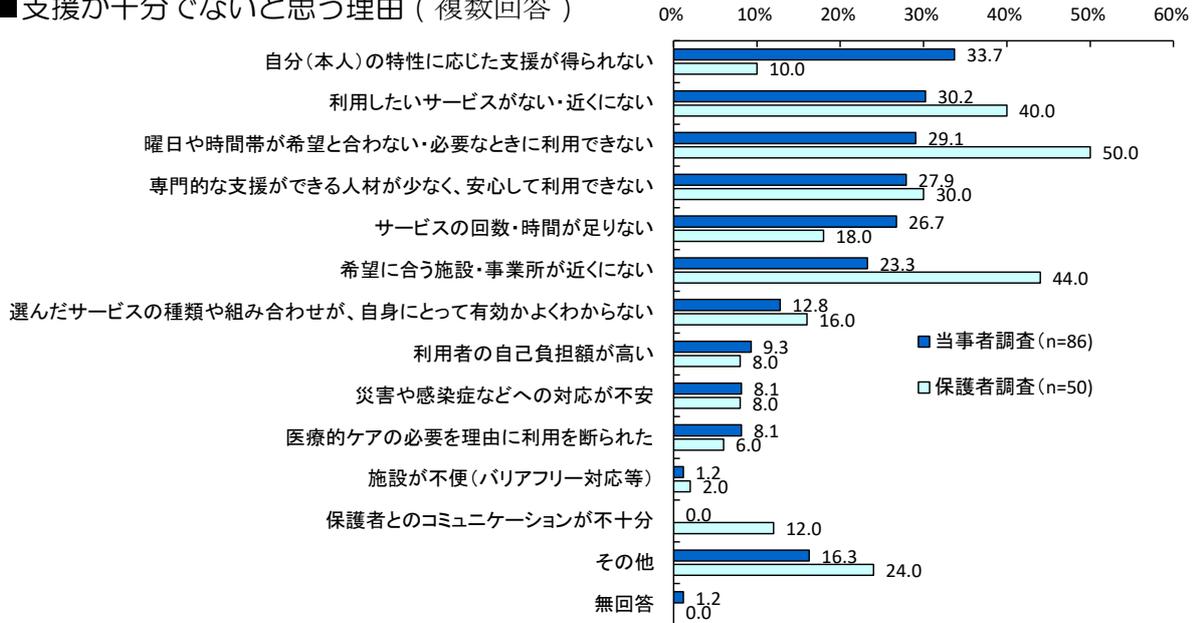


■福祉サービスにより十分な支援が受けられたか

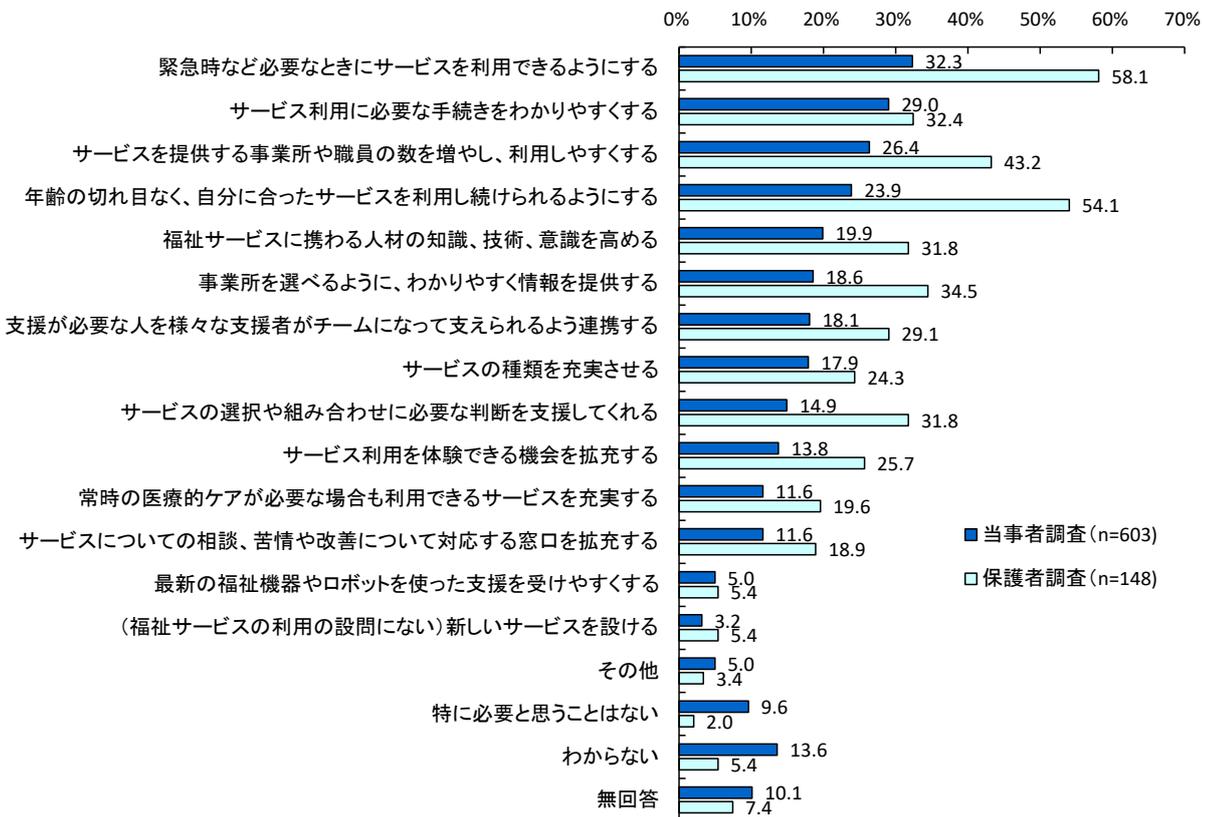
(%)



■支援が十分でないと思う理由 (複数回答)



■福祉サービスを利用できるために必要なこと (複数回答)



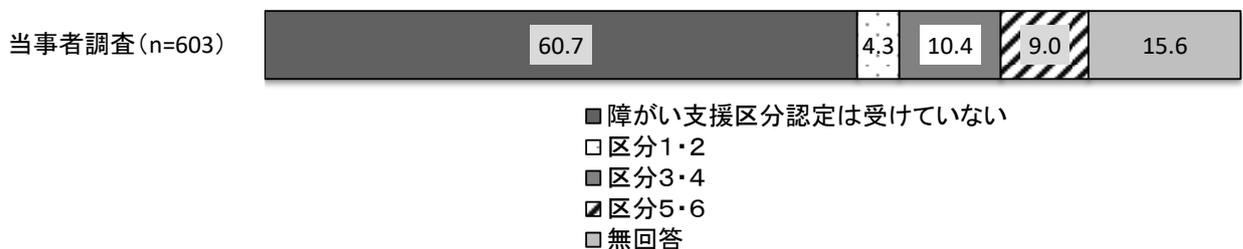
12. 障がいのある人の高齢及び重度化への対応の必要性

○障がい支援区分が5、6の当事者は9.0%でした。障がいのある方の要支援・要介護の認定を受けている割合は16.2%でした。障がい支援区分認定、介護保険の要支援・要介護認定のいずれも受けている方は15人と少数ですが、支援区分5以上の方は全員要介護4以上と、重い要介護認定を受けている人において、障がい支援区分が高いといった傾向があります。

○ヒアリング調査において、障がいのある方の高齢化・障がいの重度化によるADL^{*1}の低下に対応するため、支援者の介護に関する知識や技術の向上、施設環境の改善が求められています。

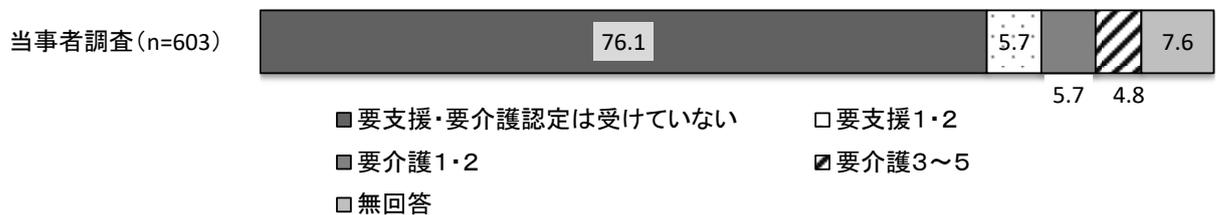
■障がい支援区分の認定状況

(%)



■要支援・要介護認定の状況

(%)



*1 日常生活動作 (ADL) とは、日常生活を送るために最低限必要な、起居、移動、食事、更衣、排泄、入浴などの日常的な動作のことです。

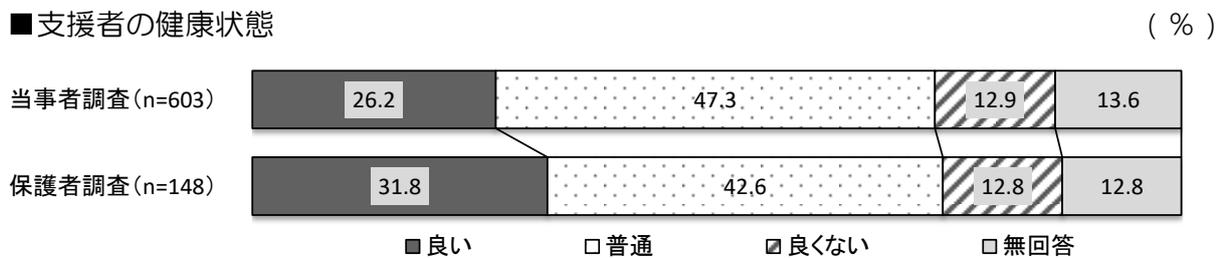
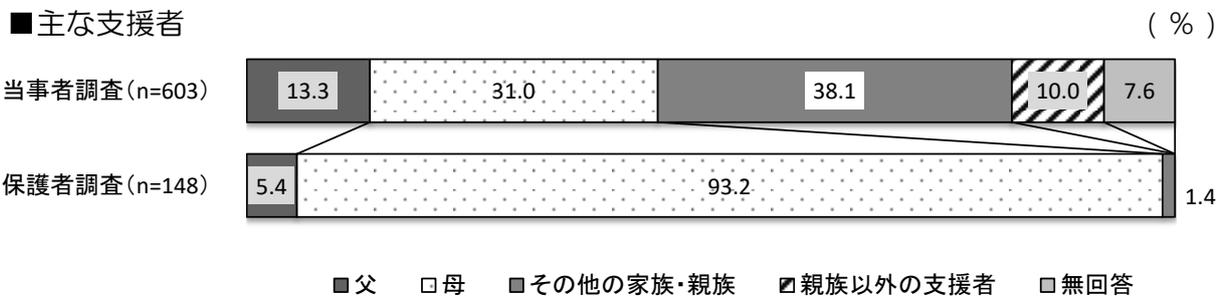
13. 支援者の高齢化等に対応した支援体制の必要性

○「主な支援者」については、当事者・保護者調査で80%以上が親族となっています。特に保護者調査の主な支援者は98.6%が父母となっています。

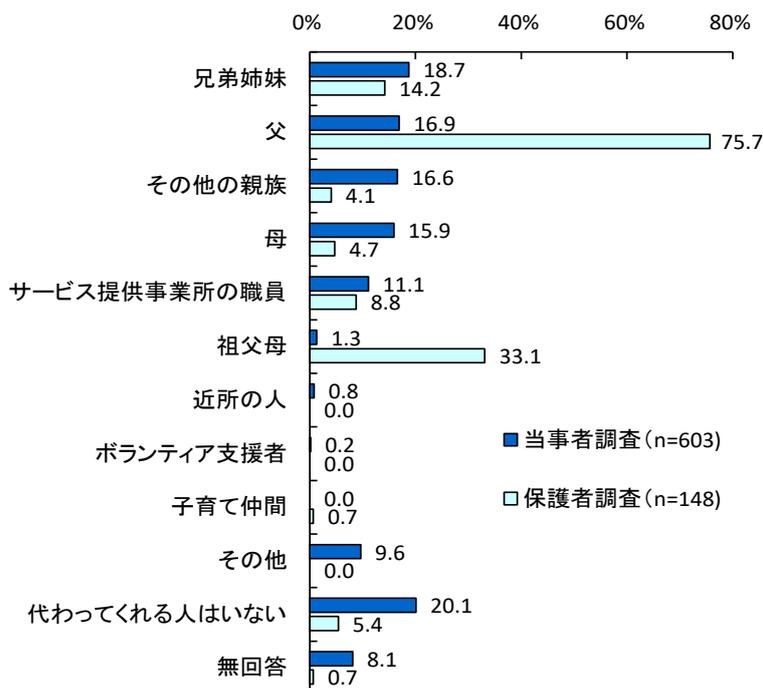
「支援者の健康状態」について、「良くない」との回答は、当事者調査・保護者調査共に約13%です。

主な支援者の不在時に代わりに支援する人については、当事者調査では兄弟姉妹や父が多く、保護者調査では父や祖父母の回答が多くなっており、「代わってくれる人はいない」との回答は当事者調査で20.1%、保護者調査で5.4%でした。

○ヒアリング調査において、支援者が高齢になった場合、亡くなった場合及びダブルケア（障がい者本人の支援と親の介護）が必要になった場合などにおける、ご本人に対する支援に不安があるとの意見がありました。



■代わりに支援する人（複数回答）



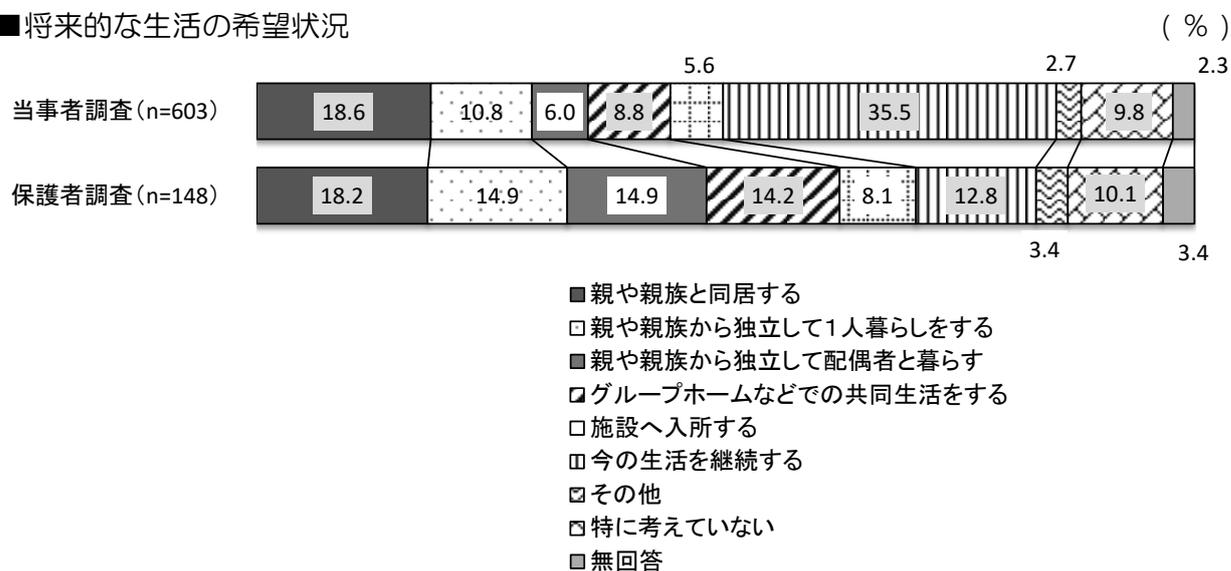
14. 本人の希望や障がい特性に応じた生活の場の確保に関する取組の必要性

○将来的な生活の希望状況について、当事者調査では「今の生活を維持する」「親や親族と同居する」の順に多くなっています。

保護者調査では「親や親族と同居する」「親や親族から独立して1人暮らしをする」、若しくは「親や親族から独立して配偶者と暮らす」の順に多くなっています。[鎌田 実40]

○ヒアリング調査において、障がい特性に対応した共同生活援助、療養介護施設など生活できる場所の必要性が指摘されています。

■将来的な生活の希望状況



【課題 4 療育や教育に関すること】

15. 障がいの早期発見に関する取組の必要性

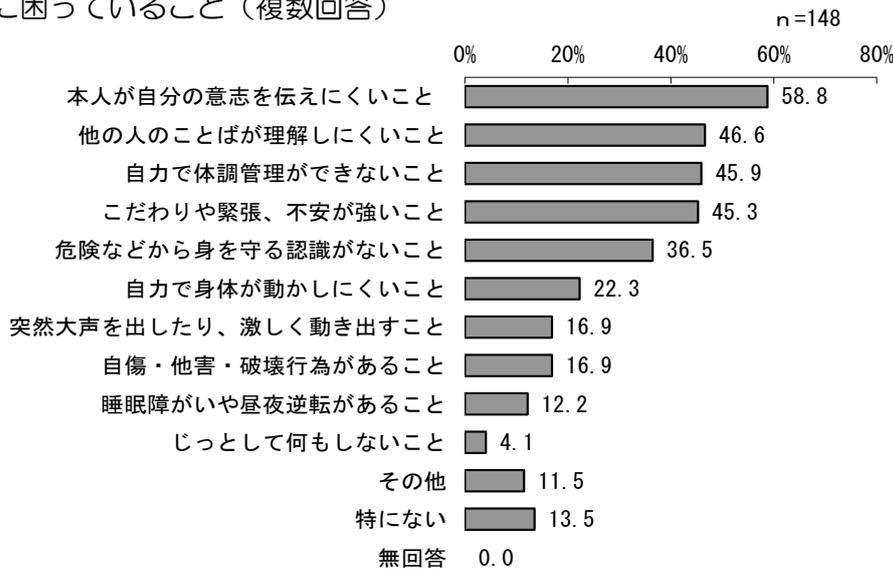
○当事者・保護者調査における、はじめて手帳や判定等を受けた年齢については、重症心身障がい、知的障がいの判定の過半数が幼児期[鎌田 実41]に受けています。療育手帳の取得や発達障がいの診断は、幼児期[鎌田 実42]から青年期まで取得年齢が広く分布しており、気づくまで長くかかる傾向にあります。

16. 障がい児支援のニーズに対する取組の必要性

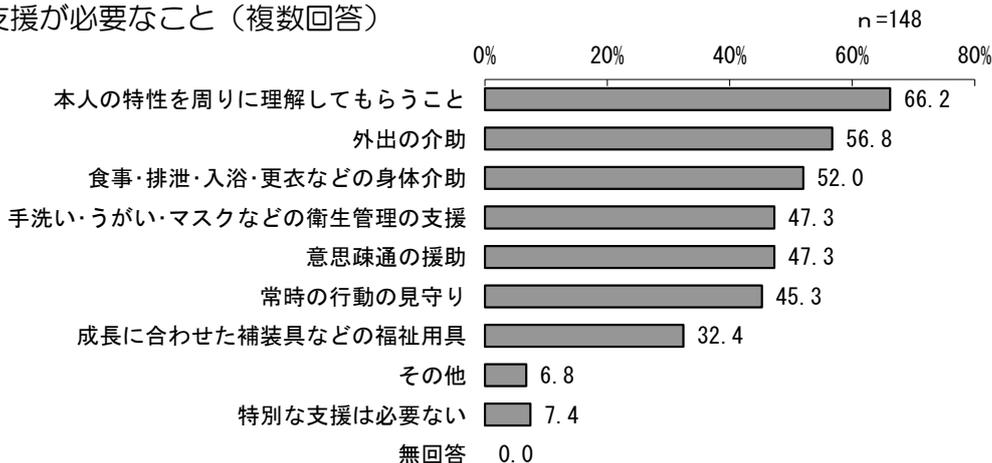
○保護者調査ではご本人の支援で「特に困っていること」に[鎌田 実43][竹原 ゆかり44]について、「本人が自分の意志を伝えにくいこと」が最も多くなっています。更にご本人が特に支援を必要とすることについては「本人の特性を周りに理解してもらうこと」が最も多くなっています。

○ヒアリング調査では、障がいがあるとわかった乳幼児について、家族と共にその障がいを受け入れ、支援していく仕組みの必要性が指摘されています。

■特に困っていること（複数回答）



■特に支援が必要なこと（複数回答）



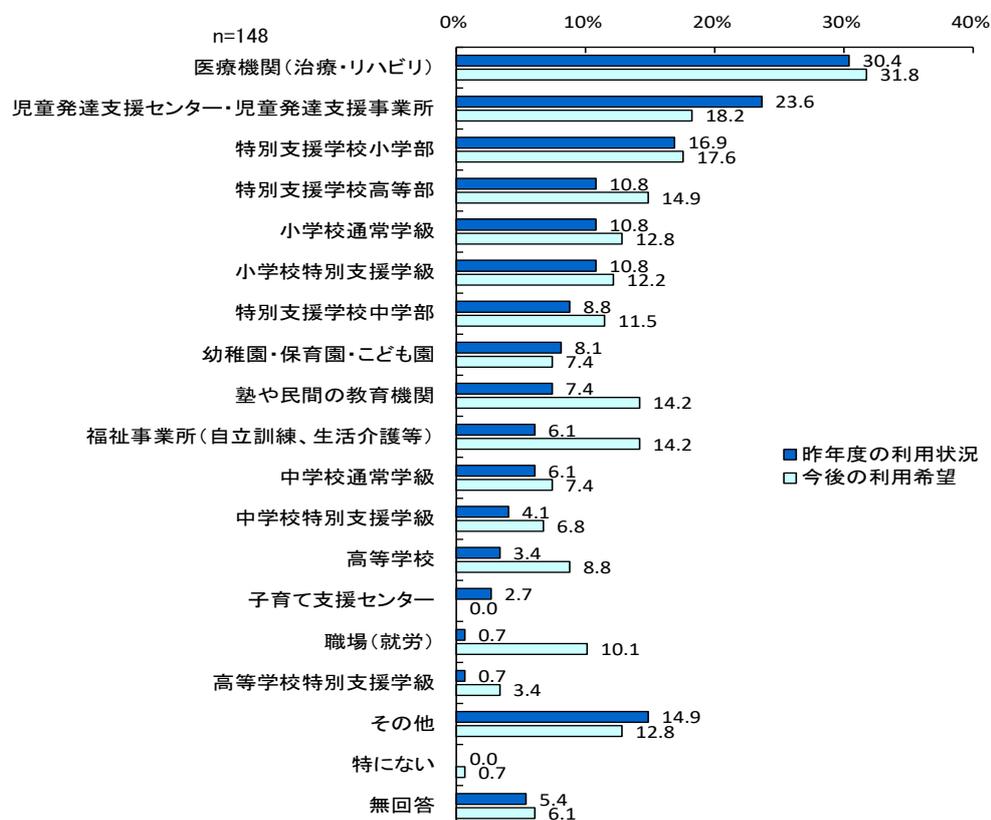
17. 障がい児の療育・教育の充足に関する取組の必要性

○障がい児の平日日中の主な通い先について、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多く、差の大きかった「塾や民間の教育機関」「福祉事業所（自立訓練、生活介護等）」^[鎌田 実45]「職場（就労）」について、更なる充足が必要と考えられます。

○療育や教育で十分な支援が受けられているかについて、保護者調査で「不十分」、「やや不十分」^[鎌田 実46]との回答が合計で37.8%でした。支援が十分でないという理由については「通い先との移動・送迎が大変」「障がいに応じた学習や訓練が不十分」「教育や職員の、障がいに関する理解が得られにくい」の順^[鎌田 実47]に多くなっています。

○ヒアリング調査では、医療的ケアへの必要性が指摘されています。

■平日日中の主な通い先（複数回答）



■療育や教育で十分な支援が受けられているか

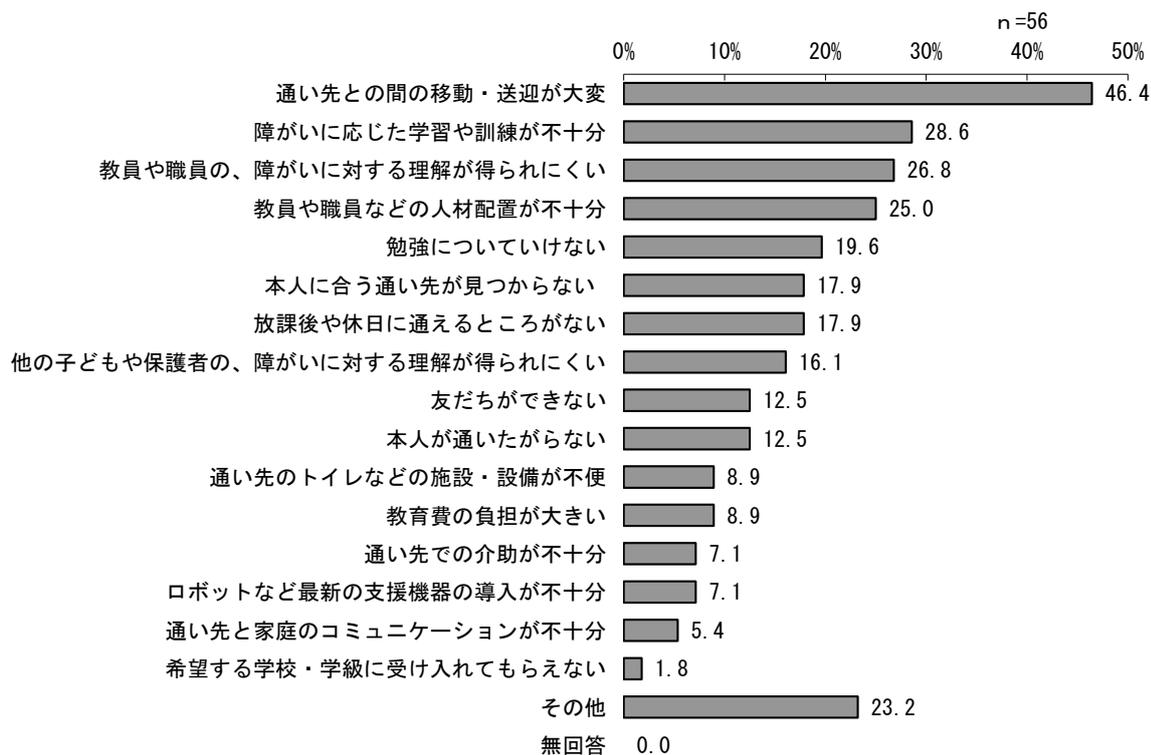
(%)

保護者調査 (n=148)



■十分 □おおむね十分 ■やや不十分 ▣不十分 □無回答

■支援体制が十分でない理由（複数回答）



18. 障がい児の成長に対応した切れ目のない支援に関する取組の必要性

○ヒアリング調査において、障がい児の成長に伴う支援者の負担増や、18歳以上になった場合の、進路・生活介護・通所先に関する不安がある等の意見が聞かれました。

19. インクルーシブ教育に関する取組の必要性

○ヒアリング調査において、教育現場において、障がいの有無にかかわらず交流し、相互に理解することの大切さが指摘されています。

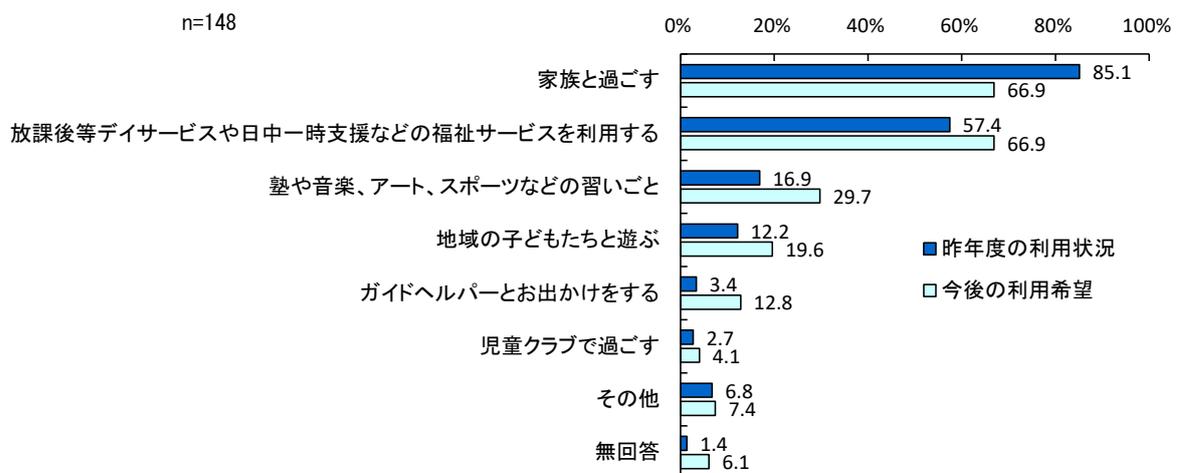
20. 放課後等の過ごし方に関する取組の必要性

○障がい児の平日日中の放課後や休日の過ごし方における、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多かった「放課後等デイサービスや日中一時支援などの福祉サービスを利用する」「塾や音楽、アート、スポーツなどの習いごと」「地域の子どもたちと遊ぶ」について[鎌田 実48]、更なる充足が必要と考えられます。

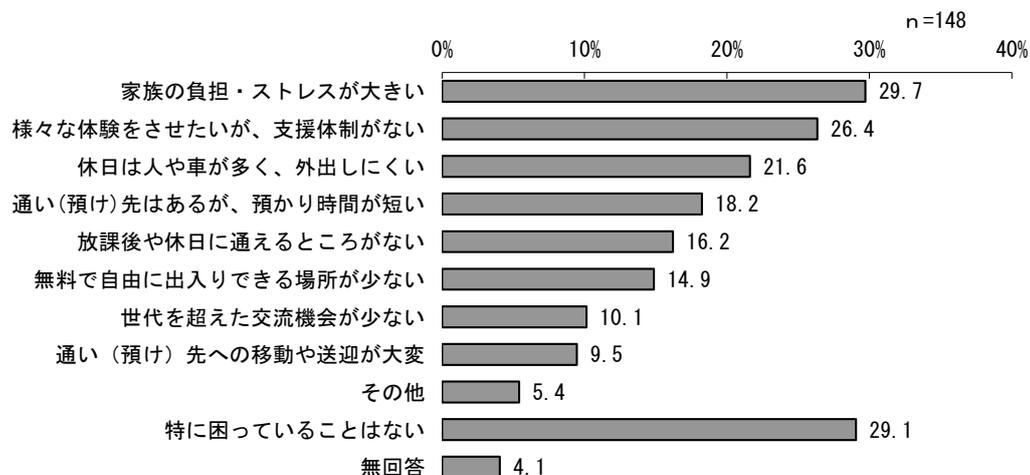
○障がい児の放課後や休日の過ごし方で、困っていることについて、「家族の負担・ストレスが大きい」「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」の順に多く[鎌田 実49]なっています。

○ヒアリング調査において、放課後等デイサービスの数は多いが、対応の難しい子どもの行き先が少ないとの意見がありました。また、障がいのある人の日中活動の場の充実が求められるとの意見がありました。

■放課後や休日の過ごし方（複数回答）



■放課後や休日の過ごし方で困っていること（複数回答）



21. 家族の就労支援に関する取組の必要性

○ヒアリング調査において、保護者の就労との両立の難しさが挙げられています。
 ○保護者調査において、「放課後や休日の過ごし方で困っていること」について、「家族の負担・ストレスが大きい」との回答が最も多く、「通い(預け)先はあるが、預かり時間が短い」も18.2〔鎌田 実50〕%で4番目に多く、就労との両立の難しさにつながると考えられます。

【課題5 社会参加や活躍の支援に関すること】

22. 就労支援に関する取組の必要性

○当事者調査において、「普段の主な活動」について、「企業等で働いている」との回答は、31.3%でした。

「働く上で最も大きな困りごとや悩み」については、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解が不足している」「通勤が大変である」の順に多くなっています。

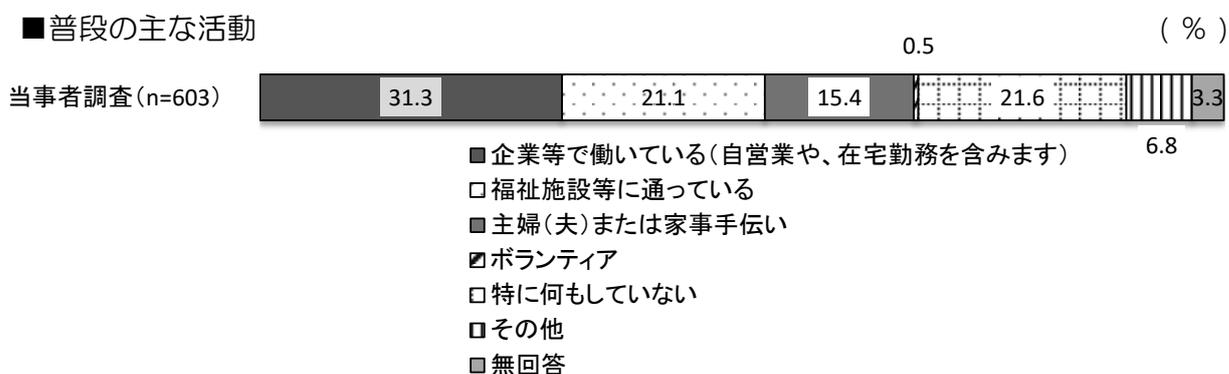
○「今後企業等で働いてみたい（働き続けたい）と思うか」^[鎌田 実51]について、「働いてみたい（働き続けたい）と思う」との回答は46.1%でした。

「企業等で働くにあたり必要なこと」は、「上司や同僚の理解や協力」「障がいの状況に合わせて、働き方を工夫する」の順に多く^[鎌田 実52]なっています。

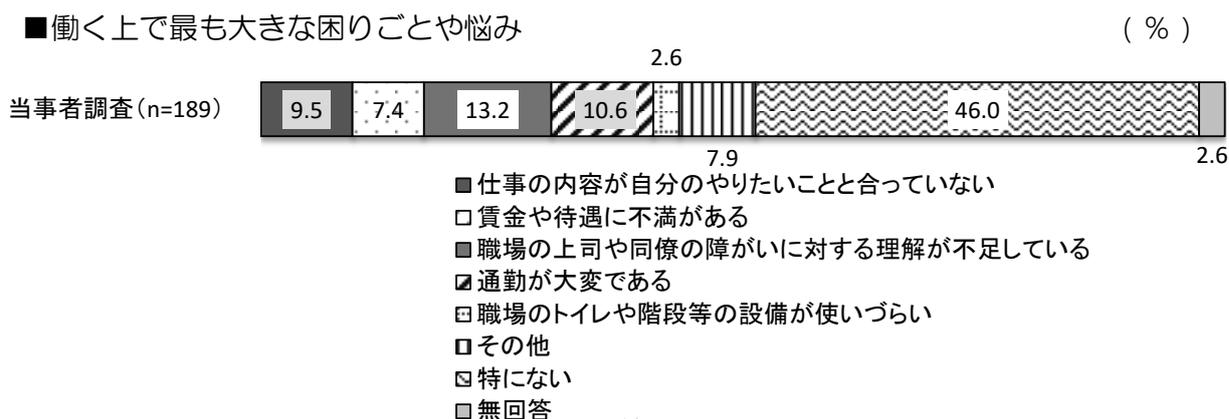
○「企業等で働いてみたいとは思わない理由」は、「心身への負担が大きい」「自分の障がいに合った仕事がない」の順に多く^[鎌田 実53]なっています。

○ヒアリング調査において、就労中あるいは退職時、復職支援の相談窓口や、就労先や実習先の開拓に向けた行政の取組等に関して、「当事者のみならず、家族の就労に対する支援」や「職場での障がい理解」が不十分であるとの意見がありました。

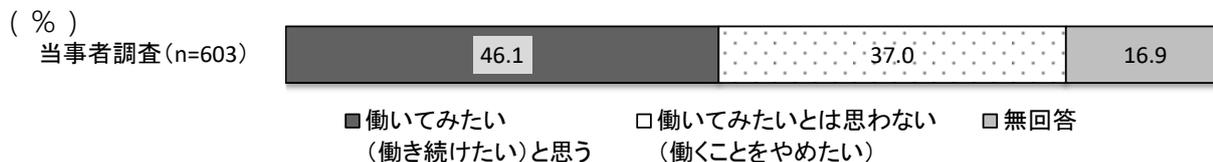
■ 普段の主な活動



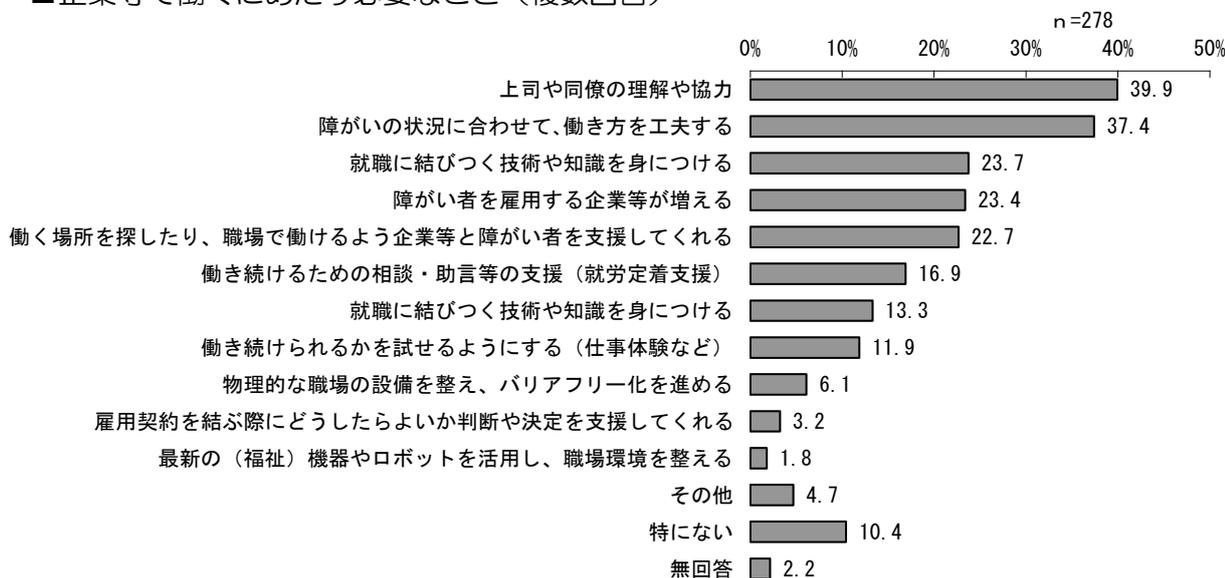
■ 働く上で最も大きな困りごとや悩み



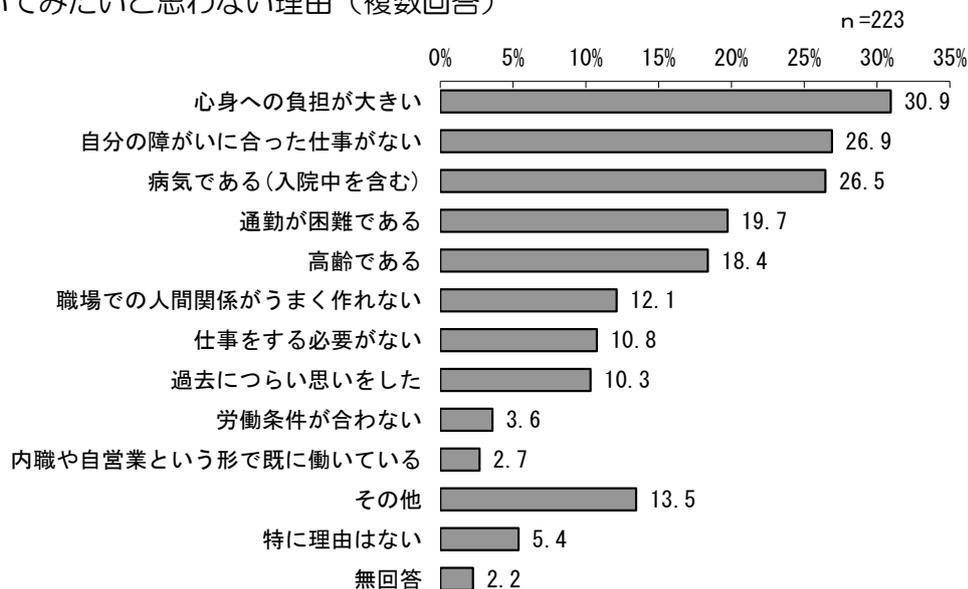
■ 今後企業等で働いてみたい（働き続けたい）^[鎌田 実54]と思うか



■ 企業等で働くにあたり必要なこと（複数回答）



■ 企業等で働いてみたいと思わない理由（複数回答）



23. 文化・スポーツに関する取組の必要性

○アンケート調査において、障がいのある当事者の福祉サービス利用における、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多く、差の大きなものの中に「スポーツ・レクリエーション事業」があり、更なる充足が必要と考えられます。

24. 地域への参加に関する取組の必要性

○地域社会での活動への参加状況については、当事者調査で 72.5%、保護者調査で 70.9%の方が「参加していない」と回答しています。

地域での活動に参加しない主な理由については、当事者調査では「興味や関心がない」「体力的に難しい」「日々の活動で精一杯」の順に多くなっています。

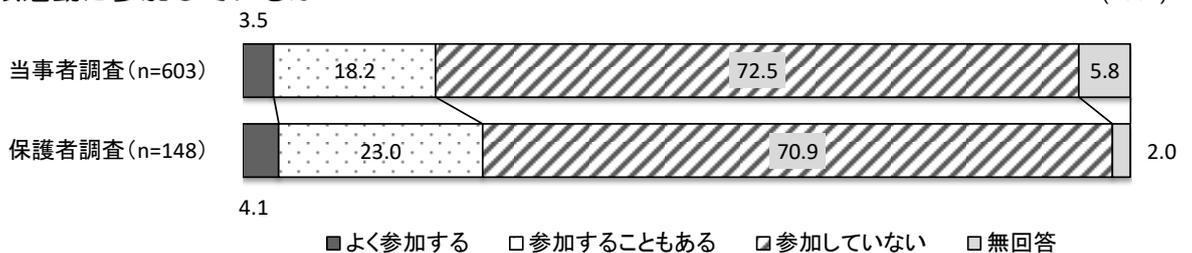
保護者調査では「障がいのある人が参加できるかわからない」「興味や関心がない」、若しくは「日々の活動で精一杯」の順に多くなっています。[鎌田 実55]

○地域で自分らしく[鎌田 実56]活動ができるよう、行政が特に[鎌田 実57]力を入れていく必要があると思うこととして、当事者・保護者調査共に「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」が最も多くなっています。

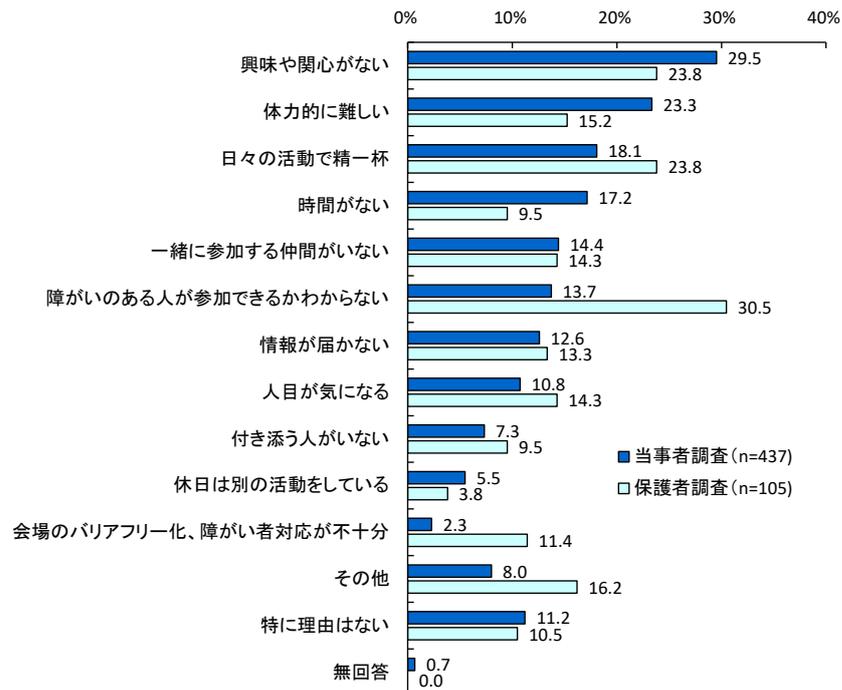
○ヒアリング調査において、障がい児者が地域とかかわり[鎌田 実58]を持つことの難しさについて、障がいがあることを周囲に知られることの抵抗感が挙げられました。

■ 地域活動に参加しているか

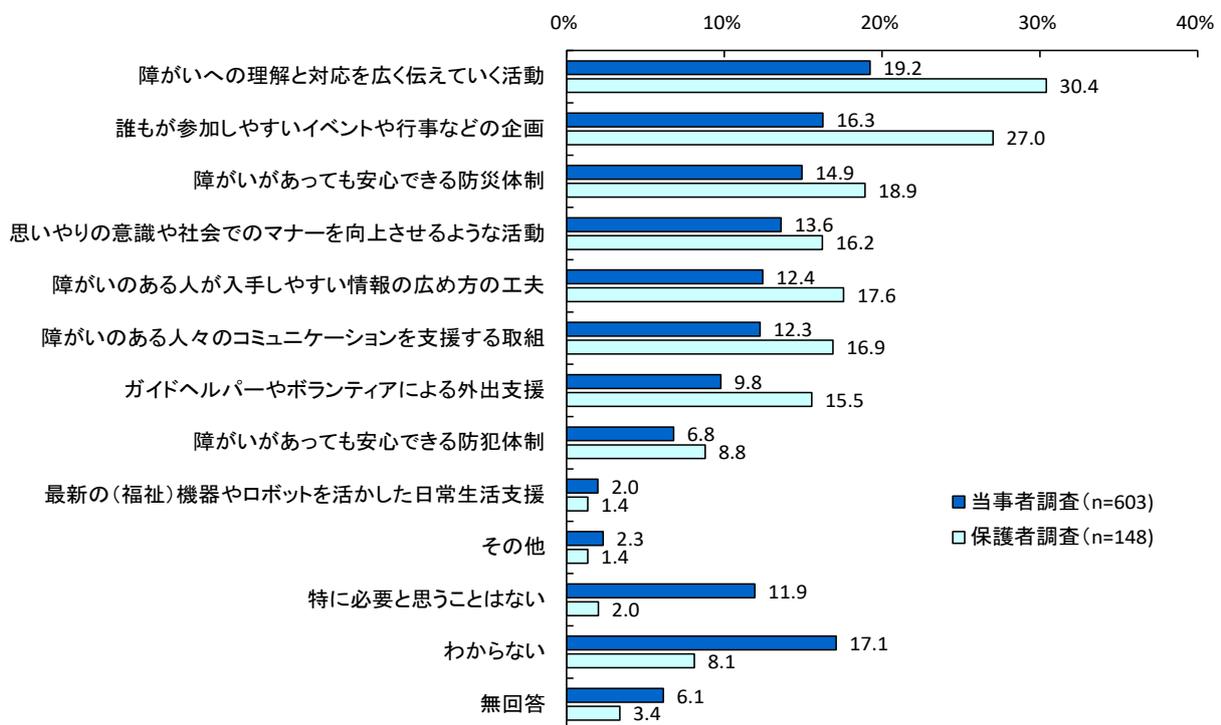
(%)



■地域活動に参加しない主な理由（複数回答）



■地域で自分らしく活動できるよう行政が特に力を入れるべきこと（複数回答）



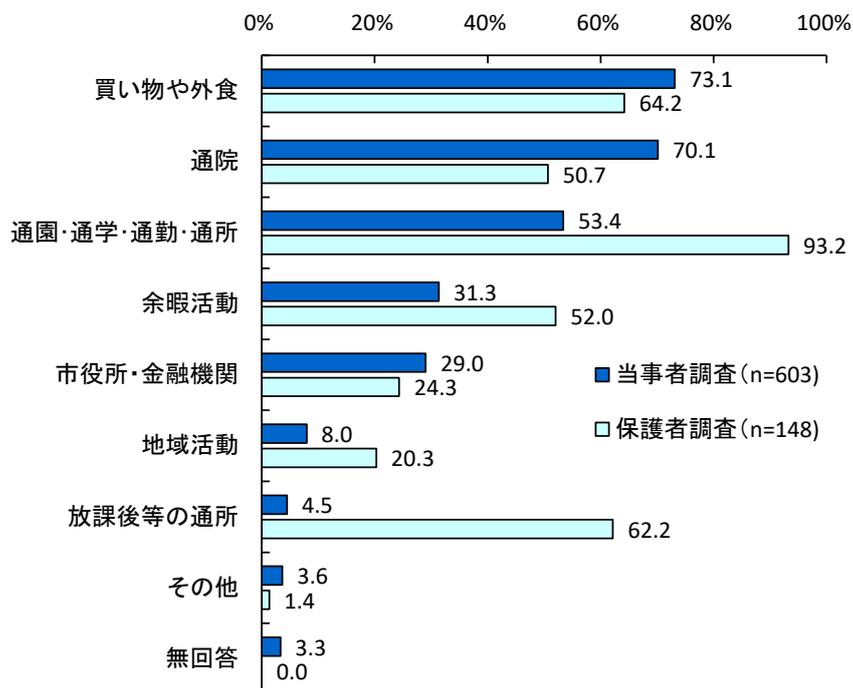
25. 障がい者団体等の活動に関する取組の必要性

- ヒアリング調査において、地域で障がいのある人や家族を支える障がい者団体等の活動が重要であり、SNS^[鎌田 実59]などを活用し、きっかけをつかむとよいのではないかなどの意見がありました。
- 障がい者団体の活動場所の不足や、公共施設等の利用予約のしづらさなどの意見がありました。

26. 外出支援の必要性

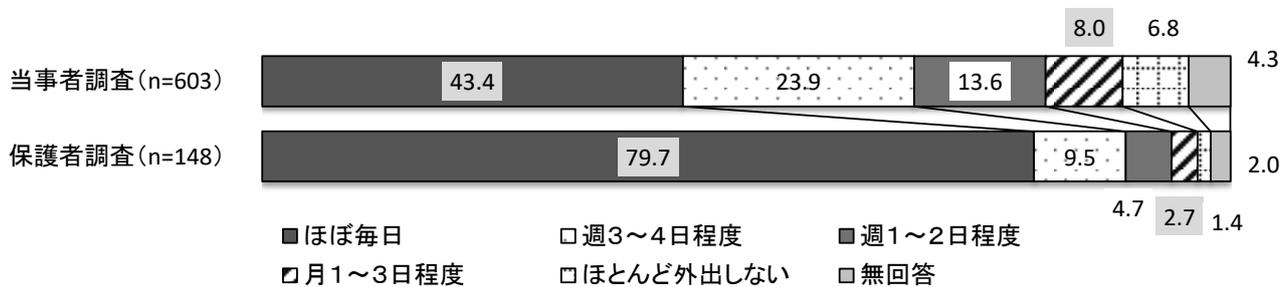
- 外出の目的については、当事者調査では「買い物や外食」「通院」「通園・通学・通勤・通所」の順に多くなっています。
保護者調査では、「通園・通学・通勤・通所」「買い物や外食」「放課後等の通所」の順に多くなっています。
- 外出の頻度に関しては、ほぼ毎日外出する方が、当事者調査では43.4%であったのに対して、保護者調査では79.7%でした。
当事者調査での「ほとんど外出しない」という回答についての主な理由としては、「障がいや病気が重く、外出が難しい」が最も多く、「ほとんど外出しない」^[鎌田 実60]と回答した障がいのある当事者の51.2%でした。
- 外出の際に困ることについては、当事者調査では「駅やバス停、歩道にベンチが少ないので休めない」「外出先でのコミュニケーションがとりにくいため不安である」「道路や建物に段差が多く移動しづらい」の順に多く^[鎌田 実61]なっています。
保護者調査では「利用できるトイレが少ない」「障がい者用の駐車場が少なく駐車や乗り降りに困る」「外出先でのコミュニケーションがとりにくいため不安である」などが多くなっています。

■外出の目的（活動）（複数回答）

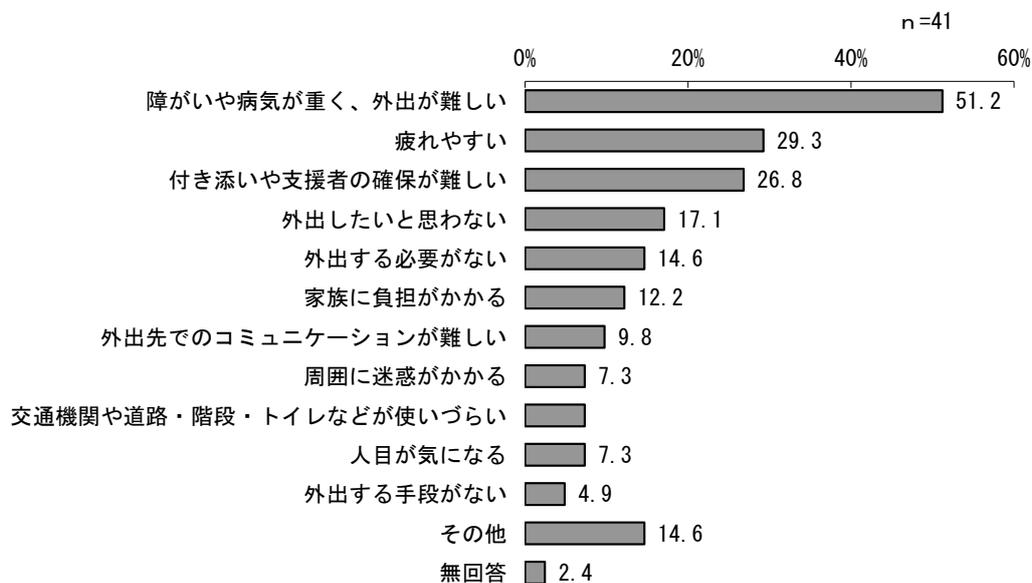


■外出の頻度

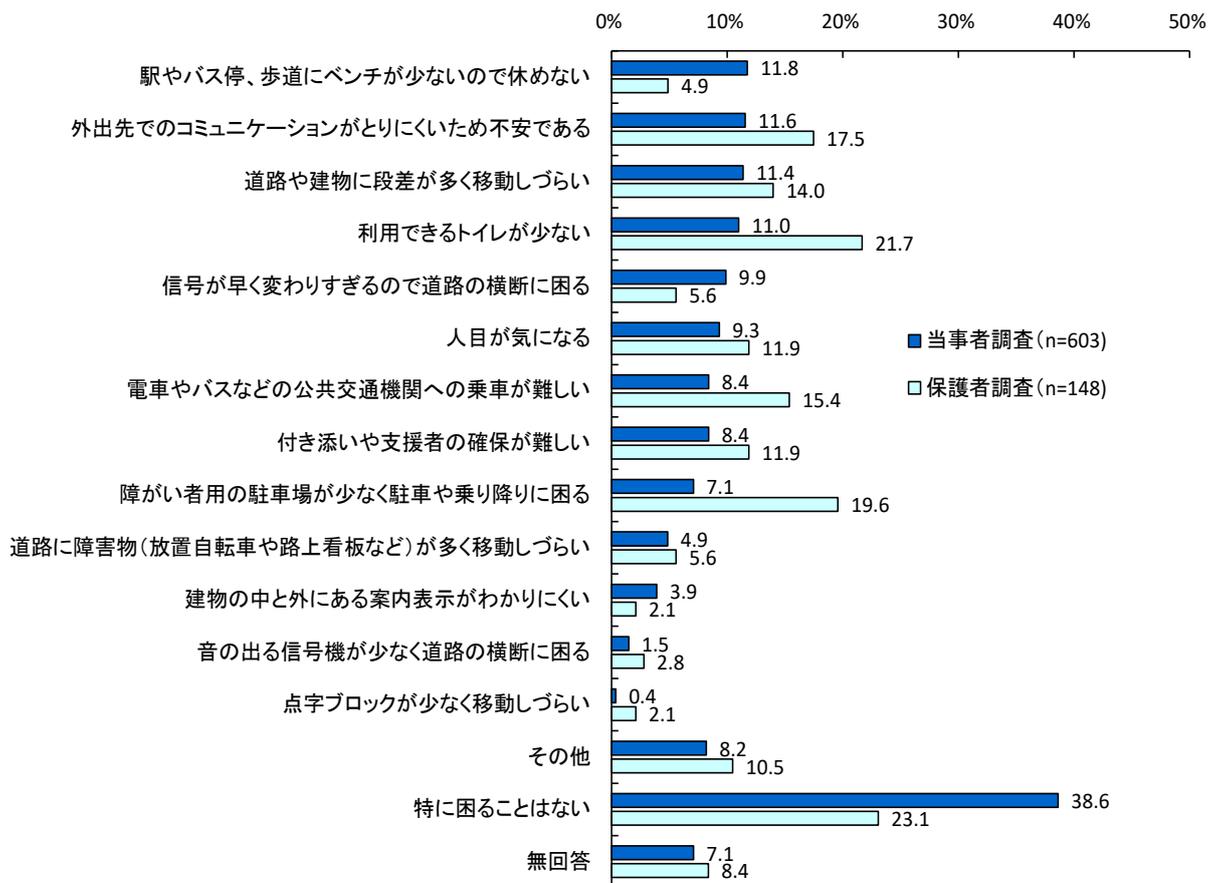
(%)



■外出しない主な理由（複数回答）



■外出の際に困ること（複数回答）



【課題6 安心した日常生活を送るための基盤に関すること】

27. 保健医療との連携に関する取組の必要性

○継続的な医療的ケアが必要な人は、当事者調査で59.0%、保護者調査で48.0%でした。現在医療的ケアが必要な人は、当事者調査で8.8%、保護者調査で9.5%でした。

障がいや疾病の診断・検査・治療で総合病院又は専門科医院にかかった人の割合は、当事者調査で合計88.8%、保護者調査で合計90.6%でした。市内の総合病院又は専門科医院にかかった人の割合は、当事者調査で合計51.9%、保護者調査で合計33.1%でした。保護者調査では市内の総合病院や専門科病院にかかった割合が、市外の病院にかかった割合よりも低くなっています。

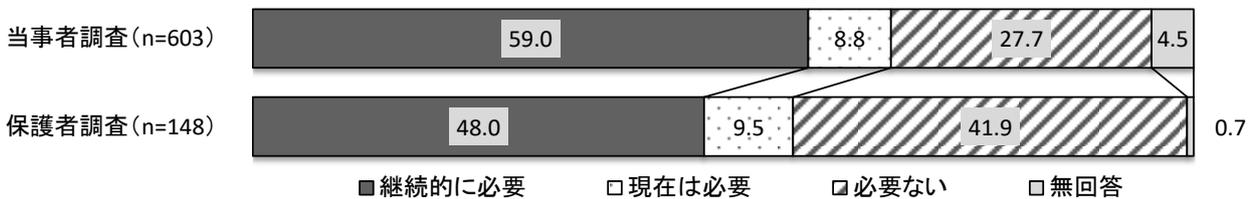
○複数の医療機関間[鎌田 実62]の連携があるとの回答は、当事者調査で19.1%、保護者調査で合計20.3%でした。

○受診の際に困っていることについては、当事者調査では「通院時に付き添う体制を確保しにくい」「状態を病院や医院、各診療科で共有し、連携して対応する体制がない」の順に多くなっています。

保護者調査では「通院時に付き添う体制を確保しにくい」「本人が受診を嫌がる」の順に多くなっています。[鎌田 実63]

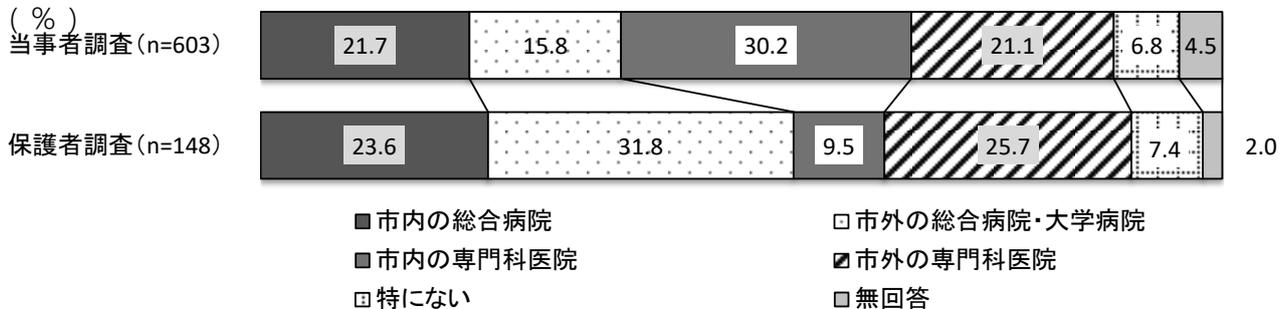
■ 医療的ケアの必要性

(%)

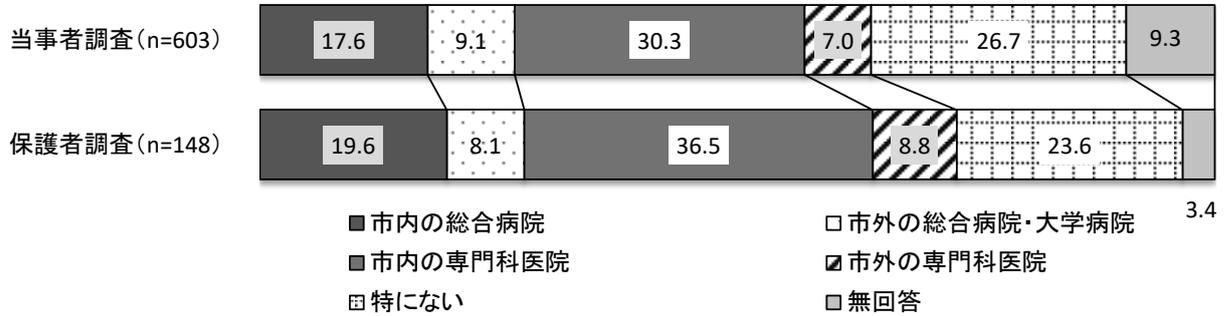


■ 障がいや疾病でかかっていた医療機関 [鎌田 実64]

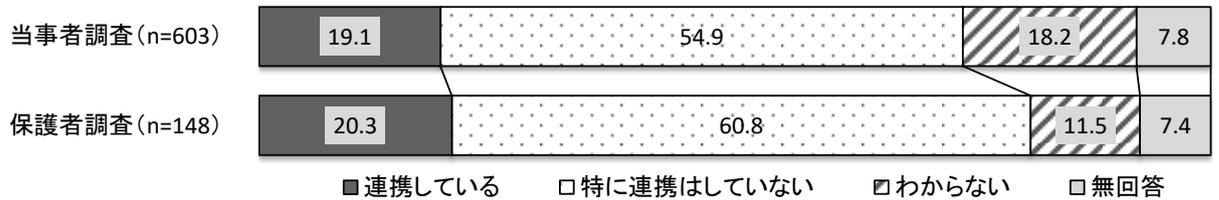
(%)



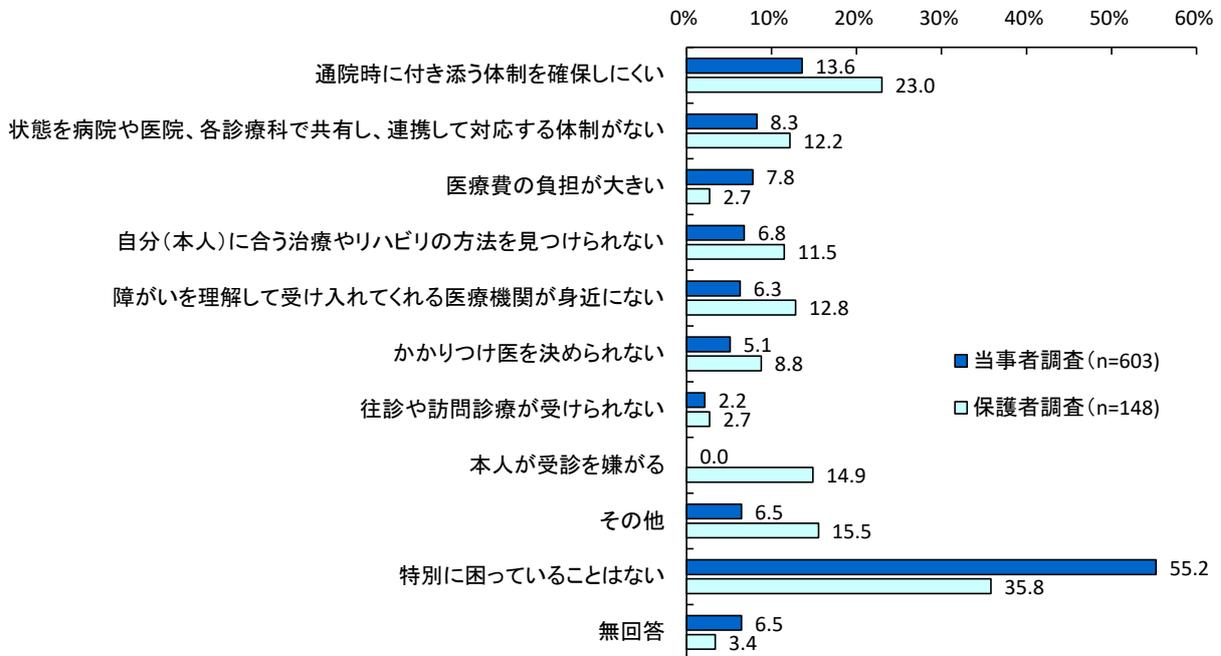
■ (障がいや疾病以外の) 病気やけがでかかった医療機関 (%)



■ 医療機関間の連携の有無 (%)



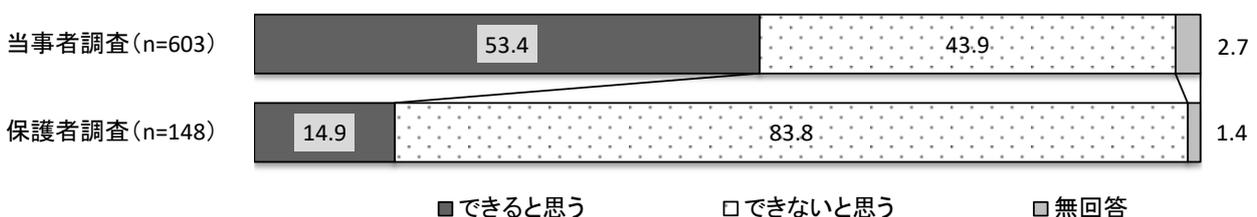
■ 受診の際に困っていること



28. 福祉・医療の緊急時や災害時対応に関する取組の必要性

- ヒアリング調査において、障がいについて配慮のある医療機関の必要性や、24時間対応の必要性に関する意見がありました。
急病など、障がいのある人やその家族等の緊急時の在宅における支援を視野に入れた支援体制の整備の必要性があるとの指摘がありました。
- 火事や地震等が発生したときに、ご本人がひとりで判断して避難できる人の割合は、当事者調査では53.4%、保護者調査では14.9%^[鎌田 実65]でした。
ご家族が不在のとき、火事や地震が発生した場合、ご本人を助けてくれる人が近所にいる人の割合は、当事者調査では29.5%、保護者調査では14.2%^[鎌田 実66]でした。
- 火事や地震の際の不安や困りごとは、当事者調査では「投薬や治療が受けられなくなる」「周囲に支援を求めることが難しい」「パニックを起こす可能性がある」の順に多くなっています。
保護者調査では「パニックを起こす可能性がある」「投薬や治療が受けられなくなる」や「周囲に支援を求めることが難しい」の順に多くなっています。^[鎌田 実67]
- 周囲に支援を求めることが困難な理由について、当事者調査では「他人とコミュニケーションをとることが難しい」「誰に支援を求めればよいかわからない」の順に多くなっています。
保護者調査では「誰に支援を求めればよいかわからない」「他人とコミュニケーションをとることが難しい」の順に多くなっています。^[鎌田 実68]
- ヒアリング調査において、災害時の近隣の取組や、障がい特性に応じた災害発生後の情報提供体制、医療・福祉の提供を含む避難生活における支援体制について充実させることが必要との意見がありました^[鎌田 実69]。

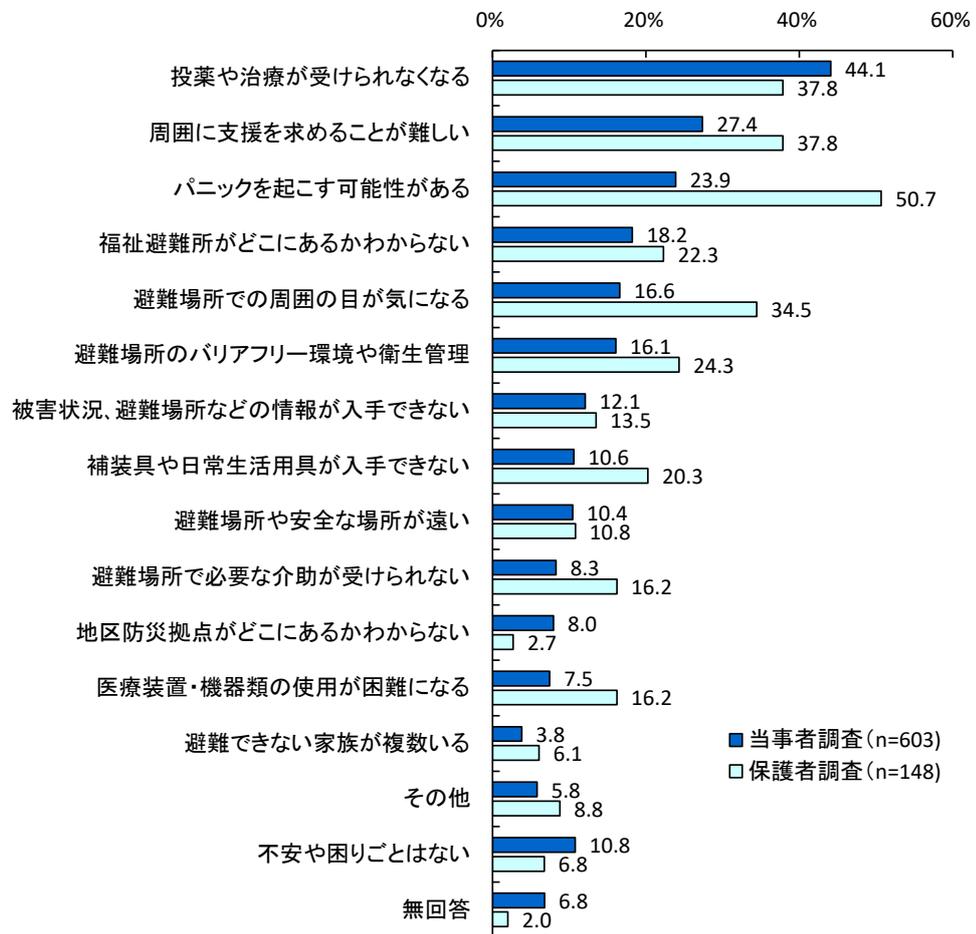
■ 火事や地震時に1人で判断して避難できるか (%)



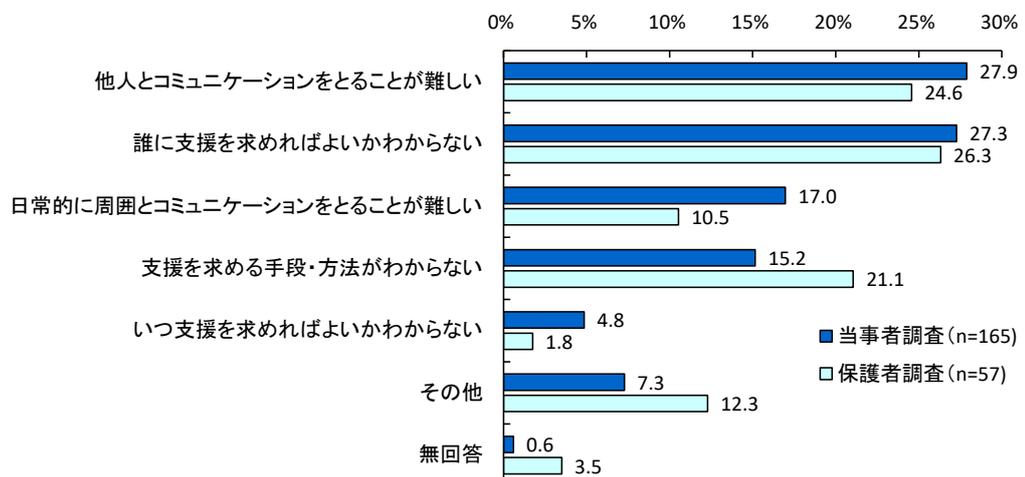
■ 助けてくれる人が近所にいるか (%)



■ 火事や地震の際の不安や困りごと（複数回答）



■ 周囲に支援を求めることが困難な理由

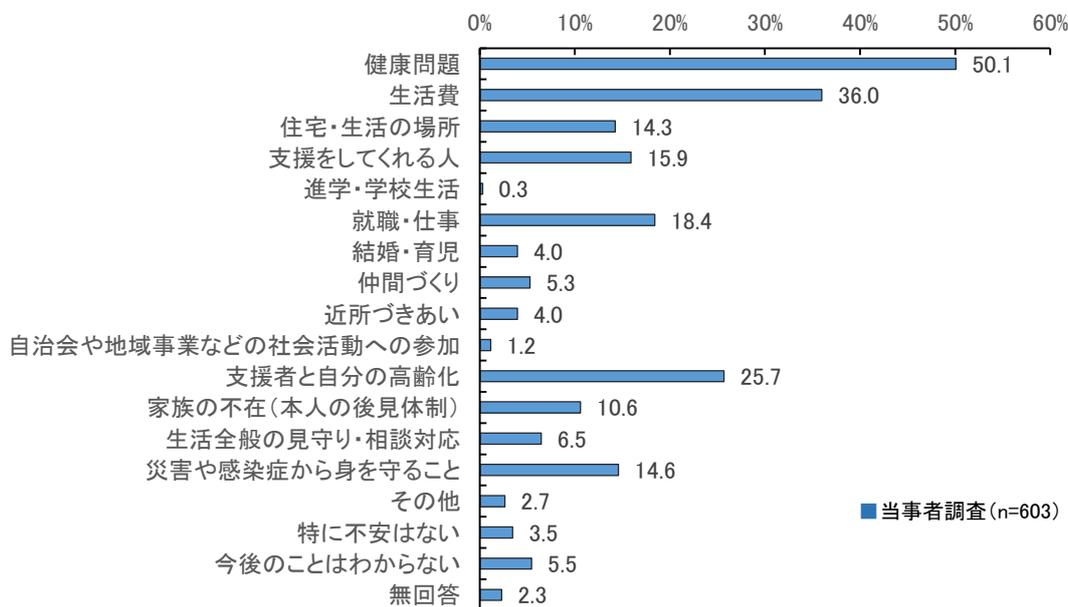


29. 経済的な支援の継続の必要性

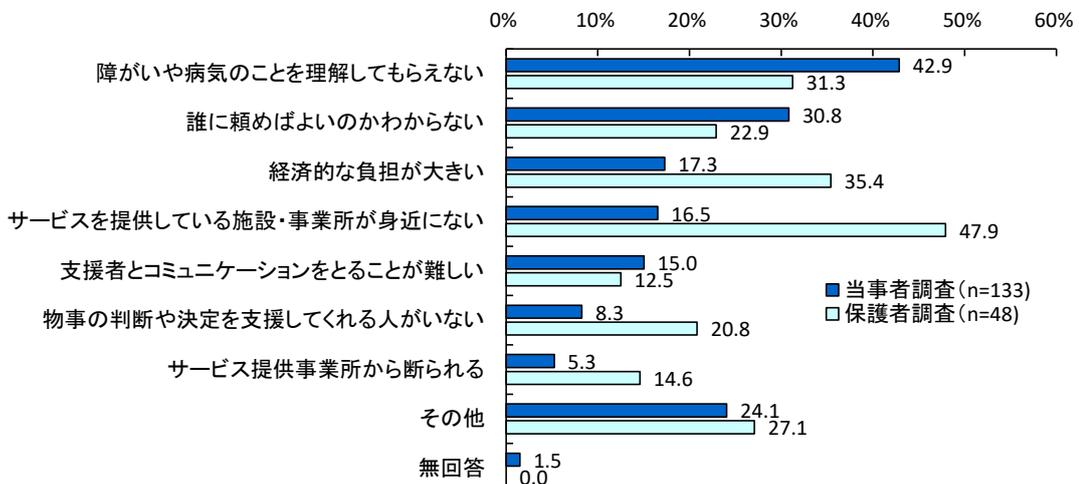
○当事者調査において、今後の生活で不安に感じていることについて、「生活費」が上位にあることや、保護者調査において、十分な支援が受けられていない理由について、「経済的な負担が大きい」が上位にあることから、経済的な支援の視点も重要と考えられます。

○ヒアリング調査において、通院等の際、公共交通機関利用のための交通費への負担感が大きいとの意見がありました。

■今後の生活で不安に感じていること【鎌田 実70】【竹原 ゆかり71】

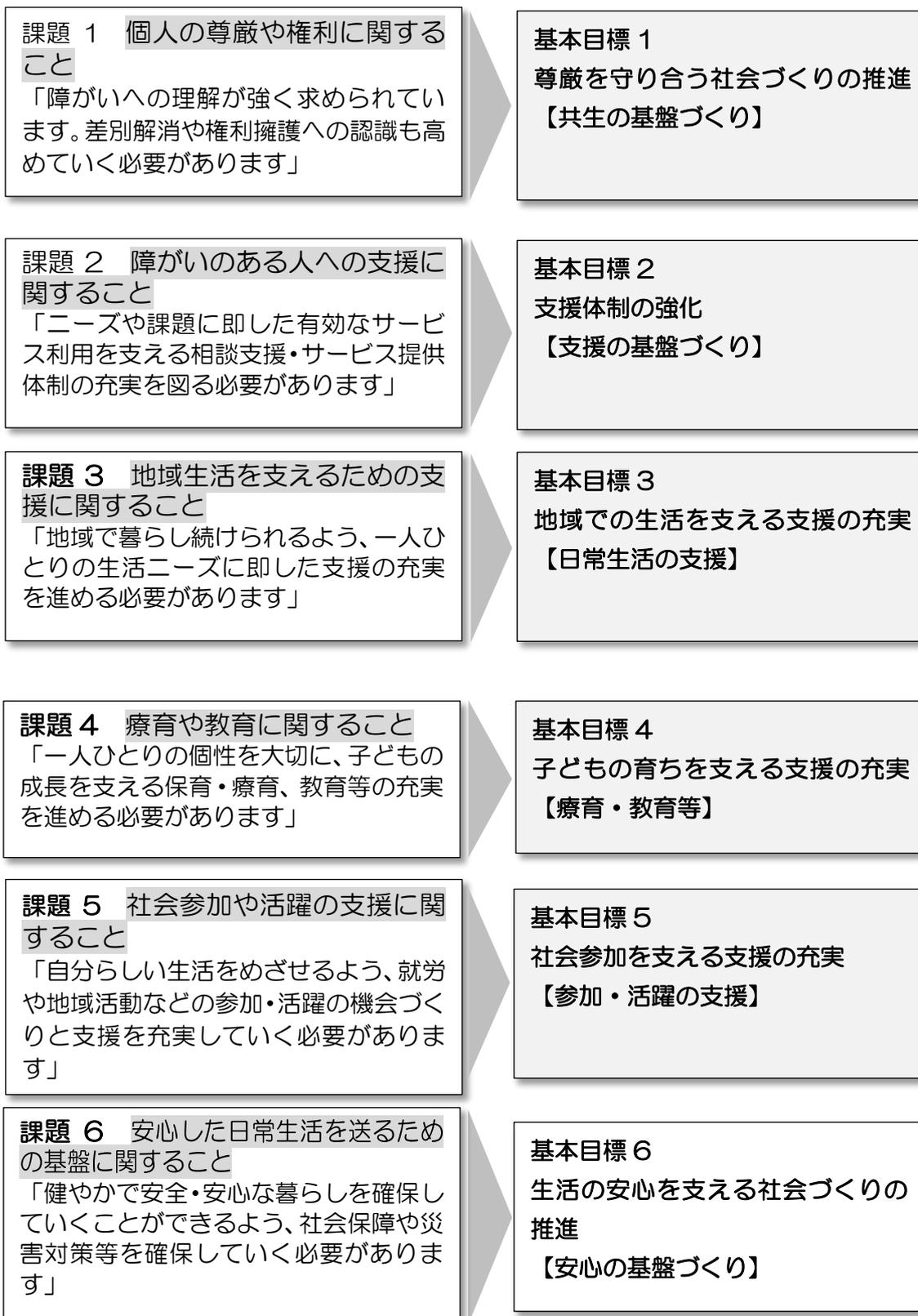


■十分な支援が受けられていない理由【鎌田 実72】



(3) 課題から基本目標へ

○課題と基本目標の関係は、次のとおりです。



4. 施策の方向性^[鎌田 実73]と展開

(1) 施策の設定について

【施策の方向性】

○施策の方向性^[鎌田 実74]については、前計画の実績を前提に、障がい者福祉をめぐる近年の動きや、聞き取り調査、アンケート調査等から整理した「6項目の課題」に対応した「6つの基本目標」を基に、「17の施策の柱」と「39の施策の方向性」として体系づけました。

○「差別解消」「地域共生社会の実現」の考え方に基づき、当事者の主体的な選択と行動を主軸に、これを支える施策のあり方について、「支え手」と「受け手」を固定的な関係と捉えず、相互に支え・支えられる関係であることを前提に設定しています。

【施策の展開】～6年間の主な取組～

○施策の展開については、施策の方向性^[鎌田 実75]に従って、6年間で取り組む障がい福祉分野の主な取組を掲げました。

○本計画は、藤沢市地域福祉計画に基づく^[鎌田 実76]障がい福祉分野の個別計画であり、障がい福祉分野の施策を中心に構成し、他分野と関わる施策については、該当する関連計画の名称を記載しています。

【施策の体系】 [鎌田 実77][鎌田 実78]

基本理念	めざす社会像	基本目標	施策の柱	施策の方向性
すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ	——人一人ひとりが、地域の中で、共生安心して生活できる社会をつなげることができる社会	基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進 【共生の基盤づくり】	1-1. 共生のための環境づくり	(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2) 合理的配慮の推進
			1-2. 権利擁護の推進	(1) 差別解消と虐待防止の推進 (2) 意思決定支援の推進
		基本目標2 支援体制の強化 【支援の基盤づくり】	2-1. 相談支援の強化	(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2) 相談支援体制の拡充 (3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
			2-2. 連携による支援体制の強化	(1) 分野横断的な協議体制の確保 (2) 地域における支援体制の構築
			2-3. 支援・サービス提供体制の確保	(1) サービス提供施設・事業所の充実 (2) 支援人材の育成・確保
		基本目標3 地域での生活を支える支援の充実 【日常生活の支援】	3-1. 一人ひとりの必要に応じた支援の推進	(1) 様々な障がい等に応じた支援体制の充実 (2) 重度障がい・医療的ケアへの対応体制の充実 (3) 本人・家族の高齢化への対応
			3-2. 障がい福祉サービス等の充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) その他の福祉サービスや支え合い活動の充実 (3) 家族の支援
			3-3. 暮らしの場の確保支援	(1) 住まいの確保支援 (2) 入所施設の確保 (3) 住宅改良の支援
		基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実 【療育・教育等】	4-1. 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実	(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 保育・療育の充実
			4-2. 学齢期における教育等支援体制の充実	(1) 学校教育の充実 (2) 様々な学びや体験機会の充実
			4-3. 切れ目のない障がい児支援の充実	(1) 成長に応じた発達支援の充実 (2) 障がい児支援サービスの充実 (3) 子育ての支援
		基本目標5 社会参加を支える支援の充実 【参加・活躍の支援】	5-1. 就労等の参加・活躍支援の推進	(1) 就労支援体制の充実 (2) 様々な仕事や創作活動の充実
			5-2. 様々な活動への参加促進や支援	(1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援
			5-3. 活動の手段や環境の確保	(1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援
		基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進 【安心の基盤づくり】	6-1. 保健医療体制の確保	(1) 健康づくり・リハビリの推進 (2) 受診しやすい医療体制の確保
			6-2. 緊急時対応・災害対策等の強化	(1) 緊急時支援の確保 (2) 災害対策・感染症対策の強化
			6-3. 経済的な支援	(1) 経済的な支援

(2) 施策の展開

基本目標 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

1-1. 共生のための環境づくり

(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進

○講演会や体験イベントの実施、「心のバリアフリーハンドブック」や「藤沢バリアフリーマップ」の活用、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及に努めるとともに、学校や職場、地域の中で障がいへの理解と心のバリアフリーが進むよう、あらゆる機会を捉えて障がい理解の普及・啓発を推進します。

(2) 合理的配慮の推進

○各種訪問調査時等における手話通訳者の派遣、視覚障がい者 IT 講習会の開催をはじめ、コミュニケーション手段の確保に関わる支援を充実します。

○公共施設や公園、街や道路の整備、交通^[鎌田 実79]バリアフリー及び CATV における視覚広報の推進等について、計画段階から^[鎌田 実80]望ましい整備が進むよう、関係部署・関係機関との連携を図ります。

→関連計画等：藤沢市バリアフリー化基本方針

藤沢市交通バリアフリー化基本方針

藤沢市道路の移動等円滑化整備ガイドライン

○市役所内での合理的配慮を更に推進するため、「職員サポートブック」の活用や職員研修による対応向上に取り組みます。

番号	事業・取組	事業内容

現在検討中

基本目標 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

2-1. 相談支援の強化

(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上

- 「藤沢市障がい者福祉の手引き」などの配布を継続し、インターネットの活用や相談窓口等でのわかりやすく、丁寧な情報提供を実施します。
- 保健・福祉分野の総合的な相談窓口として、福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室、地区福祉窓口を運営していきます。
- 専門職の配置、専門機関等との連携により、様々な障がいに対応する専門的な相談に対応します。

(2) 相談支援体制の拡充

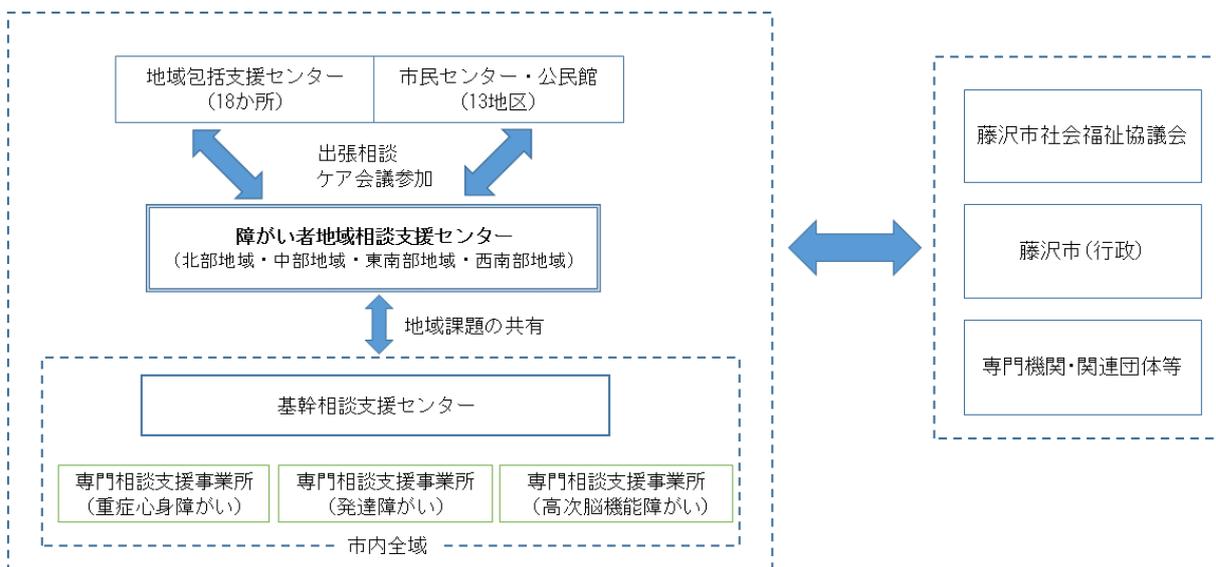
- 「地域における総合相談窓口の設置」「相談員の専任配置による人員体制の強化」「地域における制度を超えた連携の強化」を図り、相談支援体制を拡充します。
- 社会福祉法等の改正に伴い、地域共生社会の実現をめざし、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、制度を超えた相談支援体制の整備を検討します
[鎌田 実83]。

→関連計画等：藤沢地域福祉計画

(3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進

- 障がい福祉サービスを利用する多くの人々が、計画相談支援事業所・障がい児相談支援事業所の支援を受け、障がい福祉サービスを有効に利用できるよう、支援体制の整備を進めます。

■本市における障がい者相談支援体制のイメージ図



2-2. 連携による支援体制の強化 [鎌田 実84]

(1) 分野横断的な協議体制の確保

○総合支援協議会等において、関係各機関で情報共有し、有効な支援体制を確保していきます。

(2) 地域における支援体制の構築

- 入所・入院先などから地域生活へと移行し、自分らしい生活を継続できるよう、相談や一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制の強化を検討 [鎌田 実85] します。
- 緊急時における支援者との情報共有を円滑に行うため、「安全・安心プラン」の普及を推進するとともに、災害時の情報源としての可能性を検討します。

2-3. 支援・サービス提供体制の確保

(1) サービス提供施設・事業所の充実

○障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市内事業所が抱える課題の解決に取り組むなど、サービスの充実をめざします。

(2) 支援人材の育成・確保

- 支援を担う専門職、住民同士の支え合い活動を担う人材等の育成・確保に取り組めます。
- 人材不足の補うため、AI・ICT・IoT の活用（介護ロボット、リモートシステム、生活環境づくり）の検討を進めます。

番号	事業・取組	事業内容

現在検討中

基本目標 3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

3-1. 一人ひとりの必要に応じた支援の推進

(1) 様々な障がい等に応じた^[鎌田 実86]支援体制の充実

- 福祉と保健医療や学校及び職場等が連携することにより、多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じた支援体制の確保に取り組みます。
- 広域の支援機関等と連携し、障がい特性に応じた継続的な支援に取り組みます。

(2) 重度障がい・医療的ケアへの対応体制の充実

- 市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関及び広域の支援機関と連携し、重度障がい児者や医療的ケアを必要とする方^{*2}が、自分らしい生活を実現していくことができるよう、様々な活動に参加できるような支援体制をめざします。

(3) 本人・家族の高齢化への対応

- 障がいのある人が、介護保険サービスの利用対象者となっても、障がい特性に応じたサービス利用を継続できるよう調整します。
- 障がいのある人と高齢者が共に活動できる共生型サービスの充実を図ります。
- 多様な地域課題を解決するため、地域包括支援センター等との連携による支援体制の充実を図ります。

番号	事業・取組	事業内容

^{*2} 「重度障がい児者」には、障がいの等級・度数等が高い方、重症心身障がい児者（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある方）、重度・重複障がい児者（視覚、聴覚、知的障がい、肢体不自由、病弱のいずれか2つ以上を併せ有し、日常生活において常時介護を必要とする方）を含みます。「医療的ケアを必要とする方」とは、病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養など、生きていくのに必要な医療的援助を必要とする方のことをさします。

		現在検討中	

3-2. 障がい福祉サービス等の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

- 障がい福祉サービスの確保を進め、一人ひとりの状況に**応じた給付**[鎌田 実87]につなげます。
- 多様なニーズに対応できるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。

(2) その他の福祉サービスや支え合い活動の充実

- 高齢者福祉と連携し、日常生活の支援に係る福祉サービスの確保に努めます。
→関連計画：藤沢市地域福祉計画
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、地域での障がい理解を促し、支え合い活動を推進します。
→関連計画：藤沢市地域福祉計画

(3) 家族の支援

- 短期入所・日中一時支援・移動支援等のレスパイト支援など、介護家族の負担軽減を図ります。[鎌田 実88]
- 障がいのある方の家族が、病気や障がいへの認識、福祉サービス等への理解を深められるよう、相談支援・家族教室・家族相談等を**実施**します。[鎌田 実89]

3-3. 暮らしの場の確保支援

(1) 住まいの確保支援

- 共同生活援助の整備及び入居費用を支援します。
- 地域生活に移行する際の住居確保に係る支援を行います。
- 市営住宅のバリアフリー対応や障がい者優遇制度の運用、住宅確保要配慮者支援などを、関連部署との連携を図ります。
→関連計画等：藤沢市住宅マスタープラン

(2) 入所施設等の整備

- 重度障がいがあり、医療的ケアが必要な人が、安心して生活できるよう入所施設整備等の充実に向けた検討を引き続き進めます。[鎌田 実90]

(3) 住宅改良の支援

- 既存の住宅のバリアフリー化に係る支援を実施します。

基本目標 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

4-1. 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

- 乳幼児健診・健診フォローに係る支援、未熟児・慢性疾患児等保健指導などにより障がいの早期発見に取り組みます。子育て世代包括支援センター（母子保健事業）と、児童発達支援センター、子育て支援センター、保育園、幼稚園、医療機関等の連携により障がいへの早期対応を進めます。
- 難聴児支援、重度重複障がい、医療的ケアの必要など、専門的な対応が必要な場合は、医療機関や広域の専門機関との連携により有効な支援につなぎます。

(2) 保育・療育の充実

- 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の支援体制の充実を図ります[鎌田 実91]。
- 保育園・幼稚園における特別支援保育の実施、保育所等訪問支援、幼稚園・保育園等職員における発達支援コーディネーター育成支援などに取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、幼児期から互いの個性を認め[鎌田 実92]、共に過ごす関係づくりを進めます。

4-2. 学齢期における教育等支援体制の充実

(1) 学校教育の充実

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の運営、教育相談コーディネーターの設置など、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するとともに、介助員・学校看護師の派遣をはじめ、医療的ケアが必要な子どもへの対応も含め、学校生活の支援体制を確保していきます。

○学校教育、学校生活を通じて、障がいのある・なし[竹原 ゆかり93]にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごす関係づくりを進めます。

(2) 様々な学びや体験機会の充実

○障がいのある子どもが、放課後や学校長期休業中も心豊かに過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの居場所の充実に努めます。

➡関連計画：藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

番号	事業・取組	事業内容
		現在検討中

4-3. 切れ目のない障がい児支援の充実

(1) 成長に応じた発達支援の充実

○発達に心配のある子どもたちの成長に応じた支援、就学や進学等の移行期への対応が円滑に行われるよう、保護者、保育園、幼稚園、学校等と連携して切れ目のない支援を実施していきます。

(2) 障がい児支援サービスの充実

○支援の必要な子どもが必要な支援を受けられるよう、サービス利用の計画づくりを支援するとともに、医療的ケアが必要な子ども、重症心身障がいの子どものにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。また、障がい児福祉サービスの質の向上に努めます。

(3) 子育ての支援

○経済的支援、一時預かりや送迎支援などを通じて、障がいのある子どもを育てる保護者の負担を軽減し、他の家族の養育や自らの就業継続などが可能となるよう支援します。

○障がいへの早期対応・軽減に係る継続的な受診を支援します。

○子どもの障がいを理解し、日々の生活の中で、本人の成長に応じた子育てを、行っていくことができるよう支えていきます。

➡関連計画：子ども・子育て支援事業計画

番号	事業・取組	事業内容
		現在検討中

基本目標 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

5-1. 就労等の参加・活躍支援の推進[鎌田 実94]

(1) 就労支援体制の充実

- 障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の場の提供、市役所内での物品販売等働く機会の確保、障がい者優先調達推進などの取組を積極的に進めます。
- 就労関係機関、学校及び企業等との連携し、一般就労の促進と就労定着の支援体制を強化します。
- 市内事業所と学校が連携した進路の検討、障がい者雇用に向けた取組の充実を図ります。

(2) 様々な仕事や創作活動の充実

- 通所施設における生産・創作活動の充実など、障がいのある人が仕事を通じて参加・活躍できる機会の拡充を進めていきます。

番号	事業・取組	事業内容

現在検討中

5-2. 様々な活動への参加促進や支援

(1) 文化・スポーツ活動の充実

- 障がい者スポーツの場所の確保、団体組織化支援、各種スポーツ大会の開催や参加支援、スポーツ指導者やボランティアの確保、スポーツ活動を通じた健康維持・増進などを総合的に推進します。
- 誰もがスポーツを楽しめるスポーツノーマライゼーションの推進に取り組みます。
- 文化芸術にふれる様々な機会づくり、障がいのある人が主体的に参加する文化芸術活動の推進に努めます。

(2) 様々な活動への参加促進

- 市民・各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進します。
- 参加に必要な情報提供、点字録音図書の製作・貸出など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

(3) 当事者・家族団体等の活動支援

- 各障がい当事者・家族団体等の紹介をするとともに、団体活動の支援などを継続します。

5-3. 活動の手段や環境の確保

(1) 外出・移動支援の充実

- 社会参加の基盤として、各種交通費助成を実施するとともに、同行援護・行動

援護・移動支援など障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 情報の受発信支援

- 要約筆記体験会、手話奉仕員の育成、点訳・音訳等ボランティア講習会など、人材の育成・確保に取り組みます。
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣や市役所での手話通訳者設置等を実施します。

番号	事業・取組	事業内容
		現在検討中

基本目標 6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

6-1. 保健医療体制の確保

(1) 健康づくり・リハビリの推進

- 障がいのある人が利用しやすい健康診断・検診・健康相談・指導・教室等の体制を確保し、各機会の利用を促進します。

(2) 受診しやすい医療体制の確保

- 各種医療費の助成を通じて、障がいの軽減及び医療費負担の軽減への支援を行うとともに、入院時において意思疎通が困難な重度障がいのある人と医療従事者とのコミュニケーションを[鎌田 実95]支援します。

6-2. 緊急時対応・災害対策等の強化

(1) 緊急時支援の確保

- 体調急変時等に、自ら通報できる体制の確保を支援するとともに、地域の中の見守り・通報体制を確保していきます。

(2) 災害対策・感染症対策の強化

- 災害への備えとして、本人・家族、地域、障がい者団体、事業所等と連携し、避難行動要支援者避難支援プランに即した避難支援体制の構築を進めます。

○障がいのある人や事業所の防災意識の向上を促進するとともに、障がいのある人や家族、支援者等による地域の防災訓練等への参加を促進します。

○災害時における災害情報の的確な伝達、医療援護体制機能の強化、一時避難場所及び福祉避難所での対応の充実を図ります。

▶関連計画：地域防災計画、避難行動要支援者避難支援プラン

○感染症対策について、国・県の方針及び感染症状況を踏まえ、柔軟に対応します。

○災害時・感染症流行時に、日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる状況を回避できるよう、事業所及び関係機関との連携体制の充実を図ります。

6-3. 経済的な支援

(1) 経済的な支援

○年金や手当、給付金の支給、各種減免制度などの情報提供及び手続の支援をしていくとともに、就労支援等経済的自立の実現・継続に向けた支援に努めます。

第3章 第6期ふじさわ障がい福祉計画

1. 第6期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方

(1) 位置付け

第6期ふじさわ障がい福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、総合支援法第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての、地域の特性に応じた事業体制確保の目標や、必要なサービスの見込み量を具体的に定めるものです。[鎌田 実96]

(2) 基本的な考え方

本市では「藤沢型地域包括ケアシステム」として、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した地域共生社会づくり（支え合いの地域づくり）を進めています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた、福祉施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援や一般就労への移行に関する目標を設定します。その上で、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「国の基本指針」という。）を踏まえて、障がいのある人の増加予測及びこれまでの実績に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量

■第6期ふじさわ障がい福祉計画の枠組み

国の基本指針

◆障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標◆

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等

◆障がい福祉サービスの見込み量◆

区分	サービス	内容	給付
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	介護給付
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	介護給付
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行う	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などで昼間、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する	
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	練習
居住支援系	自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	

	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練・就労系	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ぶ就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

◆地域生活支援事業の見込み量◆

必須事業(総合支援法に基づく)	任意事業
(1)理解促進研修・啓発事業	(1)訪問入浴サービス
(2)自発的活動支援事業	(2)社会参加促進事業 ①ボランティア(奉仕員)養成研修事業 ②点字・声の広報等発行事業 ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
(3)相談支援事業 ①相談支援 ②住宅入居等支援事業	
(4)成年後見制度利用支援事業	
(5)意思疎通支援事業	(3)日中一時支援事業 (障がいのある人等の日中活動の場を確保)
(6)手話奉仕員養成研修事業	
(7)移動支援事業	
(8)地域活動支援センター機能強化事業	

2. 地域共生社会づくりの目標値

(1) 福祉施設から地域生活に移行する人数

1) 福祉施設入所者数

【国の考え方】

福祉施設については、地域移行に向けた取組を引き続き積極的に進める一方で、重度化等の理由により在宅や共同生活援助で生活することが困難な入所待機者や、障がい児福祉施設からの移行予定者が一定数いると考えられます。

【市の考え方】

地域生活への移行等による減少と同数の障がいのある人が新たに入所するものと想定します。2023年度(令和5年度)末時点の入所者数として、2019年度(令和元年度)末時点の入所者数と同数(245人)を目標とします[鎌田 実98]。

2) 地域生活への移行

【国の考え方】

国の基本指針では、地域における居住の場としての共同生活援助の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所施設等から地域生活への移行を進めるとしています。

【市の考え方】

第5期ふじさわ障がい福祉計画では、福祉施設入所者が地域生活へ移行する人数

について、2020年度（令和2年度）末までの目標値を、23人としました。しかし2018年度（平成30年度）と2019年度（令和元年度）の実績は合計10人と、目標値の半分に達していません。これを踏まえ、地域移行への取組を更に推進し、2023年度（令和5年度）末までの福祉施設から地域生活への移行者数の目標として、第5期ふじさわ障がい福祉計画での目標値から引き続き、23人を目標とします。

[鎌田 実99]

この目標値については、2019年度（令和元年度）末時点の入所者数の9.4%とし、共同生活援助2か所（定員各9人）と同時に、在宅への移行5人を実現することで、目標とする23人の地域移行が達成されます。

【2023年度（令和5年度）の目標】

■福祉施設の入所者数と地域生活移行者数【2023年度（令和5年度）の目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設入所者数（A）	245人	令和元年度末時点
令和5年度末の入所者（B）	245人	令和5年度の地域生活移行者数（D）及び新たな入所者数等を勘案
【目標値】（C） 入所者減少見込み	0人 (0.0%)	差引減少見込み数（A－B）
【目標値】（D） 地域生活移行者数	23人 (9.4%)	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数

（2）精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステム

【国の考え方】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての目標値として、「1.精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「2.精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）」「3.精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）」を設定することとしています。

これらの目標に向けた取組を進める上で、入院中の精神障がいのある人が、地域への移行・定着するための、地域包括ケアシステムの充実が求められています。

【市の考え方】

本市が進めている藤沢型地域包括ケアシステムは、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とすることと、地域特性や課題・ニーズに応じたまちづくり、地域を拠点とした相談支援体制の3つを基本理念としています。また本市では指定一般相談支援事業所が相談窓口となり支援計画を作成する、精神科病院等からの地域移行支援及び地域定着支援を進めてまいりました。

【2023年度（令和5年度）までの目標】

今後は、指定一般相談支援事業所のサービス強化を進め、精神障がいのある人の地域移行・地域定着を更に推進します。併せて、地域移行支援の体験利用や、措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業（退院後支援計画作成）、精神障がい者の家族支援に係る事業（教室・セミナー・家族会等団体支援）、

市民向け講演会パネル展示など普及啓発、関連機関の職員向け研修を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の考え方】

国の基本指針では、障がいのある人の地域移行支援・地域定着支援、就労支援といった課題に対応するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための、地域生活支援拠点等に[鎌田 実100]について、2023年度（令和5年度）末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとしています。

【市の考え方】

本市では、地域生活支援拠点等に関して、第5期ふじさわ障がい福祉計画において、障がいのある人の高齢化・重度化への対応や、「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすことを目的に、地域における支援ネットワークを形成する「面的整備型」を展開してきました[鎌田 実101]。また、[鎌田 実102]地域包括ケアシステムの推進と整合性を図りながら、障がい分野ではケース対応を通じて関係機関と連携した包括的な支援体制の強化とネットワーク形成に努めてまいりました。

【2023年度（令和5年度）までの目標】

今後は、藤沢型地域包括ケアシステムの整備の中で、これまで[鎌田 実103]支援が行き届かなかった障がいのある人にも支援が届くようなアプローチとして、本市及び相

談支援事業所が中心となり、緊急時における相談窓口の整備や、障がい福祉サービス提供事業所と連携した、一時的な居室の確保の実施体制の強化に向けた取組を進めてまいります。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行数・定着数

1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

【国の考え方】

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、2023年度（令和5年度）中に一般就労への移行者数^[鎌田 実104]の目標値を、2019年度（令和元年度）の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本に設定することとしています。

【市の考え方】

本市では、第5期ふじさわ障がい福祉計画で、2020年度（令和2年度）における福祉施設利用から一般就労への移行者数について、2018年度（平成30年度）から障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮し、2016年度（平成28年度）の実績59人の約1.5倍となる90人を目標としました。

市内の就労移行支援事業所は、第5期の間に1か所増え、16か所になりました。一般就労への移行者数の実績を見ると、2017年度（平成29年度）60人、2018年度（平成30年度）56人と、2016年度（平成28年度）程度の水準で推移し、2019年度（令和元年度）は114^[鎌田 実105]人でした。

今後は、就労移行支援事業及び就労定着支援事業を更に充実することにより、

2023 年度（令和 5 年度）の一般就労に移行する福祉施設利用者数の目標値を、181 人^[鎌田 実106]とします。

【2023 年度（令和 5 年度）までの目標】

■一般就労に移行する福祉施設利用者数【2023 年度（令和 5 年度）の目標値】

項目	数 値	考 え 方
①令和 5 年度の一般就労移行者数（総数）	181 人	令和元年度において福祉施設から一般就労した総数 142 人の 1.27 倍以上かつ②～④の和
②就労移行支援事業利用からの一般就労移行者数	146 人	令和元年度における、就労移行支援事業利用からの一般就労移行者数 114 人の 1.28 倍以上
③就労継続支援事業 A 型利用からの一般就労移行者数	7 人	令和元年度において福祉施設から一般就労した人数のうち、就労継続支援事業 A 型の利用者 6 人の 1.16 倍以上
④就労継続支援事業 B 型利用からの一般就労移行者	28 人	令和元年度において福祉施設から一般就労した人数のうち、就労移行支援事業 B 型の利用者 22 人の 1.23 倍以上

注 1. 「一般就労」とは、企業等に就職した人（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となった人を除きます）、在宅就労した人及び自ら起業した人を指します。

注 2. 「福祉施設」は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）のいずれかの障がい福祉サービス提供事業所を指します。

注 3. 勤務先との雇用関係を維持したまま休職し、機能訓練施設等におけるリハビリ等を経て復職した人は除きます。

2) 就労定着支援事業の利用率

【国の考え方】

国の基本指針では、令和 5 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合を 7 割以上とすることが求められています。

【市の考え方】

本市においては、令和元年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合は、一般就労移行者数が 114 人、就労定着支援事業利用者数は 56 人で、一般就労移行者の 49.1%となっています。

今後は、国の指針どおり、一般就労移行者に占める当該事業の利用者の割合が 7 割以上にすることをめざします。

令和 5 年度の福祉施設から一般就労への移行者数が目標通り 181 人である場合、そのうち就労定着支援事業の利用者数を 127 人とし、70.2%を目標とします。

^[鎌田 実107]

【2023 年度（令和 5 年度）までの目標】

■一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合【2023 年度（令和 5 年度）の目標値】

項目	数 値	考 え 方
----	-----	-------

令和 5 年度末時点での 一般就労への移行者における 就労定着支援事業の利用者の割合	70.2%	国の方針の通り
--	-------	---------

3) 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合

【国の考え方】

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度末時点での就労定着率が 8 割以上である事業所の割合を 7 割以上とすることが求められています。

令和 5 年度の就労定着支援事業所数が令和元年度末と同数の 11 事業所である場合、その 7 割以上にあたる 8 事業所で就職定着率が 8 割以上になるようにします。

【市の考え方】

本市における、令和元年度末における就労定着率 8 割以上就労定着支援事業所の割合は、就労定着支援事業所総数が 11 事業所、就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所は 8 事業所と、全就労定着支援事業所中の 72.7%となっています。

今後は、就労定着支援事業の充実を図り、就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合を 7 割以上とし、72.7%を目標とします。

【2023 年度(令和 5 年度)までの目標】

■就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合【2023 年度（令和 5 年度）の目標値】

項目	数値	考え方
----	----	-----

令和5年度における 全就労定着支援事業所のうち 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の割合	72.7%	国の方針の通り
---	-------	---------

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の考え方】

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

また、令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されることにより、重層的支援体制の実施が求められています。

【市の考え方】

本市では、障がいに関する総合相談窓口の充実を図り、関係機関が連携し、障がいのある人等が身近な場所で必要な情報や支援を得られる、専門的かつワンストップ機能をもった相談支援体制の構築をめざします。

【2023年度(令和5年度)までの目標】

■相談支援体制の充実・強化等【2023年度(令和5年度)の目標値】

項目	数値	考え方
----	----	-----

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施	4か所	人口約10万人を地域として設定し、総合相談窓口としての相談支援事業所を配置
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2,700件	元年度における総合相談を実施する予定の3事業所平均に基づく
相談支援事業者の人材育成の支援件数	150件	令和元年度における機関相談支援センターの実績に基づく
相談機関との連携強化の取組の実施件数	160件	令和元年度における機関相談支援センターの実績に基づく

3. 障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

障がいのある人の人口増加予測とこれまでの実績を踏まえ、各訪問系サービスのそれぞれについて次のように考慮し、サービス量を見込みました。

居宅介護については、福祉施設・病院等からの地域生活への移行者数の動向を考慮した上で、サービス量を見込みました。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由のある人の動向を考慮したほか、総合支援法により、入院時のサービス利用が可能になることも踏まえた上で、サービス量を見込みました。

同行援護は、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

行動援護については、行動が困難な知的障がいや精神障がいのある人の動向を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

重度障がい者等包括支援については、重度の障がいがある人の地域生活における二

ーズを考慮した上で、サービス量を見込みました。

■訪問系サービスの見込み量

(単位：上段・時間、下段・人/月)

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	現在検討中		
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障がい者等包括支援			
合計			

注1. () は、各年度3月時点の利用人数です。(以下同様)

注2. サービス見込み量の数値については、本市がサービス支給を決定し、他市町村のサービスを利用する本市在住の人も含まれています。(以下同様)

注3. 利用人数については、複数のサービス(例：「居宅介護」と「同行援護」)を利用する利用者もいることから、各サービスの利用人数を合算しても、合計の値とは必ずしも一致しません。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人の人口増加予測とこれまでの実績を踏まえ、各日中活動系サービスのそれぞれについて次のように考慮し、サービス量を見込みました。

1) 通所・短期入所系

生活介護については、特別支援学校卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

療養介護については、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

短期入所については、アンケート調査や聞き取り調査の結果から、障がいのある人を支援する家族の「一時的な休息」^[鎌田 実108]や、急病等による緊急時の利用として短期入所に対するニーズが拡大していることなどを考慮して、サービス量を見込みました。

■通所・短期入所系サービスの見込み量

(単位：上段・人日、下段・人/月)

見込み量	
------	--

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	現在検討中		
療養介護			
福祉型 短期入所			
医療型 短期入所			
短期入所計			

2) 自立訓練

自立訓練（機能訓練）については、身体障がいのある人の生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。

自立訓練（生活訓練）については、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、日常生活に必要な訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

宿泊型自立訓練については、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、居住の場での生活に必要な訓練を希望する方の動向を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

■自立訓練サービスの見込み量

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	現在検討中		

自立訓練 (生活訓練)			
宿泊型 自立訓練			

3) 就労支援

就労移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労や就労継続支援への移行動向及び企業等の障がいのある人の雇用への取組状況を踏まえるとともに、障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮した上で、国の基本指針に基づく本計画での目標値から、サービス量を見込みました。

就労継続支援（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労や就労継続支援への移行動向及び企業等の障がいのある人の雇用への取組状況を踏まえるとともに、国の基本指針に基づく本計画での目標値から、サービス量を見込みました。

就労継続支援（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労や就労継続支援への移行動向及び企業等の障がいのある人の雇用への取組状況を踏まえるとともに、自立訓練や就労移行支援から移行する人の動向を考慮した上で、国の基本指針に基づく本計画での目標値から、サービス量を見込みました。

就労定着支援については、福祉施設から一般就労する人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

■就労支援サービスの見込み量

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	現在検討中		
就労継続支援（A型）			
就労継続支援（B型）			
就労定着支援			

(3) 居住系サービス

自立生活援助のサービス量については、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の動向を踏まえた上で見込みました。

共同生活援助は、在宅で生活することが難しくなった場合や、入所施設や病院から自立をめざして地域生活へ移行する際の住まいとして、重要な役割を担っていることから、ニーズの高まりを考慮して、サービス量を見込みました。

施設入所支援のサービス量については、これまでの実績や入所施設、精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を踏まえて、本市の実情を考慮して、見込みました。

■居住系サービスの見込み量

(単位：人/月)

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度

自立生活援助			
共同生活援助 (グループホーム)			
施設入所支援			

(4) 相談支援

1) 計画相談支援

本市では、2012年度（平成24年度）に障がい福祉サービスを利用するすべての人に対するサービス等利用計画の作成が制度化されて以来、計画相談支援の担い手となる相談支援専門員の確保をめざしてきました。しかしながら、依然として相談支援専門員の不足が課題となっています。

第5期ふじさわ障がい福祉計画の同サービスの実績は、2018年度（平成30年度）が969人（見込み量が1,153人）、2019年度（令和元年度）が975人（見込み量が1,378人）と、いずれも実績が見込み量を下回っています。この背景として、障がい福祉サービスの利用の増加に対して、相談支援専門員の増加が追いついていない現状があります。

計画相談支援は、障がい福祉サービスの支給決定者数の動向に加えて、支給決定者数のうち、自身でサービス等利用計画を作成する（セルフプラン）人の割合、介護保険ケアプランで障がい福祉のサービス等利用計画を作成〔鎌田 実109〕する障がいのある

人の割合、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえてサービス量を見込みました。

今後、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、新規事業所への支援等、計画相談支援の量及び質を更に高める取組を進めていきます。

2) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着に向けて支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

■ 計画相談支援サービスの見込み量

(単位：人/年)

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	現在検討中		
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数			
地域移行支援			
地域定着支援			

(5) 障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策

1) 訪問系サービスの量と質の確保

住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上で、訪問系サービスは重要な役割を果たしています。しかしながら、サービス提供事業者からは、福祉人材が不足しているとの意見があり、利用者からは、サービスの質をより向上させる必要があるとの意見がありました。

本市では、介護保険サービス提供事業者への働きかけを通じた障がい福祉分野におけるヘルパーの確保及び育成に関する支援に取り組みなどを視野に入れながら、訪問系サービスの量・質双方の確保についての検討を進めます。

2) 日中活動系サービスの量と質の確保

日中活動系サービスは、障がいのある人の社会参加等の基盤となるサービスです。

就労系サービスに対する需要は増加傾向にあり、平成30年度から導入された「就労定着支援」についても、市内サービス提供事業者への聞き取り調査等から一定の利

用ニーズが見込まれます。

また、障がいのある人やその家族、支援者から、特別支援学校卒業後の進路が不足しているとの意見や、重度障がいのある人や就労を希望しない多様な障がい等に対応した日中活動の場を求める意見があり、生活介護の更なる充実が必要と考えられます。

また、宿泊型自立訓練の利用を推進し、障がいのある人の地域移行、地域定着を進めるための支援を展開していきます。

短期入所については、利用者のニーズが非常に高い一方で、緊急時に利用しづらいなどの意見があることから、障がいのある人やその家族の緊急時等に備えた短期入所サービスのあり方を検討します。

3) 居住系サービスの量と質の確保

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送る上で、住まいとケアを組み合わせ提供する居住系サービスは欠かすことができません。

しかしながら、現状においては宿泊体験をすることができる共同生活援助の不足や、利用者の家賃負担の重さなどを指摘する意見があります。また、重度障がいのある人や、高齢者、肢体不自由者、医療的ケアが必要な人向けの共同生活援助が不足しているとの意見も聞かれます。

本市では共同生活援助における宿泊体験等を推進するとともに、利用者の負担軽減や、多様なニーズに対応した共同生活援助の整備など、居住系サービスに関わる課題の解決に向けた取組を進めます。

4) 相談支援サービスの量と質の確保

計画相談支援は、担い手の不足などが原因となり、計画相談を必要としている方が、当該サービスを利用できないケースが見られます。このような状況を踏まえ、受け皿となる相談支援事業所や相談支援専門員の量及び質の確保に向けた取組を進めます。

■障がい福祉サービスの見込み量一覧

区分		見込み量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護、重度障がい者等包括支援				
日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護			
		自立訓練（機能訓練）			
		自立訓練（生活訓練）			
		宿泊型自立訓練			
		就労移行支援			

	就労継続支援（A型）	現在検討中
	就労継続支援（B型）	
	就労定着支援	
	療養介護	
	福祉型短期入所	
	医療型短期入所	
居住系サービス	自立生活援助	現在検討中
	共同生活援助	
	施設入所支援	
相談支援	計画相談支援	現在検討中
	地域移行支援	
	地域定着支援	

注 1. 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの見込み量は、各年度3月の利用分を示しています。

注 2. 相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度（4月～3月）の実利用者数を示しています。

注 3. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

4. 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民の障がいに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

本市では、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、心のバリアフリー講習会等の事業を実施します。[鎌田 実111]

■理解促進研修・啓発事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進及び啓発に関する事業	現在検討中		

2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業では、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動への支援として、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援に関わる自主防災組織等に提供しています。

名簿の提供数及び提供割合については、これまでの実績を踏まえた上で、「藤沢市地震・津波対策アクションプラン」における令和2年度までの目標指標に基づき、見込みました。

■自発的活動支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難行動要支援者名簿 提供自治会数	現在検討中		
避難行動要支援者名簿 提供割合			

注. 避難行動要支援者名簿提供割合は、当該年度の全自治会数に占める避難行動要支援者名簿提供自治会数の割合を表しています。

3) 相談支援事業

【相談支援】

本市では、相談支援事業を現在 7 か所の障がい者相談支援事業所に委託し、実施しています。これまでも、障がいのある人の増加や、多岐にわたる相談内容に対応するために、人員体制の強化を進めてきました。計画相談支援の担い手が不足している現状において、支援が必要にもかかわらず、支援につなげていない人のニーズを発見し、適切な支援につなげていくという点でも、相談支援は地域で重要な役割を担っています。

前計画期間において、総合支援協議会での協議及びアンケート調査、当事者等へのヒアリング調査や委託相談支援事業所からの意見聴取を実施し、相談支援に関する課題の整理と今後の相談支援事業のあり方について検討を進めてまいりました。

これらの検討結果を踏まえ、障がい種別にとらわれず、市民が、心配ごとや困りごとなどを、相談できる身近な総合的な相談窓口としてわかりやすい形態とするとともに、地域における連携を強化することにより、地域の潜在的なニーズを、地域全体で支える体制としていきたいと考えています[鎌田 実112]。

■相談支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業所数	現在検討中		
相談支援事業従事者数			

【住宅入居等支援事業】

住宅入居等支援事業は、一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人に対し、入居支援や、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う事業であり、これまで6か所の障がい者相談支援事業所で実施してきました。

今後、障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境を実現するため、相談支援事業と一体的に事業体制の見直しを進めていきます[鎌田 実113]。

■住宅入居等支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	現在検討中		

4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい等によって判断能力の低下が見られる方が成年後見制度を利用するための支援を行う事業です。現在、市の相談窓口（福祉総合相談支援センター）と市社会福祉協議会の「ふじさわあんしんセンター」等が連携し、成年後見制度についての相談を受けています。

また、法定後見制度の利用が必要な方については、身寄りがない等により親族等による家庭裁判所への審判申立てが困難な場合に、本人の福祉を図るために特に必要があると認められるときには、市長が申立人となる「市長申立て」や、生活困窮等により申立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合の助成制度があります。

市長申立て及び報酬助成のサービス量の見込みについては、これまでの利用実績と制度利用に関する状況等を踏まえて、見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援することを目的に、実施団体に対して研修や組織体制の構築支援を行う事業です。

法人後見の活動支援及び法人後見受任件数のサービス量については、これまでの受任実績等を考慮し、見込みました。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数			
報酬助成	現在検討中		
法人後見の活動支援			
法人後見受任件数			

5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚や言語機能等に障がいのある人が、日常生活の中で意思疎通を円滑に行えるように、必要に応じて支援を行う事業です。

手話通訳者の設置・派遣、及び要約筆記者の派遣については、これまでの聴覚等に障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。

市役所における手話通訳者は、意思疎通が困難な障がいのある人が、本市で福祉サービス等の手続きや相談等を実施する上で重要な役割を担っており、今後も、十分なコミュニケーションが図れるよう、**継続配置します。**【鎌田 実114】

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は、意思疎通を行うことが困難な重度の障がいのある人が、入院時に医師や看護師等の医療関係者とコミュニケーションを円滑に実施できるように支援する事業です。利用者数については、重度の障がいのある人等の動向を踏まえた上で、見込みました。

■意思疎通支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者数			
要約筆記者数			
要約筆記者派遣	実利用者数		
	延利用件数		
市役所における手話通訳者配置数			
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援利用者数			

現在検討中

6) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を図ることを目的としています。

手話通訳者養成講座の開講コース数及び実施回数、講座参加者数については、これまでの実績等を考慮して見込みました。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者養成講座	現在検討中		
講座参加者数			

7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業のうち、介護・訓練支援用具については、これまでの実績を踏まえ、65歳未満で重度の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

自立生活支援用具については、これまでの実績や重度の身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

在宅療養等支援用具については、これまでの実績や身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

情報・意思疎通支援用具については、これまでの実績に加えて、視覚障がい及び聴覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

排せつ管理支援用具については、これまでの実績を踏まえた上で、ぼうこう及び直腸機能障がいのある人や重度の知的障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

住宅改修費については、65歳未満で身体障がい者手帳1～3級の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

■日常生活用具給付等事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	現在検討中		
自立生活支援用具			
在宅療養等支援用具			
情報・意思疎通支援用具			
排せつ管理支援用具			
住宅改修費			

8) 移動支援事業

移動支援事業については、聞き取り調査やアンケート調査において、利用ニーズが高い一方で、サービスを提供する職員の不足や、希望する利用時間帯が集中するといった課題も見られ、必ずしも利用ニーズに応えられているとはいえない状況にあります。今後は、多くの人々が円滑にサービスを利用できるよう、人材確保に向けた取組を行うとともに、利用ニーズに応えられるような事業のあり方について検討します。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、アンケート調査や聞き取り調査による利用ニーズ等を考慮して見込みました。

■移動支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	現在検討中		
利用時間数			

9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、これまで5か所の地域活動支援センターで実施してきました。働くことが困難な障がいのある人の日中活動の拠点として、地域活動支援センターは重要な役割を担っています。今後も、各地域活動支援センターが安定的・継続的に運営ができるよう、本市が必要に応じて支援していきます【鎌田 実115】。

実利用者数については、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や利用ニーズ等を考慮し、見込みました。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	現在検討中		
実利用者数			

(2) 任意事業

1) 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、重度の障がいのある人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

■訪問入浴サービスの見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	現在検討中		
利用見込み回数			

2) 社会参加促進事業

【ボランティア（奉仕員）養成研修事業】

ボランティア（奉仕員）養成研修事業については、これまでの実績に加えて、手話講習会や要約筆記体験会及び点字図書館で実施しているボランティア基本講習会への参加実績を考慮して、参加者数を見込みました。

■ボランティア（奉仕員）養成研修事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習会参加者数	現在検討中		

【点字・声の広報等発行事業】

点字・声の広報等発行事業は、本市で発行している広報紙の点字版及び音声版を視覚障がいのある人等を対象に発行し、情報提供を行う事業です。

登録者数については、これまでの実績を踏まえた上で、視覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

■点字・声の広報等発行事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行物登録者数	現在検討中		

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障がいのある人の健康・体力づくりや交流等に資することを目的として、スポーツ・レクリエーション教室や障がいのある人のスポーツ大会を開催する事業です。

太陽の家体育館延利用者数及び神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数については、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ)	現在検討中		
神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数			

3) 日中一時支援事業

日中一時支援事業については、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人を介護する家族の一時的な休息や夫婦共働きのような就労環境による利用ニーズが高まっていることなどを考慮し、サービス量を見込みました。

■日中一時支援事業の見込み量

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	現在検討中		
利用回数			

(3) 地域生活支援事業の量と質の確保のための方策

地域生活支援事業は、総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、地域の実情を踏まえ、多様なニーズに応じた事業の実施をするものです。

1) 障がいのある人の権利及び安全・安心の確保

障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、理解促進及び啓発に関する事業を実施します。加えて、災害時における障がいのある人の安全・安心を確保するため、自発的活動支援事業として、避難行動要支援者名簿の作成・提供に取り組みます。

また、成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度が障がいのある人の権利擁護を担保できる運用を推進します。

更に、障がいのある人が日々の困り事を身近な場所で相談できる、専門的かつワンストップの相談支援体制の構築に向けて、相談支援ネットワークの強化や、地域における包括的な相談支援を推進します。

2) 社会活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するための必須事業として、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業があります。

意思疎通支援事業については、手話通訳・要約筆記制度の積極的な周知・啓発を進めます。

日常生活用具給付等事業については、当事者のニーズに則した形となるよう、品目の見直し等を随時進めます。加えて、利用ニーズの多い移動支援事業に関して、より利用しやすい形となるよう、ヘルパーの確保も含め検討します。

手話通訳等の奉仕員養成研修の実施、点字・声の広報等の発行及びスポーツ・レクリエーション教室開催等については、引き続き事業を実施し、障がいのある人の社会参加をより一層促進します。

3) 日中活動サービス・在宅サービスの充実

日中一時支援事業については、障がい福祉サービス（生活介護、就労継続支援等）、及び障がい児支援サービス（放課後等デイサービス等）において、受け皿の不足が課題となっている部分（平日夕方の時間帯や休日などの支援）を補完するものとして、事業の見直しを行ってきました。今後は、見直した事業を継続展開するとともに、ニーズの把握に努め、活動の場の整備に向け、事業の柔軟な活用を検討します。

一方、働くことが困難な障がいのある人が積極的に社会へ参加する拠点として機能している地域活動支援センターについて継続的な運営を実施します。

在宅サービスについては、任意事業として、重度障がいがあり、自宅での入浴が困難な人を対象とした訪問入浴を引き続き実施します。

■ 地域生活支援事業の見込み量一覧

【必須事業】

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業			
理解促進及び啓発に関する事業			
自発的活動支援事業			
避難行動要支援者名簿提供自治会数			
避難行動要支援者名簿提供割合			
相談支援事業			
相談支援			
障がい者相談支援事業所数			
相談支援事業従事者数			
住宅入居等支援事業			
成年後見制度利用支援事業			
市長申立て件数			
報酬助成			
法人後見の活動支援			
法人後見受任件数			
意思疎通支援事業			
手話通訳者数			
要約筆記者数			
派遣件数	実利用見込み者数		
	延利用見込み件数		
市役所における手話通訳者配置数			
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援利用者数			
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具			
自立生活支援用具			
在宅療養等支援用具			
情報・意思疎通支援用具			
排せつ管理支援用具			
住宅改修費			
手話奉仕員養成研修事業			
手話通訳者養成講座			
講座参加者数			

現在検討中

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	現在検討中		
実利用者数			
利用時間数			
地域活動支援センター機能強化事業			
地域活動支援センター	実施か所数		
	実利用者数		

【任意事業】

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	現在検討中		
利用見込み者数			
利用見込み回数			
社会参加促進事業			
ボランティア（奉仕員）養成研修事業			
点字・声の広報等発行事業			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			
太陽の家体育館延利用者数 （自主事業のみ）			
神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数			
日中一時支援事業			
利用者数			
利用回数			

第4章 第2期ふじさわ障がい児福祉計画

1. 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方

(1) 位置付け

第2期ふじさわ障がい児福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標並びに各年度における指定通所支援及び指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めるものです。[鎌田 実116]

(2) 基本的な考え方[鎌田 実117]

本市では児童福祉法の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが当然の権利として、自分らしく生きることのできる地域づくりを進めます。そのためには、障がい児を「障がいのある子ども」としてではなく、「子どもに対する様々な課題の一つとして障がいがある」と捉え、障がい児支援サービスのみならず、すべての子どもの健やかな成長及び発達並びに自立のための子育て支援や、教育機関による支援、医療サービス等を一体的に提供しながら、地域全体で子どもの成長を支援していくことが必要です。

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度））では、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めるとしています。藤沢市子ども共育計画（計画期間：2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度））では、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を同計画のめざす基本的な方向性としています。

第2期ふじさわ障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、同時に、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画と藤沢市子ども共育計画とも整合性を図りながら、障がいの有無にかかわらず、子どもが自分らしく生きることのできる地域共生社会をつくるために、障がい児支援の提供体制の整備に努めます。

■第2期ふじさわ障がい児福祉計画の枠組み

国の基本指針

◆障がい児支援の提供体制整備の目標◆

障がいの有無にかかわらず子どもが自分らしく生きることのできる地域共生社会をつくる目標

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 保育所等訪問支援
- (3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制
- (4) 医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場



◆障がい児支援サービスの見込み量◆

区分	サービス	内容	給付
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	障がい児通所給付
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもを対象に、放課後又は休校日に、生活能力向上のための訓練等や放課後の居場所提供を行う。	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助	障がい児通所支援の申請における障がい児支援利用計画の作成を行う。	障がい児相談支援給付
	継続障がい児支援利用援助	利用している障がい児通所支援についてのモニタリングと、必要に応じた障がい児支援利用計画の見直しを行う。	



◆障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策◆

2. 障がい児支援の提供体制整備の目標

国の基本指針では、今回新たに策定する第2期ふじさわ障がい児福祉計画において、障がい児向けのサービス提供体制の計画的な構築に向けて地域支援体制を整備することが求められています。本計画の計画期間中における、障がい児向けの支援体制の整備に関する本市の考え方は次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターについて

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付けるとしています。そして、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することとしています。

現在、本市には、児童発達支援センターが2か所設置されています。その内、地域における障がい児やその家族への支援を行う施設と位置付けられている公設施設の「藤沢市太陽の家・しいの実学園」を中心に、障がい児の抱える困り事や相談ニーズを踏まえた上で、障がい児への支援に取り組んでいます。

2023年度（令和5年度）における児童発達支援センターの設置状況については、引き続き2か所を維持することを目標とし、児童発達支援センターの役割として専門的な支援の質を確保しつつ、他の障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な支援体制の整備と充実に努めます。

(2) 保育所等訪問支援について

国の基本指針では、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、2023年度（令和5年度）末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。現在、本市では児童発達支援センター等で保育所等訪問支援事業を実施していますが、充足しているわけではなく、同サービスの利用は進んでいない現状があります。

多くの利用希望者が、円滑にサービスを利用できるよう、新たに参入する事業所を増やしていく取組を既存事業所の協力を得ながら実施し、サービス提供体制の強化に努めます。

(3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制について

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2023年度（令和5年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することとしています。

本市には、重症心身障がい児等の支援が可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がありますが、事業所全体に占める割合はまだ少ないため、今後も、重症心身障がい児等の支援が可能な事業所への看護師配置に対する助成等の支援を引き続き行い、サービス提供体制の強化に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

国の基本指針では、2023年度（令和5年度）末までに、各市町村において医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネーターを配置することを基本とするとしています。

本市においては、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」において、医療的ケア児を含む重度障がい児者に関する協議を進めてきました。2019年（令和元年）7月からは、その分科会として「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を立ち上げ、市内に配置された医療的ケア児等コーディネーターを中心に、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズの把握と、医療的ケア児等の支援に関する地域の課題把握及びその対応策の検討を開始しました。

また、湘南東部圏域においては、2017年（平成29年）3月から「重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」が発足し、医療的ケアが必要な人に関する協議が進められています。

これらの協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。

3. 障がい児支援サービスの見込み量（令和3年度～令和5年度）

（1）障がい児通所支援サービス

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査や聞き取り調査等において障がい児の保護者からの利用ニーズが多く見られることや、障がい児数が増加していることから、今後もニーズの拡大が想定され、障がい児通所支援サービス全体について、引き続きサービスの利用が増加するものと見込んでいます。

児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、未就学の障がい児の人数や今後の障がいの早期発見への取組体制等を考慮し、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、就学期の障がい児の人数や特別支援学校に在籍する児童数、特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、市内に事業所がないため定期的な利用はありませんが、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児の人数を考慮してサービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、これまでの実績に加え保育所・幼稚園の設置状況、本サービスの周知に向けた取組状況等を考慮してサービス量を見込みました。

居宅訪問型児童発達支援は、市内及び近隣市町村にサービスを提供できる事業所がないため利用実績はありませんが、未就学の重症心身障がい児の動向等を踏まえた上でサービス量を見込みました。

■障がい児通所支援サービスの見込み量

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援			
放課後等デイサービス			
医療型児童発達支援			
保育所等訪問支援			
居宅訪問型児童発達支援			

現在検討中

注：（ ）は、各年度3月時点の利用人数です。（以下同様）

(2) 障がい児相談支援

年々、障がい児サービスを利用する障がい児が増えており、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれますが、事業所数や担い手となる相談支援専門員の不足が継続した課題となっています。また、アンケート調査や聞き取り調査においても、障がい児相談支援に対するニーズが見られるほか、障がい児を取りまく家族の課題も多様化・複雑化しており、このような現状に対応するために、相談支援事業所や相談支援専門員の確保等、障がい児に関する相談支援体制の強化が必要となっています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や、支給決定者数の内、相談支援事業所等を活用せず、障がい児の保護者^[鎌田 実118]自身が障がい児支援利用計画を策定する「セルフプラン」の割合、今後の相談支援事業所の動向等を踏まえつつ、本市の実情を考慮した上で見込みました。

■障がい児相談支援の見込み量

(単位：人/年)

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	現在検討中		
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数			

注：障がい児相談支援の利用人数は各年度末の実利用者数を示しています。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整をするコーディネーターの配置

医療的ケアの必要な障がい児が地域で日常生活を送るためには、保健、医療、障がい福祉等において、必要な支援が適切に受けられることが重要です。また、関係機関が連携して支援するためには総合的な相談への対応及び調整が可能なコーディネーターの存在が必要となります。

本市においては、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」とその分科会である「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」において、医療的ケア児等の支援に関する地域課題の把握や、関係機関等の連携推進、研修会の開催等の取組を実施し、医療的ケア児等コーディネーターを中心として医療的ケア児等の支援の推進を図っています。

県の実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の参加人数及び実施状況を踏まえ、令和5年度における医療的ケア児等コーディネーターを6人と見込みました。

■医療的ケア児支援調整コーディネーターの見込み量

(単位：人/年)

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	現在検討中		

(4) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策

近年、障がい児に対する支援ニーズの増加と質の多様化が見られ、障がい児支援サービスはその重要性を増しています。そのため、本市においても、地域共生社会をめざす中で、サービスの量と質の確保に向けた取組を積極的に進めます。

市内の障がい児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にある一方、各事業所によるサービス内容等が多様であり、サービスの質を担保するための取組が引き続き求められています。

市内の障がい児通所支援事業所と連携し、児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインを活用した研修等を行い、障がい児や家族のニーズに対応した適切なサービスが受けられるよう支援内容の向上を図っていきます。また、保育所等の子育て支援に関連する施設と、児童発達支援センターを中心とした障がい児通所支援事業所との連携を推進し、支援ニーズの多様化へ対応していきます。

医療的ケアが必要な障がい児については、必要なサービスを利用できるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や放課後等デイサービス事業所への看護師配置に対する助成等の取組を継続するとともに、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」とその分科会である「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を活用し、支援のあり方を検討していきます。

専門職が障がい児支援利用計画の策定を行う障がい児相談支援については、障がい児の保護者から、「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期における支援の継続性の確保や、相談先が見つからないことによるやむをえないセルフプランの選択などが問題として指摘されています。

そこで本市では、希望する障がい児やその保護者すべてが相談支援を受けられるよう、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、相談支援事業所を対象とした障がい児支援サービスや子育て支援サービスの理解を深めるための研修の実施、また相談内容が困難と判断される場合に基幹相談支援センターと連携することにより、障がい児相談支援事業所を支援し、障がい児相談支援の利用しやすい環境の整備を進めていきます。

【障がい児支援サービスの見込み量一覧】

区分	見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	現在検討中		
②放課後等デイサービス			
③医療型児童発達支援			
④保育所等訪問支援			
⑤居宅訪問型児童発達支援			
⑥障がい児相談支援			
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数			

注1. ①～⑤の見込み量は、各年度3月の利用分を示しています。

注2. ⑥の見込み量は、各年度末の実利用者数を示しています。

注3. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

第5章 計画推進のために

現在 作成中

現在 作成中